

春日部市地域防災計画 資料編



令和 7 年 2 月

春日部市防災会議

目 次

【(1) 別表類】

番号	別表名 (本編ページ)	資料編 ページ
1	地盤沈下状況一覧 (2-5)	(1)-1
2	危険物施設設置状況一覧 (2-15)	(1)-2
3	防火対象物件数 (2-16)	(1)-3
4	防災ブロック区分一覧 (2-19)	(1)-4
5	各種防災拠点施設名一覧 (2-18)	(1)-6
6	指定避難所一覧 (2-22)	(1)-7
7	指定緊急避難場所一覧 (2-23)	(1)-10
8	広域避難場所一覧 (2-23)	(1)-10
9	一時（いっとき）避難場所一覧 (2-23)	(1)-10
10	災害時における相互応援協定 (2-37)	(1)-11
11	事業者との協力体制一覧 (2-38、3-92)	(1)-12
12	災害時通信施設一覧 (2-43)	(1)-17
13	水道施設の現況（貯水施設） (2-46、3-90)	(1)-19
14	小中学校プールの現況 (2-46、3-90)	(1)-20
15	応急給水用資機材一覧 (2-46、3-90)	(1)-21
16	備蓄品等保管場所一覧 (2-48)	(1)-22
17	備蓄品一覧 (2-48)	(1)-23

番号	別表名 (本編ページ)	資料編 ページ
18	消防水利設置状況（設置数） (2-52)	(1)-26
19	消防車両配置状況 (2-53)	(1)-27
20	消防団編成状況 (2-53、3-198)	(1)-29
21	臨時ヘリポート指定地 (2-61、3-133)	(1)-30
22	緊急輸送道路一覧 (2-64、3-43)	(1)-30
23	市保有車両 (2-65、3-132)	(1)-33
24	備蓄品の例示一覧 (2-105)	(1)-34
25	被害報告判定基準 (3-44、3-186)	(1)-35
26	緊急消防援助隊に係る各部隊の概要 (3-64)	(1)-37
27	災害救助法による救助の種類、方法、期間等 (3-70、3-75、3-84、 3-91、3-94、3-97、3-99、3-102、3-103、3-104、3-136、3-144)	(1)-38
28	病院、診療所等の医療施設一覧 (3-83)	(1)-42
29	救命救急センター一覧 (2-61)	(1)-55
30	災害拠点病院一覧 (2-61)	(1)-55
31	指定文化財一覧 (2-29、3-146)	(1)-56
32	被災者生活再建支援制度の概要 (4-15)	(1)-59
33	災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資の概要 (4-16)	(1)-60
34	天災融資法に基づく資金融資の概要 (4-23)	(1)-61
35	日本政策金融公庫災害復旧関係資金の概要 (4-23)	(1)-61

番号	別表名 (本編ページ)	資料編 ページ
36	埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要 (4-23)	(1)-62
37	農業災害補償の概要 (4-23)	(1)-62
38	洪水時に避難確保が必要な要配慮者利用施設 (2-113)	(1)-63
39	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害危険箇所一覧 (2-5)	(1)-74
40	排水機場等一覧 (3-199)	(1)-75
41	水道事業における事故応急対策の例 (3-237)	(1)-77
42	飲食物摂取制限に関する指標 (3-242)	(1)-78
43	食品中の放射性物質に係る規格基準 (3-242)	(1)-78
44	医療救護所一覧 (2-59)	(1)-78

【(2) 別図類】

番号	別図名 (本編ページ)	資料編 ページ
1	春日部市消防本部組織機構図 (2-52)	(2)-1
2	放送要請手続一覧 (3-47、3-53)	(2)-2
3	トリアージタグ (3-68)	(2)-3
4	上水道施設の位置及び給水区域図	(2)-4
5	水質事故対応本部組織図 (3-237)	(2)-5

【(3) その他】

番号	資料名 (本編ページ)	資料編 ページ
1	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置 (3-264)	(3)-1

【別表第1】

地盤沈下状況一覧

(令和6年10月1日現在)

	所在地		調査 開始 年月日	過去5年間 の変動量 (mm) H30. 1. 1 R6. 1. 1	調査開始 年からの 変動量 (mm)	R6. 1. 1 の真高 (T. P.) (m)	備 考
	町(字)名	目 標					
1	谷原1丁目3	谷原グラウンド (春日部中央観測井)	H5. 1. 1	-25. 6	-302. 4	4. 7061	
2	大場 822-1	武里西小学校	S59. 1. 1	-0. 4	-161. 1	4. 2007	H28 年度再設
3	八丁目 353-1	幸松小学校	S54. 1. 1	-0. 8	-373. 4	5. 3242	
4	梅田三丁目 189-2	個人宅地内	S46. 2. 1	+4. 9	-469. 5	6. 7885	
5	道順川戸 37-1	豊春小学校	S49. 1. 1	+5. 6	-215. 7	7. 2627	
6	南栄町 2-1	テバ製菓(株)	S46. 2. 1	+3. 8	-377. 6	7. 0769	
7	下蛭田 233-3 地先	エール春日部豊春	S46. 2. 1	+5. 8	-193. 9	7. 0714	
8	備後東 4 丁目 4-30	個人宅内	S46. 2. 1	+1. 2	-858. 9	5. 1411	
9	粕壁東 4 丁目 1-18	八坂神社	S46. 2. 1	+1. 5	-949. 0	6. 3386	
10	備後東 4 丁目 12-16 地先	国道 4 号線 備後交差点歩道橋下	H16. 1. 1	-0. 2	-88. 4	5. 2603	H15 年度移転
11	備後東 1 丁目 14-34 地先	仙波工務所	S46. 2. 1	-2. 4	-870. 5	6. 0945	
12	豊野町 3 丁目 6-6	春日部市環境センター	H6. 1. 1	-9. 0	-244. 9	3. 6168	H24 年度再観測
13	赤沼 324-4 地先	ボラテック資材置場	H13. 1. 1	+0. 6	-81. 0	5. 1261	H24 年度再観測
14	下大増新田 61-1	県立春日部高等技術専門校	S64. 1. 1	-1. 2	-122. 0	4. 8316	
15	小淵 1634	小淵山観世音院	H16. 1. 1	+5. 3	-70. 3	6. 7517	
16	飯沼 1253	個人宅内	S46. 2. 1	-10. 2	-333. 3	4. 8532	
17	米島 756	川辺小学校	S55. 1. 1	+2. 5	-120. 4	5. 1546	
18	米崎 389	しょうぶ苑	H4. 1. 1	+0. 3	-86. 2	4. 9145	
19	永沼 2024-1	稲荷神社	S46. 2. 1	+1. 0	-222. 9	5. 9303	
20	上柳 26	ゲートボール場	H5. 1. 1	+2. 1	-88. 4	6. 1719	
21	芦橋 1 番地 1 地先	芦橋交差点	S49. 1. 1	-1. 2	-462. 0	6. 5972	令和 4 年度新設
22	神間 872	旧富多小学校	S56. 1. 1	+1. 0	-180. 9	5. 5941	
23	大衾 123-2	庄和地下水位観測所	S59. 1. 1	+3. 7	-113. 8	11. 1364	
24	内牧 2415-2	内牧小学校	H18. 1. 1	+3. 0	-59. 6	10. 2408	

注) 負値は、沈下を示す。

資料) 「令和5年度水準測量成果表」(埼玉県)

【別表第2】

危険物施設設置状況一覧

(令和6年4月1日現在)

施設別 管内別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	合計
春日部消防署	0	0	0	0	3	0	0	0	5	0	2	10
東 分 署	0	0	1	0	6	0	2	0	4	0	3	16
武 里 分 署	0	0	0	1	3	0	1	0	4	0	3	12
浜 川 戸 分 署	3	20	3	1	13	0	1	2	6	4	2	55
豊 野 分 署	1	11	1	0	3	0	0	0	6	0	5	27
幸 松 分 署	0	2	0	0	6	0	1	0	5	0	3	17
備 後 分 署	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	1	5
庄 和 消 防 署	2	11	0	0	11	0	6	0	14	0	4	48
合 計	6	44	6	2	47	0	11	2	45	4	23	190

資料) 令和6年版 春日部市消防年報

【別表第3】

防火対象物件数

(令和6年4月1日現在)

対 象 物 区 分			対象物数
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	3
	ロ	公会堂又は集会場	74
(2)	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	1
	ロ	遊技場・ダンスホール	17
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1
	ニ	カラオケボックス等	4
(3)	イ	待合・料理店等	0
	ロ	飲食店	93
(4)		物品販売店等	270
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	7
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	2,377
(6)	イ	病院・診療所・助産所	84
	ロ	老人短期入所施設・特別養護老人ホーム等	85
	ハ	老人デイサービスセンター・保育所等	93
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	31
(7)		小学校・中学校・高等学校・各種学校等	158
(8)		図書館・博物館・美術館等	1
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	3
	ロ	上記以外の公衆浴場	0
(10)		車両の停車場等	3
(11)		神社・寺院・教会等	50
(12)	イ	工場又は作業場	438
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	19
(14)		倉庫	374
(15)		前各項に該当しない事業場	420
(16)	イ	複合用途防火対象物で特定用途部分を有するもの	439
	ロ	複合用途防火対象物で上記以外のもの	202
(17)		重要文化財等	2
合 計			5,249

資料) 令和6年版 春日部市消防年報

【別表第4】

防災ブロック区分一覧

(令和6年10月1日現在)

地区区分		町 丁 字 界	自 治 会
粕壁地区		粕壁、粕壁1～4丁目、中央1～8丁目、浜川戸1～2丁目、粕壁東1～6丁目、緑町1～6丁目、南1～5丁目、八木崎町	上町町内会、仲町町内会、本町地区会、三枚橋町内会、一宮町町会、東町町会、川久保自治会、大砂町内会、元新宿町内会、内谷町会、大池町会、浜川戸町内会、宮本町町会、八木崎自治会、内出町会、春日町町内会、旭町町内会、幸町町内会、富士見町会、元町町会、中央1丁目町会、中央二丁目町会、立沼町会
内牧地区		梅田、梅田1～3丁目、梅田本町1～2丁目、内牧、南栄町、栄町1～3丁目	内牧一区自治会、内牧二区自治会連合会、内牧三区、内牧四区地区、グリーンパーク春日部自治会、梅田一区地区、梅田二区自治会、梅田本町地区、栄町一丁目町会、栄町二丁目町会、栄町三丁目町会
幸松地区		八丁目、小淵、不動院野、樋籠、牛島、樋堀、新川	八丁目新町地区、八丁目上組地区、八丁目新仲町会、八丁目下組地区会、八丁目新田自治会、八丁目五丁田地区、小淵松河町地区、小淵追分自治会、小淵本村地区、小淵観音前自治会、小淵原前地区、小淵島自治会、東不動院野自治会、西不動院野地区、樋籠第一地区自治会、樋籠柳原地区、向島地区、樋堀地区自治会、新川地区、牛島一番組自治会、牛島二番組自治会、牛島三番組自治会、牛島4番地区自治会
豊野地区		赤沼、銚子口、藤塚、六軒町、本町1～2丁目、豊野町1～3丁目	赤沼自治会、銚子口自治会、本田上自治会、本田中自治会、本田下自治会、藤塚新田自治会、三本木自治会、荻原地区自治会、藤ヶ丘自治会、野口自治会、新川島自治会、藤ヶ丘文化村自治会、六軒地区自治会、豊野町自治会
武里地区		千間1丁目、備後西1～5丁目、備後東1～8丁目、一ノ割、一ノ割1～4丁目、武里中野、薄谷、大場、大畑、大枝、増田新田	備後下自治会、備後東六丁目地区自治会、正善第一自治会、正善第二自治会、備後田島自治会、東急武里自治会、備後上地区、備後西川自治会、備後宮田自治会、備後同友自治会、備後朝日ヶ丘自治会、備後須賀第一自治会、備後須賀第二町会、備後須賀第三自治会、備後須賀第四自治会、備後須賀第5自治会、一ノ割本田第一自治会、一ノ割本田第二自治会、一ノ割本田第三自治会、一ノ割根耕地自治会、一ノ割新田・大沼自治会、薄谷自治会、武里中野地区自治会、白百合自治会、武里みどり住宅地自治会、増田新田地区自治会、大場駅西自治会、大場中央自治会、大場新田自治会、大場谷中自治会、大場東口自治会、大畑自治会、大畑新田自治会、大枝地区自治会、大枝南自治会、シティプラザ自治会、大枝池の端自治会、大枝東自治会、千間一丁目自治会
武里団地		武里団地	5街区町会
豊春地区		谷原新田、上大増新田、下大増新田、増富、増戸、下蛭田、花積、道口蛭田、上蛭田、道順川戸、南中曽根、新方袋、西八木崎1～3丁目、谷原1～3丁目、大沼1～7丁目、豊町1～6丁目	谷原中央自治会、谷原一丁目町会、谷原二丁目町会、谷原三丁目町会、大沼ゆりの木自治会、下谷原地区自治会、上大増自治会、下大増自治会、豊町自治会、豊町東地区自治会、豊町西地区、豊町南立野自治会、増富地区、増富東地区、増戸地区自治会、上蛭田地区、上蛭田西自治会、下蛭田自治会、下蛭田中央自治会、花積地区、花積西自治会、道口蛭田地区自治会、ルネ春日部自治会、南中曽根地区会、宮川自治会、新方袋連自治会、サニータウン春日部自治会、ふじの街自治会、八木崎文化村自治会、春日部グリーンコープ自治会
庄和地区	北部	神間、榎、立野、梶、小平、下吉妻、上吉妻、西宝珠花、西親野井、塚崎、倉常、芦橋、木崎	神間区、梶区、立野区、榎区、小平区、下吉妻区、上吉妻区、西宝珠花区、西親野井区、塚崎区、倉常区、芦橋区、木崎区
	中部	永沼、下柳、上柳、上金崎、金崎、西金野井、大倉	桜台一区、桜台二区自治会、南桜井自治会、西金野井北区、西金野井西区、西金野井東区、東急南桜井自治会、大倉区、大倉県住自治会、ガーデンタウン自治会、三井南桜井自治会、南桜井ローズタウン自治会、正風タウン自治会、金崎区、永沼区、下柳区、上柳区、有楽南桜井自治会
	南部	水角、赤崎、飯沼、米崎、米島、東中野、新宿新田	新生一区、新生二区、新生三区、新生四区、新生五区自治会、六区自治会、米島駅南地区、南桜井東映団地自治会、殖産自治会、新八自治会、グリーンホーム自治会、米島第一区、新宿新田区、中屋敷自治会、米島ニュータウン自治会、南桜井サニータウン自治会、米島第二区、北部新宿区、桜井団地区、米島第三区、江戸川団地自治会、水角区、赤崎区、飯沼区、米崎区、東中野区

【 防災ブロック区分図 】

(令和6年10月1日現在)



防災中枢拠点及び地区防災拠点施設

防災中枢拠点	地区名	地区防災拠点
市役所 (代替：防災センター)	粕壁地区	粕壁市民センター
	内牧地区	内牧市民センター
	幸松地区	幸松市民センター
	豊野地区	豊野市民センター
	武里地区	武里市民センター
	武里南部	武里大枝市民センター
		武里第6公園
	豊春地区	豊春市民センター
	庄和地区	庄和総合支所
	北部	大鳳文化交流センター (旧) 宝珠花小学校
	南部	庄和南公民館

【別表第5】

各種防災拠点施設名一覧

(令和6年10月1日現在)

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	災害対策本部は、市役所（※）に設置する。ただし、市役所が被災した場合は、防災センターに設置する。 ※新庁舎では、敷地内駐車場を緊急車両の駐車スペースおよび救援物資の受入の補完的役割を担う場所とする。 また、防災活動用地では物資の配布を行う。
広域受援拠点	・消防、警察、自衛隊の応援部隊の受入 ・救援物資の受入	大沼公園 道の駅「庄和」
地区防災拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・救援物資の中継基地	粕壁地区 粕壁市民センター 内牧地区 内牧市民センター 幸松地区 幸松市民センター 豊野地区 豊野市民センター 武里地区 武里市民センター （武里南部 武里大枝市民センター、 武里第6公園） 豊春地区 豊春市民センター 庄和地区 庄和総合支所 （庄和北部 大風文化交流センター （（旧）宝珠花小学校）） （庄和南部 庄和南公民館）
地区拠点避難場所	・防災中枢拠点、地区防災拠点との連携 ・各地区の避難所との連携 ・救援物資の中継基地	粕壁地区 春日部中学校、緑中学校 内牧地区 内牧小学校 幸松地区 東中学校 豊野地区 豊野中学校 武里地区 武里中学校、春日部南中学校 （武里団地 武里南小学校） 豊春地区 豊春中学校、大沼中学校、 大増中学校 庄和地区 北部 江戸川小中学校 中部 桜川小学校 南部 川辺小学校
消防活動拠点	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動	春日部市消防本部
避難場所	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	○避難場所 : 79か所 ○広域避難場所 : 4か所 （うち避難場所兼用2か所）
防災備蓄倉庫	・非常用物資の備蓄 ・避難場所への物資の供給拠点	○防災備蓄倉庫 : 35か所 ◇ 参照【備蓄品等保管場所一覧】 (p. 資料編 1-22)

【別表第6】

指定避難所一覽

指定避難所（全 69 箇所）

（令和 7 年 2 月 27 日現在）

番号	拠点	指定避難所	所在地	最大 収容 人数	地震	洪水				備考
						利根川	江戸川	荒川	県 4 河川	
1		粕壁小学校	粕壁東 3-2-19	3,906	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
2	○	内牧小学校	内牧 2415-2	3,599	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
3		豊春小学校	道順川戸 37-1	3,845	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
4		武里小学校	備後西 5-5-2	2,964	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
5		幸松小学校	八丁目 353-1	3,226	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 A
6		豊野小学校	銚子口 1087	3,664	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 A
7	○	武里南小学校	大枝 89 武里団地 2-1	4,849	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 A
8		武里西小学校	大場 822-1	4,501	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	備蓄 A
9		谷中小記念館	大場 656-1	471	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	備蓄 B
10		備後小学校	備後西 3-2-1	3,335	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	備蓄 A
11		八木崎小学校	中央 4-1	3,895	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
12		牛島小学校	牛島 1080	4,148	全階 使用可	3 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
13		緑小学校	緑町 5-4-1	3,559	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 A
14		上沖小学校	大沼 5-44	4,017	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
15		正善小学校	備後東 6-2-1	3,848	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	
16		立野小学校	南中曽根 1074	4,037	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
17		宮川小学校	新方袋 1090	3,124	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
18		藤塚小学校	藤塚 82-2	3,201	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 B
19		小淵小学校	小淵 905-1	3,168	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 B
20	○	春日部中学校	粕壁 4-4-15	5,075	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
21	○	東中学校	樋堀 181-1	5,487	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 B
22	○	豊春中学校	南中曽根 107-2	3,530	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
23	○	武里中学校	薄谷 3	4,766	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	備蓄 A

番号	拠点	指定避難所	所在地	最大 収容 人数	地震	洪水				備考
						利根川	江戸川	荒川	県 4 河川	
24		(旧) 谷原中学校	谷原新田 1507	4,474	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
25	○	大沼中学校	大沼 6-75	4,428	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
26	○	豊野中学校	銚子口 130	4,240	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
27	○	春日部南中学校	武里中野 746	4,020	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
28	○	緑中学校	緑町 5-9-38	3,632	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
29	○	大増中学校	上大増新田 140	3,691	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
30		市民武道館	大沼 2-107	1,244	全階 使用可	使用 不可	使用 不可	使用 不可	全階 使用可	
31		粕壁市民センター	粕壁 6918-1	2,780	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
32		内牧市民センター	内牧 4398	943	全階 使用可	全階使 用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
33		豊春市民センター	上蛭田 101-2	1,003	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	
34		武里市民センター	備後西 1-13-2	1,357	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
35		幸松市民センター	牛島 667-1	1,004	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
36		豊野市民センター	銚子口 999	557	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
37		武里南地区公民館	大枝 89 武里団地 7-5	266	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
38		武里東公民館	備後東 7-38-16	300	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	
39		藤塚公民館	藤塚 1670-1	300	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
40		粕壁南公民館	南 1-12-23	553	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
41		豊春第二公民館	豊町 5-14-1	607	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
42		幸松第二公民館	小淵 73-1	316	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
43		内牧南公民館	内牧 1498	310	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
44		春日部市民文化会館	粕壁東 2-8-61	5,645	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
45		県立春日部高等学校	粕壁 5539	9,412	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
46		県立春日部東高等学校	樋籠 363	9,011	全階 使用可	3 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
47		県立春日部工業高等学校	梅田本町 1-1-1	8,161	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	

番号	拠点	指定避難所	所在地	最大 収容 人数	地震	洪水				備考
						利根川	江戸川	荒川	県 4 河川	
48		県立春日部女子高等学校	粕壁東 6-1-1	7,775	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
49		武里大枝市民センター	大枝 89 武里団地 2-1	1,058	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
50		健康福祉センター	大枝 89 武里団地 7-4	369	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	
51		男女共同参画推進センター	緑町 3-3-17	528	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	
52		大池憩いの家	南 5-7-13	325	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	
53		大風文化交流センター ((旧) 宝珠花小学校)	西宝珠花 593	1,794	全階 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
54	○	江戸川小中学校	上吉妻 1	2,058	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
55		(旧) 富多小学校	神間 872	1,857	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
56		南桜井小学校	下柳 3	2,755	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
57	○	桜川小学校	大袈 496-1	3,626	全階 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
58		葛飾中学校	永沼 2250-1	3,988	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
59	○	川辺小学校	米島 756	2,803	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
60		中野小学校	東中野 654	2,161	全階 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
61		飯沼中学校	飯沼 180	2,976	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	備蓄 A
62		庄和体育館	金崎 616	2,312	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
63		社会福祉法人子供の町	西金野井 337	2,854	全階 使用可	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
64		庄和市民センター正風館	大袈 307-1	2,016	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	備蓄 A
65		県立庄和高等学校	金崎 583	5,774	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
66		東部地域振興ふれあい拠点 施設 (ふれあいキューブ)	南 1-1-7	737	全階 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
67		薬師沼憩いの家	赤沼 475	173	全階 使用可	使用 不可	使用 不可	使用 不可	使用 不可	
68		共栄大学	内牧 4158	509	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
69		庄和南公民館	米崎 357	123	全階 使用可	2 階以上 使用可	2 階以上 使用可	全階 使用可	全階 使用可	
合計最大収容人数			203,040							

注) 備蓄 A : コンテナ式倉庫、備蓄 B : 建物内倉庫

注) 最大収容人数は、「国民保護ポータルサイト：内閣官房」に掲載のとおり、一人当たり 2.0 m²を占めると
仮定して機械的に計算したもの

【別表第 7】

指定緊急避難場所一覧

全 10 か所

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

	避難場所	所在地	地震	洪水	避難所	備考
1	大沼公園	大沼 7-12	使用可	使用不可	使用不可	
2	内牧公園	内牧 2735-1	使用可	使用不可	使用不可	
3	牛島公園	牛島 626	使用可	使用不可	使用不可	備蓄 A
4	八幡公園	粕壁 5597	使用可	使用不可	使用不可	
5	一の割公園	一ノ割 947-2	使用可	使用不可	使用不可	
6	南栄町第 1 近隣公園	南栄町 17-1	使用可	使用不可	使用不可	
7	谷原第 1 公園	谷原 1-3	使用可	使用不可	使用不可	
8	春日部共栄中学高等学校	上大増新田 213	使用可	使用不可	使用不可	
9	共栄大学	内牧 4158	使用可	使用不可	使用不可	
10	春日部夢の森公園	下大増新田 391	使用可	使用不可	使用不可	

注) 備蓄 A : コンテナ式倉庫

【別表第8】

広域避難場所一覧

全 4 か所

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

	名称	所在地	大規模火災	地震	洪水	避難所
1	大沼公園※	大沼 7-12	使用可	使用可	使用不可	使用不可
2	牛島公園※	牛島 626	使用可	使用可	使用不可	使用不可
3	武里団地内公園	大枝 89 武里団地 7	使用可	使用可	使用不可	使用不可
4	総合体育施設	谷原新田 1557-1 他	使用可	使用可	使用不可	使用不可

※印は、指定緊急避難場所と兼用

【別表第9】

一時（いつとき）避難場所一覧

全 11 か所

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

	名 称	所 在 地
1	豊野町第 1 公園	豊野町 2-34
2	旧倉松公園	八丁目 807-1
3	牛島古川公園	牛島 439-1
4	川久保公園	緑町 2-646-1
5	大枝公園	大枝 481-1
6	谷中公園	栄町 3-165
7	南栄町中央児童公園	南栄町 1-4
8	倉松公園	八丁目 445-2
9	藤塚三本木公園	藤塚 1477-1
10	深町公園	栄町 1-230
11	首都圏外郭放水路多目的広場	上金崎 720

【別表第10】

災害時における相互応援協定

全 14 協定

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

協定名	協定締結先	締結日	協定内容
大規模災害時における相互応援に関する協定	藤岡市、富岡市、羽生市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市、津島市	H16. 9. 1	車両・機械・用具等の提供、食料・飲料水の提供、被災者の救出・医療、施設の応急復旧に必要な資機材の提供、医療職・技術職等の派遣
災害時における避難場所相互利用に関する協定	越谷市	H18. 1. 27	避難場所の相互利用
鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	埼玉県下の市町村消防機関、鉄道事業者	H18. 12. 1	鉄道災害における消防活動及び安全管理体制の確保、公共交通機関の早期運転再開の実施を図る相互連携
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県、埼玉県内の 62 市町村	H19. 5. 1	食料・生活必需品・資機材の提供、被災者の救出・医療・防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供他
埼玉県下消防相互応援協定書	埼玉県下の市町村消防機関	H19. 7. 1	消防組織法第 39 条の規定に基づく埼玉県下市町村等の相互応援
消防相互応援協定書 (各協定先と個別に締結)	さいたま市、越谷市、吉川松伏消防組合、宮代町、埼玉東部、杉戸町、白岡市、野田市	H19. 11. 30	消防組織法第 39 条の規定に基づく各協定先市町等との相互応援
全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書	つくば市や伊勢崎市を含む全国 19 市	H20. 4. 1 ※ 春日部市加入日	食料・飲料水・生活必需品・資機材の提供、災害者の救助、医療救護・防疫に必要な資機材と物資の提供、応急対策・復旧活動に必要な職員・資機材の提供
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東整備局	H23. 1. 12	災害時の情報交換、情報連絡員の派遣等
災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	H24. 10. 1	食料・飲料水、救出・医療・車両、医療職・技術職の派遣、避難場所の相互利用
災害時における相互応援に関する協定	栃木市、鹿沼市	H29. 4. 17	物資、資機材の供給、職員派遣等の相互協定
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	水戸市	H30. 12. 25	避難所および物資の提供、被災時の相互応援
道の駅「庄和」の災害時における防災利用に関する協定	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	R2. 3. 31	災害復旧、救助救援活動、物資運搬などに必要な、情報・場所・施設の提供
原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定	焼津市	R5. 3. 24	避難所および物資の提供、被災時の相互応援

協定名	協定締結先	締結日	協定内容
春日部市・小樽市の連携協力に関する都市間協定	小樽市	R5. 7. 4	災害対策に関する相互応援等
豊中市・春日部市の連携協力に関する都市間協定書	豊中市	R6. 11. 20	災害対策に関する相互応援等

【別表第11】

事業者との協力体制一覧

全 75 協定

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

協定名	協定締結先	協定日	協定内容
春日部市内郵便局職員による水道の漏水及び施設の破損等の情報提供に関する覚書	春日部郵便局	H12. 3. 29	水道の漏水および施設の破損などの情報提供について
災害時における一般廃棄物処理の協力に関する協定	北海紙管（株）	H18. 1. 5	古紙類（一般廃棄物）の処理
災害時における燃料供給の協力に関する協定	埼玉県石油商業協同組合春日部支部	H18. 2. 7	燃料の供給
災害発生時における燃料の供給の協力に関する協定	春日部・庄和地区 LP ガス保安協会	H18. 3. 20	燃料の供給
災害発生時における衣料品、用品等供給の協力要請に関する協定	（株）イトーヨーカ堂	H18. 3. 20	食料品および衣料品、日用品
災害発生時における救助活動の協力に関する協定	株式会社 桃屋春日部工場	H18. 4. 4	食料品の供給
災害時における廃棄物処理の協力に関する協定	春日部環境衛生事業協同組合	H18. 10. 10	一般廃棄物及びし尿の収集・運搬
災害発生時における救助活動の協力に関する協定	（株）ミツハシ	H18. 10. 20	食料の供給
災害時における飲料水の優先供給に関する協定	春日部小売酒販組合 三国コカ・コーラボトリング（株）、（株）伊藤園	H19. 8. 23	飲料水の優先供給
埼玉県と消防機関及び埼玉 DMAT の災害時における高速自動車国道等の使用の取扱いに関する協定書	東日本高速道路株式会社 関東支社	H19. 11. 27	災害時の高速道路の使用について
災害時における輸送業務に関する協定	赤帽首都圏軽自動車輸送共同組合埼玉県支部	H20. 8. 5	物資の輸送、業務中に収集した情報の提供
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合（春日部支部）	H20. 8. 22	公共施設における電気設備などの復旧、市内における電気事故の防止
災害時の停電対策の協力に関する協定	春日部電設協力会（株）アクティオ	H20. 8. 22	公共施設における発電機による電力の供給と電気設備の応急措置

協定名	協定締結先	協定日	協定内容
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 春日部市医師会	H21. 1. 23	救護所への医療救護班の派遣と医療救護活動
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社) 春日部市歯科医師会	H21. 1. 23	救護所への歯科医療救護班の派遣と歯科医療救護活動
災害時の薬剤医療救護活動に関する協定	(一社) 春日部市薬剤師会	H21. 1. 23	救護所への薬剤医療救護班の派遣と薬剤救護活動
災害時における救援活動の協力に関する協定	いなほの会	H21. 4. 7	米の供給及び避難場所での炊き出し支援
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	春日部市建築業協会	H21. 4. 7	ボランティアとしての被災建築物応急危険度判定業務および土のうなどの資材運搬
災害時における応急対策業務の実施に関する協定	春日部市環境緑化協力会	H21. 5. 20	公園街路などの倒木除去及び樹木被害調査
災害時における応急対策業務の実施に関する協定	春日部市維持管理協会	H21. 7. 31	道路、河川の清掃及び公共下水道の調査清掃
災害時における応急対策業務の実施に関する協定	春日部市建築十日会	H21. 9. 2	公共施設の応急修繕、応急仮設住宅の設置、簡易トイレの供給、ボランティアとしての被災建築物応急危険度判定士の協力
災害時における物資の輸送に関する協定	埼玉県トラック協会春日部支部	H22. 2. 9	救援物資の輸送および、災害応援協定自治体への緊急輸送
災害時の被災者施術活動に関する協定	(一社) 春日部鍼灸マッサージ師会	H22. 2. 18	救護所への施術班の派遣と被災者施術活動(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師などに関する法律の業務)
災害時の応急救護活動に関する協定	春日部市接骨師会	H22. 2. 18	救護所への応急救護班の派遣と応急救護活動(柔道整復師法の業務)
震災時等における資材の供給に関する協定書(各協定先と個別に締結)	浅野機材、安田、管財屋、日本鋳鉄管	H22. 7. 6	水道施設の復旧に必要な資材の供給
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活共同組合さいたまコープ	H23. 3. 28	食糧、生活必需品などの調達および供給など
災害時における復旧工事に関する協定書	春日部市管工事業協同組合	H23. 10. 4	水道施設、給水装置の復旧工事
災害等における緊急時の協力に関する協定書	第一環境 株式会社	H24. 7. 17	水道事業に係る応急対策および復旧対策
災害時における災害応急対策に関する協定	埼玉土建一般労働組合春日部支部	H25. 2. 12	倒壊建物などからの救出救援活動、収容施設およびその他市施設の応急補修に関すること。
災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	春日部市市管理構内タクシー協議会	H25. 3. 19	タクシー無線による非常通信。情報収集や伝達など

協定名	協定締結先	協定日	協定内容
災害発生時における燃料（ガス）等の供給に関する協定	株式会社 エナジー宇宙	H25. 3. 22	ガスの供給
震災時等における資材の供給に関する協定書	渡辺パイプ 株式会社	H25. 4. 22	水道施設の復旧に必要な資材の供給
災害時における春日部市建設業安全協力会無線の情報通信の協力に関する協定	春日部市建設業安全協力会	H25. 7. 23	建設業安全協力会の無線による非常通信。情報収集や伝達など
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社 赤ちゃん本舗	H25. 9. 9	食糧、生活必需品などの調達および供給など
災害に係る情報発信等に関する協定	yahoo!株式会社	H26. 10. 8	災害時における自治体情報の発信等
災害発生時における春日部市と春日部市内郵便局に関する協定	春日部市内郵便局	H27. 7. 28	情報の相互提供、広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策
避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社	H27. 8. 19	電柱広告による避難場所への誘導案内
避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定	武蔵工業株式会社	H27. 8. 19	電柱広告による避難場所への誘導案内
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	H27. 10. 2	災害時における被災者等からの相談業務
災害における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム北関東	H27. 11. 26	災害および防災に関する情報の放送等の実施
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社 ゼンリン 関東エリア統括部	H28. 9. 6	災害時に活用できる地図の提供
災害時における救援活動の協力に関する協定	春日部市建設業安全協力会、春日部市建設業協会	H29. 3. 31	道路、河川、橋りょうなどの応急修理および障害物の除去など
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	H29. 4. 7	災害時における家屋の被害認定調査や訓練への協力
災害時における応急対策の協力に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	H29. 4. 21	災害時の遺体の収容・搬送などに必要な資機材、役務および施設などの提供
災害時における応急対策業務等の実施に関する協定	春日部市建築行政連絡協議会	H29. 8. 3	災害時の被災建築物応急危険度の判定、住宅に関する相談
災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	H29. 9. 20	被災した下水道施設の巡視、点検、調査、清掃および修繕
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H27. 1. 8	災害時における被災者の通信手段の確保
災害時における無人航空機による協力に関する協定	一般社団法人 災害対策建設協会 JAPAN47、株式会社 イシモ建設	H30. 1. 29	災害時における無人航空機による情報収集および調査

協定名	協定締結先	協定日	協定内容
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	東邦薬品 株式会社 春日部営業所、アルフレッサ 株式会社 久喜支店、株式会社スズケン 越谷支店、株式会社メディセオ 久喜支店	H30. 3. 27	医薬品および衛生材料の供給
災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	H30. 4. 27	災害時における被災者などからの相談業務
災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	株式会社 マミーマート	H30. 10. 31	食料品および日用品の供給
災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 LIXIL ビバ	H30. 11. 13	日用品、資材、工具などの供給および一時待避場所としての駐車場の提供
災害時における救援物資対応に関する協定	さいたま春日部市場 株式会社	H31. 3. 28	市場商品の提供および救援物資の受入れ、積み込み、一時保管を行う物資拠点としての施設の提供
災害時における特殊車両を用いた後方支援活動に関する協定	有限会社サポートマーケティングサービス	R2. 3. 27	被災者の救援救助および物資運搬等に係る支援活動
災害時における段ボール製品等の供給に関する協定	株式会社タチバナ産業	R2. 3. 27	段ボール製品等の物資供給
災害時における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	R2. 7. 3	避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカムベッドの供給
災害時における施設等の提供協力に関する協定	社会福祉法人 ウエルガーデン	R2. 8. 6	車中泊者の一時滞在場所として施設の駐車場の一部提供
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド 株式会社 春日部支社	R2. 10. 8	大規模停電の早期復旧に係る情報連携及び相互協力
防災モデル避難所運営に関する協定	武里公隣防災対策連絡協議会	R2. 11. 17	災害時における避難所の開錠、開設および管理運営
地域 BWA（広帯域移動無線アクセス）の活用に関する協定	アイテック阪急阪神株式会社	R3. 7. 20	避難所における地域 BWA の通信基盤の整備及び運用
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	R3. 7. 28	災害時の避難所の開設状況及び混雑状況の把握と住民に対する情報提供
避難所の運営に関する協定書	春日部市立豊野中学校、豊野地区災害対策協議会	R3. 11. 25	災害時における避難所の開錠、開設及び管理運営
災害時における無人航空機による協力に関する協定	株式会社 カネショウ	R4. 2. 7	災害時における無人航空機による情報収集および調査
災害時における物資供給の協力に関する協定	株式会社 セキ薬品	R4. 2. 8	災害時における物資の供給
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	株式会社八洋	R4. 8. 1	災害時における飲料水の供給

協定名	協定締結先	協定日	協定内容
災害時における施設の提供及び物資の供給に関する協定	イオンモール株式会社 イオンリテール株式会社	R4. 12. 10	災害時における施設の提供及び物資の供給
豊野小学校における避難所運営に関する協定	豊野小学校、豊野地区災害対策協議会	R4. 12. 20	災害時における避難所の開錠、開設および管理運営
藤塚小学校における避難所運営に関する協定	藤塚小学校、豊野地区災害対策協議会	R4. 12. 20	災害時における避難所の開錠、開設および管理運営
避難所運営に関する協定	春日部中学校、旭町、春日町、内出町	R5. 2. 21	災害時における避難所の開錠、開設および管理運営
大規模災害時における物資の輸送荷役に関する協定	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	R5. 3. 23	災害時における物資の輸送
防災分野における連携・協力に関する協定	春日部みどりのPARK 共同事業体	R5. 6. 20	災害時における施設の利用等
避難所運営に関する協定	小淵小学校、小淵地区災害対策協議会	R5. 8. 17	災害時における避難所の開錠、開設および管理運営
損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	R5. 9. 27	被害調査に関するデータ及び情報の提供
災害廃棄物処理の応援に関する協定	株式会社ウィズウェイストジャパン	R6. 1. 4	災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供等並びに焼却、破碎等の中間処理の実施及び収集運搬並びに処分の実施等
災害時における物資供給の協力に関する協定	株式会社永嶋庄兵衛商店	R6. 7. 24	災害時における物資の供給

【別表第12】

災害時通信施設一覧

【 市役所関連施設 】

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

区分				台数	備考
災害対策本部		発着信両用電話		8	733-0220、733-3825、734-2593、 734-2597、734-3782、734-3846、 737-1710、738-4456 内線番号 3662～3669
		携帯電話		15	
市防災 行政無線	同報系	親局		1	
		子局		190	再送信子局 1 局含む
		文字表示板		2	
	移動系	基地局		1	
		移動局	車載	22	
			半固定	68	
			携帯	27	
IP 無線機		本部		4	
		避難所等各施設		76	

【 消防本部関連施設 】

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	部 署	消 防 本 部	分 署						庄 和 消 防 署	消 防 団 (春日部・庄和)	計	備 考
			東	武 里	浜 川 戸	豊 野	幸 松	備 後				
指令電話		1	1	1	1	1	1	1	1		8	
一般加入電話		11	1	1	1	1	1	1	2		19	本部: 738-3111(代) 春日部消防署: 738-3119 東分署: 754-7313 武里分署: 736-0339 浜川戸分署: 754-4853 豊野分署: 737-1899 幸松分署: 761-4220 備後分署: 734-6561 庄和消防署: 746-5080
火災・救急専用報知電話		13									13	
警察電話		1									1	
テレホンガイド		1									1	
消防無線受信機		2	1	1	1	1	1	1	1		9	
ファックス 119		1									1	
ネット 119		1									1	
緊急通報システム (シルバーホンあんしん)		1									1	
埼玉県防災行政無線		1									1	
埼玉県衛星通信ネットワークシステム		1									1	
携帯電話		5	3	3	3	3	3	3	5		28	
順次指令装置		1									1	
携帯電話 119 番受信・転送装置		8									8	
東日本電信電話 (IP 電話サービス) 緊急通報電話		2									2	
KDDI (光加入電話サービス) 緊急通報電話		2									2	
ソフトバンクテレコム		2									2	
アルテリア		2									2	
一般ファックス		3							1		4	
消防無線	基地局	1									1	消防無線 統制波 主運用波 活動波
		車載	12	3	3	3	3	3	6	14	50	
		可搬	3	1	1	1	1	1	1		10	
		携帯	7	1	1	1	1	1	3	18	34	
水防無線		4									4	
水防用ファックス		1									1	735-1536
市防災行政無線 (同報系)		1									1	60 MHz 帯
市防災行政無線 (移動系)		2									2	

注) 「消防団」は、春日部消防団と庄和消防団の合計。

資料) 令和 6 年版 春日部市消防年報

【別表第13】

水道施設の現況（貯水施設）

（令和6年10月1日現在）

	施 設 名	所 在 地	有効貯水量 〔単位：m ³ 〕	保有水量 〔単位：m ³ 〕
1	北部浄水場	浜川戸一丁目 20-3	8,200	4,100
2	春日部中学校 （飲料水兼用耐震性貯水槽）	粕壁四丁目 4-15	60	60
3	南栄町第一近隣公園 （飲料水兼用耐震性貯水槽）	南栄町 17-1	100	100
4	東部浄水場	樋籠 234-1	13,000	6,500
5	牛島公園 （飲料水兼用耐震性貯水槽）	牛島 626	60	60
6	西部浄水場	一ノ割 1731-1	22,500	11,250
7	南部浄水場	備後東六丁目 16-5	3,400	1,700
8	春日部南中学校 （飲料水兼用耐震性貯水槽）	武里中野 746	100	100
9	大沼中学校 （飲料水兼用耐震性貯水槽）	大沼六丁目 75	100	100
10	豊春中学校 （飲料水兼用耐震性貯水槽）	南中曽根 107-2	100	100
11	庄和浄水場	大倉 455-1	8,900	4,450
12	春日部市庄和保健センター	大倉 496-1	100	100
	合 計 12 施設		56,620	28,620

注）管理者はすべて水道事業管理者である。

【別表第14】

小中学校プールの現況

(令和6年10月1日現在)

	名 称	容量 〔単位：m ³ 〕	所 在 地	電 話
1	粕壁小学校	325	粕壁東三丁目 2-19	754-6321
2	八木崎小学校	〃	中央四丁目 1	754-4433
3	緑小学校	〃	緑町五丁目 4-1	736-3745
4	春日部中学校	390	粕壁四丁目 4-15	761-2253
5	緑中学校	〃	緑町五丁目 9-38	737-8447
6	内牧小学校	325	内牧 2415-2	752-3256
7	幸松小学校	325	八丁目 353-1	752-3215
8	牛島小学校	〃	牛島 1080	761-1689
9	小淵小学校	〃	小淵 905-1	761-7161
10	東中学校	390	樋堀 181-1	752-2454
11	豊野小学校	325	銚子口 1087	735-2112
12	藤塚小学校	〃	藤塚 82-2	737-5330
13	豊野中学校	390	銚子口 130	737-0440
14	武里小学校	325	備後西五丁目 5-2	735-3026
15	備後小学校	〃	備後西三丁目 2-1	735-8479
16	正善小学校	〃	備後東六丁目 2-1	736-3741
17	武里中学校	390	薄谷 3	735-3034
18	春日部南中学校	〃	武里中野 746	737-2869
19	武里南小学校	387	大枝 89 武里団地 2-1	733-6911
20	武里西小学校	387	大場 822-1	733-7701
21	豊春小学校	325	道順川戸 37-1	754-0726
22	上沖小学校	〃	大沼五丁目 44	736-3710
23	立野小学校	355	南中曽根 1074	736-0001
24	宮川小学校	325	新方袋 1090	754-7600
25	豊春中学校	390	南中曽根 107-2	752-2717
26	(旧)谷原中学校	〃	谷原新田 1507	-
27	大沼中学校	〃	大沼六丁目 75	736-9986
28	大増中学校	〃	上大増新田 140	737-5100
29	大風文化交流センター (旧宝珠花小学校)	235	西宝珠花 593	748-1833
30	(旧)富多小学校	220	神間 872	-
31	南桜井小学校	260	下柳 3	746-0026
32	川辺小学校	254	米島 756	746-0009
33	桜川小学校	287	大衾 496-1	746-6238
34	中野小学校	296	東中野 654	746-8271
35	江戸川小中学校	390	上吉妻 1	748-1020
36	葛飾中学校	406	永沼 2250-1	746-0002
37	飯沼中学校	390	飯沼 180	746-7321
	合 計	12, 642		

【別表第15】

応急給水用資機材一覧

(令和6年10月1日現在)

	種 別	型式(容量等)	保有数量	保 管 場 所
1	給水用タンク (車載用)	1,000 ℓ	10 台	東部浄水場 4 台、西部浄水場 3 台 庄和浄水場 3 台
		2,000 ℓ	1 台	西部浄水場
2	携帯用ポリ袋 (背負式)	6 ℓ	21,298 袋	東部・西部浄水場、庄和浄水場
3	給水タンク車	2,000 ℓ	2 台	西部浄水場
4	給水スタンド		2 基	庄和浄水場

【別表第16】

備蓄品等保管場所一覧

(令和6年10月1日現在)

地 区		名 称	所 在 地	電 話	備 考
粕壁		八木崎小学校	中央 4-1	754-4433	コンテナ式倉庫
		粕壁小学校	粕壁東 3-2-19	754-6321	〃
		緑小学校	緑町 5-4-1	736-3745	〃
		春日部中学校	粕壁 4-4-15	761-2254	〃
内牧		内牧小学校	内牧 2415-2	752-3256	〃
幸松		幸松小学校	八丁目 353-1	752-3215	〃
		小淵小学校	小淵 905-1	761-7161	校舎内倉庫
		東中学校	樋堀 181-1	752-2454	〃
		水防倉庫（牛島公園）	牛島 626	-	コンテナ式倉庫
豊野		豊野小学校	銚子口 1087	735-2112	コンテナ式倉庫
		藤塚小学校	藤塚 82-2	737-5330	校舎内倉庫
武里		備後小学校	備後西 3-2-1	735-8479	コンテナ式倉庫
		武里中学校	薄谷 3	735-3034	〃
		武里南小学校	大枝 89 武里団地 2-1	733-6911	〃
		武里西小学校	大場 822-1	733-7701	〃
		谷中小記念館	大場 656-1	-	記念館内倉庫
		千間防災備蓄倉庫	千間一丁目 100-102	-	
豊春		豊春小学校	道順川戸 37-1	754-0726	コンテナ式倉庫
		豊春中学校	南中曾根 107-2	752-2717	〃
		備蓄倉庫（防災センター）	谷原新田 2097-1	-	
		水防倉庫（防災センター）	谷原新田 2097-1	-	コンテナ式倉庫 2 棟
庄和	北部	大風文化交流センター （(旧)宝珠花小学校）	西宝珠花 593	748-1833	建物内倉庫
		学校給食センター	神間 872	-	コンテナ式倉庫
		江戸川小中学校	上古妻 1	748-1020	〃
	中部	南桜井小学校	下柳 3	746-0026	〃
		桜川小学校	大倉 496-1	746-6238	〃
		葛飾中学校	永沼 2250-1	746-0002	〃
		庄和保健センター	大倉 496-1	736-6778	〃
		庄和体育館	金崎 616	746-6111	〃
		庄和市民センター正風館	大倉 307-1	746-6666	〃
		旧庄和町役場跡地	上柳 5-4	-	コンテナ式倉庫 2 棟
		庄和総合支所	金崎 839-1	746-1111	コンテナ式倉庫
	南部	中野小学校	中野 654	746-8271	〃
		飯沼中学校	飯沼 180	746-7321	〃
		川辺小学校	米島 756	746-0009	〃

【別表第17】

備蓄品一覧

【 食糧 】

(令和6年10月1日現在)

	品名	規格等	単位	個数
1	クラッカー		食	113,070
2	アルファ化米		食	31,500
3	クリームサンドビスケット		食	12,600
4	飲料水	500ml ペットボトル	本	21,240
5	粉ミルク	スティックタイプ	本	14,400
6	液体ミルク	280ml	本	288

【 備蓄品 】

	品名	規格等	単位	個数
1	トランジスタメガホン		本	34
2	プラスチックメガホン		個	125
3	投光器		台	18
4	避難所用投光器セット	ライト2基、スタンド、コードリール50M	式	132
5	強力ライト		個	16
6	懐中電灯		本	132
7	コードリール	50m、30m	台	50
8	黄色回転灯		個	26
9	自転車		台	16
10	消火器		本	119
11	水道用ホース		本	3
12	バケツ		個	216
13	消火用バケツ		個	101
14	車載型水槽	密閉型 K-1,000 1t 用、2t 用	袋	14
15	丸型組立水槽	1,000L 用	基	10
16	ロープ	長8本、短125本	本	133
17	ゴムロープ		本	11
18	トラロープ	各種	本	37
19	手ハンマー	金槌 300g	本	19
20	大ハンマー		本	44
21	RCパール		本	35
22	パール	500mm、900mm	本	74
23	金てこ	1,200mm	本	46
24	ボルトクリッパBC		本	15
25	梯子	日本アルミ VLSⅡ-52 5.2m	脚	15
26	脚立	コクヨ SP-33N	個	14
27	カッター	ワイヤーロープカッター	個	21
28	チェーンソー		台	15
29	手斧		本	51
30	防じんマスク	使い捨て ハイラック 301号 10入り	箱	96
31	のこぎり		本	78
32	スコップ	角	式	193

	品名	規格等	単位	個数
33	杭 (小)		本	251
34	鉄ぐい	154cm	本	29
35	木ぐい	150cm	本	10
36	土のう袋		袋	13, 749
37	じょれん		本	35
38	かけや		本	51
39	つるはし		本	68
40	一輪車		台	31
41	リアカー	折りたたみ式	台	17
42	発動発電機	ガソリン式	台	39
43	避難所用発電機	ガス式 900W	台	132
44	簡易トイレ処理セット	100 回分	箱	79, 500
45	簡易トイレ	10 袋入り	箱	31
46	簡易便器(エマ)	10 据入り	箱	14
47	簡易トイレテント	エマセット (白)、サニターセット (黄)	張	39
48	組立トイレ	ベンクイックH型	台	40
49	担架		個	83
50	テント	柱・屋根・幕	式	54
51	真空パック毛布		枚	22, 148
52	防水シート	白色 5. 4m×3. 6m	枚	55
53	防水シート	青色 10m×10m	枚	43
54	防水シート	青色 5. 4m×7. 2m	枚	145
55	ブルーシート	青色 5. 4m×3. 6m	枚	555
56	アルミシート	213×137cm	枚	20, 795
57	机		台	34
58	椅子	コクヨ CF-1	脚	83
59	寝袋	4 枚入り	箱	27
60	水枕		個	245
61	コンロ	プロパンガス用	個	47
62	災害用移動炊飯器	自主防ユリ型	台	19
63	ほ乳びん	240g ガラス製 5 本入り	箱	64
64	ポリタンク	白色 10L、18L	個	346
65	ポリタンク	赤色 18L (灯油容器)	個	7
66	やかん	4L	個	92
67	かまどセット	1 斗 (HK-550)	個	20
68	かまどセット	5 升 (HK-400)	個	61
69	かまどセット	7 升 (HK-500)	個	2
70	七輪	角網付	個	78
71	練炭	8 個／箱	箱	62
72	固形燃料	600g 12 入り	箱	18
73	洗濯板	10 枚組	箱	15
74	洗濯用おけ	直径 42cm	個	161
75	ポリ袋 半透明	各 10 枚入り 45ℓ、70ℓ	袋	400
76	ヘルメット		個	665
77	キャップライト		個	122

	品名	規格等	単位	個数
78	革手袋		双	387
79	軍手		双	19,451
80	耐電用ゴム手袋		双	82
81	胴付長靴		足	18
82	長靴	鉄板入り	足	119
83	消防長靴		足	59
84	下着セット	半袖、パンツ、靴下	箱	140
85	タオルパック		枚	2,000
86	おむつ	小児用 M サイズ 128 枚入り	箱	27
87	おむつ	小児用 L サイズ 108 枚入り	箱	27
88	おむつ	大人用 M サイズ 88 枚入り	箱	34
89	おむつ	大人用 L サイズ 88 枚入り	箱	34
90	生理用品	300 枚入り	箱	74
91	トイレットペーパー	48 ロール、100 ロール、120 ロール	箱	177

【別表第18】

消防水利設置状況（設置数）

（令和6年4月1日現在）

管 内 別 区 分		春日部	東分署	武 里	浜川戸	豊 野	幸 松	備 後	庄 和	合計	
		消防署		分 署	分 署	分 署	分 署	分 署	消防署		
消 火 栓	公 設	390	426	343	490	333	347	197	551	3,077	
	私 設	7	1		6		5		1	20	
	小 計	397	427	343	496	333	352	197	552	3,097	
防 火 水 槽	公 設	100㎡以上	3	1	1	2	2	3	2	0	14
		60㎡～100㎡未満	6	2	7	8	1	4	1	13	42
		40㎡～60㎡未満	43	28	33	52	31	26	15	65	293
		20㎡～40㎡未満	7	18	11	22	10	12	7	70	157
		20㎡未満				2	1	1			4
		小 計	59	49	52	86	45	46	25	148	510
	私 設	100㎡以上	7	4		3		3	1	7	25
		60㎡～100㎡未満	11	8	3	15	7	7		39	90
		40㎡～60㎡未満	47	49	22	52	13	31	12	48	274
		20㎡～40㎡未満	45	109	25	38	3	22	30	10	282
		20㎡未満									
		小 計	110	170	50	108	23	63	43	104	671
	小 計	100㎡以上	10	5	1	5	2	6	3	7	39
		60㎡～100㎡未満	17	10	10	23	8	11	1	52	132
		40㎡～60㎡未満	90	77	55	104	44	57	27	113	567
		20㎡～40㎡未満	52	127	36	60	13	34	37	80	439
		20㎡未満				2	1	1			4
		小 計	169	219	102	194	68	109	68	252	1,181
合 計		566	646	445	690	401	461	265	804	4,278	

指定消防水利（プール・池等）	6	2	7		4	4		14	37
----------------	---	---	---	--	---	---	--	----	----

資料）令和6年版 春日部市消防年報

【別表第19】

消防車両配置状況

(令和6年10月1日現在)

配置別	種 別	購 入 年 月	エンジン排気量	定員	備 考
消 防 本 部	災害原因調査車	平成15年 7月	1,990cc	9人	
	連絡車	平成18年 2月	2,340cc	5人	
	連絡車	令和3年12月	2,360cc	7人	
	連絡車	平成17年 8月	650cc	4人	
	電気自動車	令和2年12月	25.0kw	4人	
	電気自動車	令和3年12月	25.0kw	4人	
春日 部 消 防 署	緊急資材人員搬送車	令和2年11月	1,990cc	6人	
	指令車	平成15年 9月	3,370cc	7人	
	指揮車	平成31年 2月	2,690cc	6人	
	消防ポンプ自動車	平成19年12月	6,400cc	6人	水槽付(2,000ℓ) ポンプ規格A-2
	はしご車	平成31年 1月	8,860cc	6人	最大地上高40m
	屈折はしご車	平成19年12月	7,680cc	6人	最大地上高約25m
	救助工作車	平成24年 3月	6,400cc	6人	ウィンチ・クレーン・照明装置
	高規格救急自動車	令和5年12月	2,690cc	7人	
	支援車	平成26年 1月	4,000cc	28人	
	緊急資材運搬車	平成19年 2月	4,890cc	3人	
東 分 署	消防ポンプ自動車	平成30年 2月	5,120cc	6人	水槽付(1,500ℓ) ポンプ規格A-2
	高規格救急自動車	平成30年12月	2,690cc	7人	
	消防ポンプ自動車	平成19年 3月	6,400cc	6人	水槽付(1,500ℓ) ポンプ規格A-2
	査察車	令和5年 2月	650cc	4人	
武 里 分 署	消防ポンプ自動車	平成25年 1月	4,000cc	5人	水槽付(600ℓ) ポンプ規格A-2
	消防ポンプ自動車	平成16年 2月	4,770cc	5人	ポンプ規格A-2
	高規格救急自動車	令和3年12月	2,690cc	7人	
	査察車	平成25年11月	650cc	4人	
浜 川 戸 分 署	化学車	平成27年 1月	6,400cc	6人	水槽付(1,000ℓ) ポンプ規格A-2
	消防ポンプ自動車	平成18年 1月	4,000cc	5人	ポンプ規格A-2
	高規格救急自動車	平成28年11月	2,690cc	7人	
	査察車	令和3年12月	650cc	4人	
豊 野 分 署	消防ポンプ自動車	令和2年 2月	5,120cc	6人	水槽付(1,500ℓ) ポンプ規格A-2
	消防ポンプ自動車	平成24年11月	4,000cc	5人	ポンプ規格A-2
	高規格救急自動車	令和3年 1月	2,690cc	7人	
	査察車	令和5年2月	650cc	4人	
幸 松 分 署	消防ポンプ自動車	平成30年 2月	5,120cc	6人	水槽付(1,500ℓ) ポンプ規格A-2
	消防ポンプ自動車	平成16年 1月	4,770cc	5人	ポンプ規格A-2
	高規格救急自動車	平成29年12月	2,690cc	7人	
	査察車	令和5年 2月	650cc	4人	

配置別	種 別	購 入 年 月	エンジン排気量	定員	備 考
備 後 分 署	消防ポンプ自動車	平成25年 1月	4,000cc	5人	水槽付（600ℓ）ポンプ規格A-2
	消防ポンプ自動車	平成26年 1月	4,000cc	5人	ポンプ規格A-2
	高規格救急自動車	平成27年 2月	2,690cc	7人	
	査察車	平成21年 6月	650cc	4人	
庄 和 消 防 署	消防ポンプ自動車	令和5年 5月	5,120cc	6人	水槽付（1,500ℓ）ポンプ規格A-2
	消防ポンプ自動車	平成24年11月	4,000cc	5人	ポンプ規格A-2
	救助工作車	令和6年 2月	5,120cc	6人	ウィンチ・クレーン・照明装置
	高規格救急自動車	令和2年 1月	2,690cc	7人	
	高規格救急自動車	平成26年 2月	2,690cc	7人	
	緊急資材運搬車	令和3年 2月	5,120cc	3人	
	連絡車	平成11年 6月	1,760cc	5人	
	広報車	平成21年2月	650cc	4人	

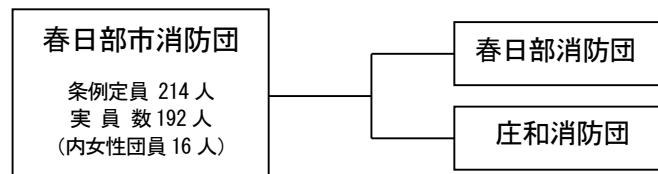
資料) 令和6年版 春日部市消防年報

【別表第20】

消防団編成状況

【 人員編成状況 】

(令和6年4月1日現在)



【 春日部消防団人員編成表 】

(令和6年4月1日現在)

	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	機 関 員 (兼 務 員)	合 計
団 本 部	1	1					9(9)		11(9)
第1分団(粕壁下地区)			1	1	1	1	7	2	13
第2分団(粕壁中地区)			1	1	1	1	8	2	14
第3分団(粕壁上地区)			1	1	1	1	9	2	15
第4分団(内牧地区)			1	1	1	1	6	2	12
第5分団(幸松地区)			1	1	1	1	7	2	13
第6分団(豊野地区)			1	1	1	1	7	2	13
第7分団(武里地区)			1	1	1	1	7	2	13
第8分団(豊春地区)			1	1	1	1	6	2	12
合 計	1	1	8	8	8	8	66(9)	16	116(9)

【 庄和消防団人員編成表 】

(令和6年4月1日現在)

	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	機 関 員 (兼 務 員)	合 計
団 本 部	1	1							2
第1分団(宝珠花地区)			1	1	1	1	7(2)	2	13(2)
第2分団(富多地区)			1	1	1	1	7	2	13
第3分団(南桜井地区)			1	1	1	1	3(2)	2	9(2)
第4分団(川辺地区)			1	1	1	1	8	2	14
第5分団(旧桜井地区)			1	1	1	1	7	2	13
第6分団(南桜井駅周辺)			1	1	1	1	6(3)	2	12(3)
合 計	1	1	6	6	6	6	38(7)	12	76(7)

注) () 内書きは、女性団員
資料) 令和6年版 春日部市消防年報

【別表第21】

臨時ヘリポート指定地

(令和6年10月1日現在)

	施設名	所在地	管理者
1	大沼公園（運動公園）	大沼7-12	春日部市教育委員会
2	庄和総合公園	金崎839-1	春日部市
3	宝珠花グラウンド	江戸川河川敷右岸野球場	江戸川河川事務所
4	首都圏外郭放水路多目的広場	上金崎720	江戸川河川事務所

【別表第22】

緊急輸送道路一覧

【 県指定緊急輸送道路 】

(令和6年10月1日現在)

指定種別	路線名	区間	代表的関係橋梁
第一次特定 緊急輸送道路	国道4号	草加市谷塚町（都境） ～ 久喜市栗橋（茨城県境）	埼玉橋、戸井橋
	国道4号バイパス	越谷市下間久里 ～ 幸手市上宇和田（茨城県境）	庄内古川橋、 古利根川橋
	国道16号	入間市二本木（都境） ～ 春日部市西金野井（千葉県境）	中川橋、春日部大 橋、新倉松橋
第二次 緊急輸送道路	(主) さいたま春日部線	春日部市下蛭田（さいたま市境） ～ 春日部市粕壁東（一宮交差点）	
	(主) 春日部菖蒲線	春日部市梅田（梅田西交差点） ～ 白岡町篠津（さいたま栗橋線との交差点）	
	(主) 野田岩槻線	越谷市境 ～ 松伏町境	
	市道1-22号線 （市役所通り）	春日部市中央一丁目～中央六丁目	
	市道1-24号線 （ユリノキ通り）	春日部市豊町五丁目～谷原二丁目	
	市道1-8-1号線 （ふじ通り）	春日部市谷原二丁目～中央2丁目	

注1) 県指定緊急輸送道路の選定基準

第一次特定緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点などを連絡する路線

注2) (主)は主要地方道の略

資料) 埼玉県地域防災計画 資料編（令和6年3月版）

【 市指定緊急輸送道路 】

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

路 線 名		区 間	関係橋梁
県 道	(主)さいたま春日部線	大落古利根川 ～ 国道 16 号	古利根公園橋
	(主)春日部松伏線	国道 4 号 ～ 松伏町境	八幡橋
	(主)野田岩槻線	さいたま市境 ～ 主要地方道春日部松伏線	会之堀橋、 大場橋
	(主)春日部久喜線	国道 16 号 ～ 主要地方道さいたま春日部線	梅田橋
	(県)西金野井線春日部線	主要地方道春日部松伏線 ～ 江戸川	新川橋
	(県)春日部停車場線	粕壁東 1 丁目 ～ 大落古利根川	
	(県)西宝珠花春日部線	松伏春日部関宿線 ～ 西宝珠花交差点	
	(県)松伏春日部関宿線	松伏町境 ～ 西宝珠花春日部線	
市 道	① 市道 1-23 号線	中央 3 丁目 ～ 増田新田～大場 303 (越谷市境)	
	② 市道 2-34 号線	南 1 丁目 ～ 備後西 5 丁目 (武里小学校)	
	③ 市道 1-24、1-28 号線 (ユリノキ通り)	豊町 5 丁目 (国道 16 号) ～ (主)春日部松伏線	立沼橋、 ゆりのき橋
	④ 市道 1-18 号線	谷原新田 1818 ～ 豊春駅 ～ 道口蛭田 109 (さいたま市境)	豊春橋、 A18 号橋 7
	⑤ 市道 1-20、1-21 号線 (ハクレン通り、かえで通り)	中央 8 丁目 ～ 栄町 ～ 梅田本町 2 丁目 (北春日部駅)	A21 号線
	⑥ 市道 1-22、6-217 号線 (市役所通り)	梅田 2 丁目 (国道 16 号) ～ 大場 1049	大須賀橋、 浜川戸橋
	⑦ 市道 2-30 号線	南中曽根 433 ～ 上蛭田 142	B30 号橋
	⑧ 市道 5-56 号線	粕壁 3 丁目 ～ 粕壁 6030	
	⑨ 市道 2-31 号線	大沼 5 丁目 ～ 大沼 7 丁目	
	⑩ 市道 6-180 号線	武里中野 399 ～ 大場 1521	
	⑪ 市道 6-494 号線 (けやき通り)	大場 1011 ～ 大枝 232 (越谷市境)	F494 号橋
	⑫ 市道 2-36 号線	六軒町 210 ～ 赤沼 2365	
	⑬ 市道 6-141 号線	一ノ割 1 丁目 ～ 備後西 2 丁目	
	⑭ 市道 7-467 号線	牛島 693 ～ 牛島 686	
	⑮ 市道 2-41 号線	梅田 3 丁目 (国道 16 号) ～ 内牧 2488	
	⑯ 市道 9-3029、1-115 号線 (庄和中央通り)	金崎 610 ～ 金崎 833、上吉妻 296 ～ 金崎 548	橋本橋
	⑰ 市道 1-111 号線	金崎 654 ～ 大倉 227	平松谷橋
	⑱ 市道 1-110 号線	西金野井 100 ～ 大倉 325	
	⑲ 市道 1-29 号線	(主)春日部松伏線 ～ (主)松伏春日部関宿線	はなみずき橋 1-29-2 号橋

注 1) (主)は主要地方道、(県)は一般県道の略

注 2) 市指定緊急輸送道路の選定基準

県指定の緊急輸送道路を中核として、防災中核拠点、消防署・分署、各防災ブロックにおける
地区防災拠点、及び地区拠点避難場所を連絡する路線

【 緊急輸送道路網図 】

(令和 6 年 10 月 1 日現在)



種 別	表示	路 線 名	種 別	表示	路 線 名
第一次特定 緊急輸送道路		国道4号	市指定 緊急輸送道路 (市道)	①	市道 1-23号線
		国道4号バイパス		②	市道 2-34号線
		国道16号		③	市道 1-24、1-28号線(ユリノキ通り)
第二次 緊急輸送道路		(主)さいたま春日部線		④	市道 1-18号線
		(主)春日部菰蒲線		⑤	市道 1-20、1-21号線(ハクレン通り、かえで通り)
		(主)野田岩槻線		⑥	市道 1-22、6-217号線(市役所通り)
		市道1-22号線		⑦	市道 2-30号線
		市道1-24号線		⑧	市道 5-56号線
		市道1-8-1号線		⑨	市道 2-31号線
市指定 緊急輸送道路 (県道)	A	(主)さいたま春日部線		⑩	市道 6-180号線
	B	(主)春日部松伏線		⑪	市道 6-494号線(けやき通り)
	C	(主)野田岩槻線		⑫	市道 2-36号線
	D	(主)春日部久喜線		⑬	市道 6-141号線
	E	(県)西金野井線春日部線		⑭	市道 7-467号線
	F	(県)春日部停車場線		⑮	市道 2-41号線
	G	(県)西宝珠花春日部線		⑯	市道 9-3029、1-115号線(庄和中央通り)
	H	(県)松伏春日部関宿線		⑰	市道 1-111号線
				⑱	市道 1-110号線
				⑲	市道 1-29号線

【別表第23】

市保有車両

(令和6年10月1日現在)

[単位：台]

車種別	計	所属グループ															
		市長公室	総合政策部	財務部	総務部	市民生活部	福祉部	こども未来部	健康保険部	環境経済部	建設部	都市整備部	消防本部	医療センター事務部	上下水道部	教育委員会	議会事務局
普通貨物	5					1				3						1	
普通乗用	7	2		1			1					1	1				1
普通特種	53	2										49		2			
普通乗合	2						2										
小型貨物	35			7		2	5			5	5				5	6	
小型乗用	24			6	1	3	2	3	3	0		2	0	1	3		
小型特種	5									3	2						
軽自動車貨物	35			6		2	2	1	0	4	7	3		5	5		
軽自動車乗用	27			4		2	1		4	1	0	6	2	2	5		
軽自動車特種	1											1					
大型特殊	1									1							
電動バイク	6			4		2										0	
合 計	201	4	0	28	1	12	13	4	7	17	14	0	62	3	15	20	1

【別表第24】

備蓄品の例示一覧

○食料に関するもの				
・クラッカー	・アルファ化米	・飲料水	・粉ミルク	等
○生活必需品				
・毛布	・簡易トイレ	・照明器具	・非常用発電機	
○医薬品				
・常備薬	等			
○その他				
・移送用具（担架、ストレッチャー等）	等			

【別表第25】

被害報告判定基準

(令和6年10月1日現在)

区分	基 準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

区分	基 準
その他被害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料）埼玉県地域防災計画 資料編 確定報告記入要領（令和年3月版）

【別表第26】

緊急消防援助隊に係る各部隊の概要

(令和6年10月1日現在)

	部隊名	部隊数	活動支援内容
1	航空後方支援小隊	59 隊	ヘリベースにおいて、必要な輸送・補給活動を行う。
2	航空指揮支援隊	54 隊	ヘリベースで航空部隊の指揮支援
3	NBC災害即応部隊指揮隊	54 隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
4	土砂・風水害 機動支援部隊指揮隊	50 隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う。
5	指揮支援隊	56 隊	迅速に出動し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関等の指揮支援を行う。
6	統合機動部隊指揮隊	56 隊	迅速に先遣出動し、情報収集を行うとともに、緊急の消防活動を行う。
7	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	12 隊	石油コンビナート等の特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
8	都道府県大隊指揮隊	158 隊	都道府県単位の集合体である大隊を統括し、その活動の指揮を行う。
9	水上小隊	21 隊	消防艇を用いて消防活動を行う。
10	航空小隊	77 隊	ヘリコプターを用いて消防活動を行う。
11	特殊装備小隊	564 隊	遠距離送水設備、はしご、重機、水陸両用車、電源照明等特殊な装備を用いて消防活動を行う。
12	特殊災害小隊	371 隊	毒劇物等災害、大規模危険物災害など特殊な災害に対応するための消防活動を行う。
13	通信支援小隊	43 隊	衛星通信設備等を備えた車両等により通信の確保等の活動を行う。
14	後方支援小隊	890 隊	各隊に対して、テント・給食設備等により必要な補給活動等を行う。
15	救急小隊	1, 541 隊	高度救命用資器材を備え、救急活動を行う。
16	救助小隊	560 隊	高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。
17	消火小隊	2, 416 隊	大規模火災発生時の延焼防止等の消火活動を行う。
	計	※6, 661 隊	

資料) 消防の動き 令和6年6月号
備考) ※の数字は重複登録部隊数を除く隊数

【別表第27】

災害救助法による救助の種類、方法、期間等

(令和6年10月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 （ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調査を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考				
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額			災害発生の 日から速や かに借上 げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷 金、礼金、仲介手数料、火災 保険等、民間賃貸住宅の賃 主、仲介業者との契約に不可 欠なものとして、地域の実情 に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と 同様。				
炊き出しそ の他による 食品の給与	1 避難所に収容さ れた者 2 住家に被害を受 け、若しくは災 害により現に炊 事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内			災害発生の 日から7日 以内	食品給与のための総経費を延給 食日数で除した金額が限度 額以内であればよい。 (1食は 1/3日)				
飲料水の供 給	現に飲料水を得 ることができない 者（飲料水及び炊 事のための水であ ること。）	当該地域における通常の 実費			災害発生の 日から7日 以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、 流失、床上浸水等 により、生活上必 要な被服、寝具、 その他生活必需品 を喪失、若しくは 毀損等により使用 することができ ず、直ちに日常生 活を営むことが困 難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10 月～3月)の季別は災害発 生の日をもって決定す る。 2 下記金額の範囲内			災害発生の 日から10日 以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
		全 全 流	壊 焼 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
				冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬		10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医 療	医療の途を失っ た者（応急的処 置）	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内			災害発生の 日から14日 以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以 前又は以後7日以内 に分べんした者で あって災害のため 助産の途を失った 者（出産のみなら ず、死産及び流産 を含み現に助産を 要する状態にある 者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額			分べんした 日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救 出	1 現に生命、身体 が危険な状態に ある者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の 実費			災害発生の 日から3日 以内	輸送費、人件費は、別途計上				
住家の被害 の拡大を防 止するための 緊急の修理	災害のため住家 が半壊（焼）又は これに準ずる程度 の損傷を受け、雨 水の浸入等を放置 すれば住家の被害 が拡大するおそれ がある者	住家の被害の拡大を防止 するための緊急の修理が必 要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内			災害発生の 日から10日 以内					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から ・教科書…1ヵ月以内 ・文房具及び通学用品…15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12 歳以上） 219,100円以内 小人（12 才未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

資料) 内閣府 令和5年度災害救助基準

【別表第28】

病院、診療所等の医療施設一覧

【 病院・医院・クリニック・診療所 】

(令和6年10月1日現在)

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
1	粕壁	医療法人社団 清呼会有賀内科クリニック	中央1-4-6 オガワ第3ビル2F	760-2703	内・呼・アレ
2	粕壁	医療法人雅芳会 五百木整形外科医院	中央5-5-19	736-9977	整
3	粕壁	いわかみクリニック	粕壁6947-1 プラザビル103	689-3698	内・漢内・アレ・ 消内・小・婦・腫内・ 皮・精・心療
4	粕壁	宇野クリニック	粕壁1丁目6番地5	760-3711	内・小・整・外
5	粕壁	医療法人みやび会 おおつ整形外科	中央2-17-10 昭和ビル第3 - 3階	797-5802	整・リハ・リウマチ・ 眼
6	粕壁	岡田メンタルクリニック	中央1-16-8 コアM2A	762-0322	精・神・神内
7	粕壁	春日部駅前 コンタクトレンズ診療所	中央1-9-2	761-9880	眼（コンタクト）
8	粕壁	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院附属クリニック	中央1-51-4	812-7772	内・循・腎内・人工透 析内・リウ・整・リハ
9	粕壁	コンフォート春日部クリニック	中央1-14-8 エターナル春日部 202号室	797-5330	内、精
10	粕壁	春日部市 小児救急夜間診療所	中央6-7-2	736-2216	小、内
11	粕壁	春日部市立医療センター	中央6-7-1	735-1261	内・循内・血内・ 呼内・神内・消内・糖 尿代謝内・小・外・消 外・乳外・小外・整・ 脳・呼外・形・皮・泌 ・産婦・眼・耳・精神 神経・放・病理・麻・ 歯外・ペインクリニッ ク内科
12	粕壁	春日部西口駅前クリニック	中央1-52-8 昭和ビル第6 2F	678-9801	内・呼内・脳外
13	粕壁	春日部東口コンタクト診療所	粕壁東1-22-112F	763-1717	眼（コンタクト）
14	粕壁	春日部ヒフ科医院	中央3-11-15	763-3712	皮・心療
15	粕壁	医療法人社団八方会 粕壁東クリニック	粕壁東1-7-17	812-7000	内・小児科・外科
16	粕壁	医療法人社団幸毅会 かすかべラ眼科	南1-1-1 ララガーデン春日部3F	735-5533	眼
17	粕壁	医療法人社団双里会 川瀬クリニック	中央5-5-6	736-0907	精・神・神内

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
18	粕壁	医療法人社団栄美会 黄川田クリニック	粕壁東3-3-34	793-4094	耳・美皮・美外・皮 ・小・内
19	粕壁	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	中央1-53-16	736-0111	内・循・腎内・糖内・ リウ・消内・感内・人 工透析内科・外・泌 整・リハ
20	粕壁	木田内科医院	中央1-11-4	763-0183	内、消
21	粕壁	医療法人光仁会 春日部厚生病院	緑町6-11-48	736-1155	内・整・泌・皮・ リハ・形・脳・心臓血 管外科
22	粕壁	さくら皮フ科	中央1-1-1 TK春日部ビル4F	760-4112	形・皮
23	粕壁	医療法人社団心司会 サテライトクリニックしょうわ	中央1-57-14 2階	872-7633	心療・精・リハ
24	粕壁	仁慈礼クリニック	粕壁東1-1-1 みかわやビル3階	760-1333	精・心内
25	粕壁	杉浦眼科	中央1-50-6	738-2333	眼
26	粕壁	たかさご耳鼻咽喉科	粕壁東1-6-2	760-4133	耳
27	粕壁	武井医院	粕壁1-4-8	752-2019	内・小・放
28	粕壁	徳丸耳鼻咽喉科医院	粕壁東1-8-27	752-2863	耳
29	粕壁	平野医院（休止中）	粕壁2-2-30	752-2547	外・皮
30	粕壁	ふじクリニック	中央1-8-13	754-5331	内・消・小
31	粕壁	医療法人社団博藤会 藤通り大和田内科クリニック	中央2-17-10 昭和ビル2F	760-2220	内
32	粕壁	ますだ春日部クリニック	中央4-8-12 AYAKAビル1階	606-3101	内・呼内・アレ
33	粕壁	医療法人丸山医院（休止中）	粕壁東2-1-36	752-2265	内・耳
34	粕壁	みくに中央クリニック	中央1-56-18	737-5400	内・外・消内・消外・ 循内・整・ 大腸、肛外
35	粕壁	医療法人永寿会三須医院	粕壁東1-11-12	752-2200	内・外・整・皮・眼・ 胃・リハ
36	粕壁	みどり内科医院	緑町4-13-25	745-5000	内・消
37	粕壁	医療法人月うさぎ みやざわ耳鼻咽喉科	中央1-52-8 1階	745-8733	耳・アレ

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
38	粕壁	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	緑町5-9-4	736-1221	内・外・整・呼・循・ 消・脳・形・泌・麻・ 皮・眼・耳・婦・心血 ・神内・糖尿病・代謝 内科・放・緩内・腎内 ・リハ・血内・腫瘍内 科・救急科
39	粕壁	脳神経内科・内科 もてぎ医院	中央8-8-9	737-5151	脳神内・内
40	粕壁	医療法人福満会 守田内科医院	南2-6-24	737-6300	内・リウ・アレ ・心療
41	粕壁	医療法人社団 八木崎診療所	粕壁6973-1	752-2195	内
42	粕壁	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック春日部	中央1-1-8 第6宝光ビル3階	760-3477	内・精・皮・血・感・ 緩内・外
43	粕壁	有隣メンタルクリニック	中央7-3-3	731-6677	精・心内
44	粕壁	横田医院	中央1-15-10	761-0201	麻・内・ペインクリ ニック外科・循内
45	粕壁	よしひろ皮ふ科	中央1-7-20 第5熊谷ビル1F	763-7817	皮
46	粕壁	わかば耳鼻咽喉科クリニック	中央1-11-4 清興ビル2F	763-0908	耳
47	内牧	i CAREクリニック	栄町2-86-3	760-0377	精・心内・神内
48	内牧	安達医院	栄町3-287	761-6398	内・小
49	内牧	医療法人松栄会岩松医院	栄町1-334	761-0077	麻・内・外
50	内牧	ウェルガーデン春日部医務室	内牧3701-8	755-4165	内
51	内牧	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会内牧クリニック	内牧3149	755-2118	内・代謝・内分泌内科 (糖尿病・甲状腺)・ 乳腺腫瘍内科
52	内牧	医療法人忠恕 春日部在宅診療所ウエルネス	内牧3701-1 エミナース春日部1階	792-0772	内・小・緩和ケア内
53	内牧	彩光苑静養室	内牧3149	755-2111	内・皮・眼
54	内牧	章佑クリニック	梅田本町2-5-5	795-6371	内・消内・神内・小
55	内牧	特別養護老人ホーム 清寿園診療室	内牧字谷向2072	763-3331	内・胃・外・皮・肛
56	幸松	医療法人 梅原病院	小淵455-1	752-2152	呼・内・胃・外・整・ 肛
57	幸松	かすかべ整形外科・内科 ほまれクリニック	八丁目87番地1	760-2551	整・リハ・リウ・内・ 神内

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
58	幸松	春日部セントノア病院	不動院野 1 1 1 2-1	7 6 0-1 2 0 0	精
59	幸松	医療法人社団栄美会 黄川田医院	小淵字中島 6 9 0-2	7 5 2-8 8 7 2	耳・皮・小・内
60	幸松	特別養護老人ホーム そら 医務室	不動院野 6 4 7	7 5 5-5 3 9 1	内
61	幸松	特別養護老人ホームひかり医務室	不動院野 6 4 3	7 5 5-5 3 9 1	内・外
62	幸松	医療法人社団山粋会 山崎整形外科	牛島 1 0 8 1-3	7 6 3-5 0 1 1	整・リハ
63	幸松	山本内科医院	牛島 9 5 6-1	7 5 5-7 5 0 0	内・循・消化器・乳腺
64	幸松	わかば診療所	小淵 1 5 9 3 番地 1	7 5 3-3 5 3 0	内・消・内視外・アレ ・小・脳神経内
65	豊野	特別養護老人ホーム あすなろの郷診療所	銚子口字三反田 1 1 3 3-1	7 3 4-2 8 2 8	内
66	豊野	医療法人社団ハーティ友育Tie おかだこどもの森クリニック	藤塚 1 2 2 5-1	7 4 5-7 7 2 2	小・アレ
67	豊野	久野医院	六軒町 2 0 4	7 3 7-1 2 3 4	内・小・外・麻
68	豊野	医療法人暁昌会松村医院	六軒町 5 4 9	7 3 5-6 8 0 0	内・外・整・皮・消
69	武里	あゆみクリニック	大枝 4 0 0-4	7 3 1-3 2 8 3	内・小・アレ・リハ・ 循・皮
70	武里	一ノ割駅前休日診療所	一ノ割 1 丁目 7-6 1 0 2		内・小
71	武里	一ノ割クリニック	備後東 1-2 8-2 2	7 3 1-1 7 7 1	整・外・リハ・リウ・ 小・内・消・形・皮・ 放・アレ
72	武里	医療法人社団 いぶきこどもクリニック	大枝 3 0 9	7 3 5-0 8 5 4	小
73	武里	大川医院	備後西 3-1-5	7 3 4-3 1 2 1	内・消・循
74	武里	岡田医院	一ノ割 2-6-2 1	7 3 5-7 8 4 8	産・婦・内・小
75	武里	春日部泌尿器科・内科クリニック	備後東 1-2 2-3 2	7 3 8-6 1 6 1	内・循内・腎内・泌
76	武里	医療法人菊池内科医院	大場 9 2 3	7 3 5-0 3 1 1	内・循
77	武里	桑島内科医院	大枝 3 1 5	7 3 5-0 0 0 1	内
78	武里	医療法人社団廣和会 埼玉東部診療所	大畑 3 2 1-1	7 2 0-8 7 1 5	内・整・リハ・皮・精
79	武里	彩都レディースクリニック	大枝 3 6 6	7 3 1-1 1 0 3	産・婦・小

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
80	武里	佐藤整形外科	大場1385-3	731-4550	整・リハ
81	武里	杉浦眼科武里分院	大場1367-5	739-2333	眼
82	武里	特別養護老人ホーム 武里まきば園診療所	武里中野705	739-2202	内
83	武里	医療法人 武里外科・脳神経外科	大畑241-2	736-7516	胃・外・皮・放・麻・ 脳・内・神内・消
84	武里	竹田クリニック	大枝89 武里団地3-23-103	735-4501	内・胃・小
85	武里	つちだクリニック	一ノ割1726	733-2900	内、皮、漢内
86	武里	医療法人社団全仁会 東都春日部病院	大畑652-7	739-2000	内・外・整・消内・小 ・泌・脳外・皮・形・ 肛・循内・アレ・リハ ・人工透析内科・麻酔 科
87	武里	医療法人 名越内科医院	大枝89 武里団地1-15-101	735-6627	内・胃・皮・アレ・ リウ
88	武里	なないろ在宅診療所	大枝613-12	812-7166	内
89	武里	医療法人光仁会 南部厚生病院	大場20-1	736-7511	内・整・皮・心療 ・リハ・精・泌・緩内
90	武里	医療法人 浜崎医院	備後西3-8-57	745-6000	内・小・皮・胃・循・ 呼・リウ・リハ・アレ ・放
91	武里	医療法人 浜崎医院 はまさきの郷クリニック	一ノ割3-16-9	731-7777	内・胃・肛
92	武里	特別養護老人ホーム フラワーヒル内医務室	一ノ割948-1	733-2915	内
93	武里	ファミリークリニック春日部	備後西3-7-23	796-5713	内・緩和ケア内・循内 ・皮・精
94	武里	ファミリークリニック まの	千間1-59-5	736-5155	小・内・皮・歯
95	武里	分娩館医院	備後西5-4-28	739-3883	産婦
96	武里	松浦婦人科専門クリニック	一ノ割1-5-1	735-7851	婦
97	武里	百合の郷診療所	大畑407	738-2294	内
98	豊春	医療法人社団康良会 いまいクリニック	上蛭田25-1	755-7676	内・皮
99	豊春	岩本小児科医院	谷原3-12-1	795-8796	小・ア
100	豊春	特別養護老人ホーム おおまし 医務室	下大増新田78-1	739-3000	内

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
101	豊春	春日部慶友クリニック	上蛭田647-22	797-7528	整・リハ・リウ・内
102	豊春	医療法人光仁会 春日部厚生クリニック	下蛭田125-1	754-4313	内・整・循・皮・消
103	豊春	かすかべ消化器内科クリニック	谷原新田2177-1	796-0230	内・消内
104	豊春	特別養護老人ホーム 春日部勝彩園医務室	上大增新田 字東耕地109-2	738-5757	内・外
105	豊春	かすかべ生協診療所	谷原2-4-12	752-6143	内・小
106	豊春	埼玉県春日部保健所	大沼1-76	737-2133	内・精・呼・小・整
107	豊春	神田医院	上蛭田127-1	754-0854	内・小・アレ・リウ
108	豊春	医療法人さくら会 桜井整形外科	増富字本田耕地96-3	761-6629	整
109	豊春	医療法人社団豊栄会 さだまつ眼科クリニック	谷原新田字 袋前耕地2213-1	731-5040	眼
110	豊春	秀和総合病院	谷原新田1200	737-2121	内・循内・消内・ 呼内・糖内・内内・腎 内・神内・呼外・内視 内・外・消外・人工透 析内・皮・アレ・リウ ・乳外・整・脳外・形 ・肝外・食外・大外・ 肝内・内視外・泌・婦 ・眼・リハ・放・麻・ 病理・臨床・救 ・放射線診断科
111	豊春	秀和総合病院附属 秀和透析クリニック	上大增新田10-1	738-8181	内
112	豊春	杉浦眼科豊春分院	上蛭田259-2	754-2333	眼
113	豊春	正仁堂整形外科クリニック	南中曽根字立野1070	738-0641	整・外・リハ
114	豊春	武里病院	下大增新田9-3	733-5111	精・内
115	豊春	特別養護老人ホーム 豊潤館医務室	花積267-7	753-1133	内
116	豊春	豊春内科小児科クリニック	上蛭田681	760-2300	内・小
117	豊春	成松医院	上蛭田64-1	763-5211	内・神内
118	豊春	はくれん在宅クリニック	豊町3-5-7	876-8345	内・眼・皮

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
119	豊春	医療法人彩心会 ほそや内科医院	下大増新田261-5	733-5200	内・循
120	豊春	みくに病院	下大増新田97-1	737-1212	外・消内・消外・循内 ・整・内・大腸、肛外 ・リハ・皮・脳神内
121	豊春	医療法人ゆりのき医院	谷原1-16-20	752-3535	内・小・形
122	豊春	医療法人社団千隆会 ようこ皮フ科	大沼2-62-24	612-3555	皮・アレ
123	豊春	渡辺クリニック	上蛭田128	754-3666	泌・内
124	庄和	いかわ耳鼻咽喉科医院	大衾378-4	746-8733	耳
125	庄和	内田医院	上吉妻164	748-0704	内・小
126	庄和	医療法人小笠原会 小笠原医院	新宿新田319-2	746-0088	内・胃内・外・循内・ 循外
127	庄和	春日部眼科	下柳420-1 イオンモール春日部1F	745-2460	眼
128	庄和	医療法人社団 春日部さくら病院	金崎702-1	746-7071	内・外・循内・消内・ 呼内・整・泌・精
129	庄和	春日部ふじばなファミリークリニッ ク	下柳420-1 イオンモール春日部1階 「メディモ」内	797-8027	内・小・血・アレ・ 糖
130	庄和	医療法人社団心司会 クリニックしょうわ	下柳1088	718-2112	神・精・心療・内・リ ハ・歯
131	庄和	グレース家庭医療クリニック	大衾610-10	718-0107	内、小、外科、 整形外科、婦人科、 皮膚科
132	庄和	社会福祉法人 子供の町クリニック	西金野井337	746-0206	内・小・外・精・眼・ 耳・皮
133	庄和	米島内科・眼科	米島234-1	747-1234	内・眼・消・神内
134	庄和	しょうぶ苑診療所	米崎389	746-5122	内
135	庄和	医療法人社団庄和会 庄和中央病院	上金崎28	746-3122	内・循・胃・外・肛・ 耳・整
136	庄和	特別養護老人ホーム 庄和和合医務室	金崎字道江527-1	745-4501	内
137	庄和	医療法人社団萬世会 関根医院	新宿新田226	746-7211	内
138	庄和	医療法人社団宝珠会 染谷医院	西宝珠花700	748-1011	内・小
139	庄和	医療法人 館浦整形外科医院	永沼2230-1	746-4832	整・リハ

	地区	診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
140	庄和	田村クリニック（休止中）	西金野井291-163	745-1622	内・小外・皮・産婦
141	庄和	原田皮膚科医院	大衾307-28	746-7770	皮
142	庄和	南桜井駅前あおぞら内科クリニック	大衾496番地14 ヤオコー南桜井店2階		内
143	庄和	南桜井ばば眼科	大衾496番地14 ヤオコー南桜井店2階	718-0111	眼
144	庄和	MED AGREE CLINIC かすかべ	大衾496番地422	795-9336	内・外・精
145	庄和	渡辺整形外科医院	西金野井309-12	746-0007	整・リハ・リウ
146	庄和	渡辺内科	米島1195-10	746-3219	内

資料）病院名簿（春日部市・松伏町）（令和6年10月1日現在、埼玉県春日部保健所）

資料）春日部保健所管内診療所（春日部・松伏町）（令和6年10月1日現在、埼玉県春日部保健所）

【 歯科医院・歯科クリニック 】

(令和6年10月1日現在)

	地区	歯科診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
1	粕壁	浅子歯科医院	緑町3-2-34	733-5670	歯・小歯
2	粕壁	あらか歯科クリニック	中央7-2-7	738-3555	歯・小歯・矯正歯・歯外
3	粕壁	荒谷デンタルクリニック	粕壁1-9-46	763-1566	歯・小歯・矯正歯
4	粕壁	岩倉矯正歯科	中央1-10-21	752-0418	歯・矯正歯
5	粕壁	医療法人社団久誠会 いわなが歯科医院	緑町1-14-10	739-3300	歯・小歯・歯外
6	粕壁	うえだ歯科医院	南1-9-47	738-9291	歯・小歯
7	粕壁	MK歯科春日部医院	中央1-2-1 マルヤ住宅 駅前ビル3F	760-6480	歯・歯口・小歯・矯正歯
8	粕壁	おがわ歯科クリニック	中央1-45-1 田中第5ビル201	738-7707	歯・小歯・矯正歯
9	粕壁	カー・ツー矯正歯科室	粕壁1-7-13 上田ビル2F	763-6660	矯正歯
10	粕壁	医療法人緑生会 春日部エンゼル 歯科クリニック	南1-1-1	797-9752	歯・小歯・矯正歯・歯外
11	粕壁	春日部ソフィア歯科	中央1-2-3-201	884-8241	歯・小歯・矯正歯・歯外
12	粕壁	医療法人彩明会 春日部デン タルクリニック	粕壁1-9-5 成田ビル4F	760-1182	歯・小歯・歯外
13	粕壁	春日部堀池デンタルオフィス	緑町6-3-16	812-8521	歯・小歯・矯正歯・歯外
14	粕壁	金子歯科医院	粕壁東 3-4-21-205	754-2314	歯・小歯・矯正歯
15	粕壁	君塚歯科医院	粕壁東1-5-29	752-2230	歯
16	粕壁	Q'sデンタルクリニック	粕壁東6-9-19	795-7530	歯・小歯・歯外
17	粕壁	熊谷歯科	中央2-17-7	761-5025	歯
18	粕壁	グレースデンタルメディカル クリニック 埼玉東分院	中央2-26-19 第5アオイビル1F	792-0900	歯・小歯・矯正歯・歯外・内
19	粕壁	医療法人社団梨生会 サンデンタルクリニック	緑町6-10-5 マルエツ2F	731-3008	歯・小歯・矯正歯・歯外
20	粕壁	たかなし歯科クリニック	中央8-4-14 伊藤店舗C・D	731-2222	歯・小歯・歯外
21	粕壁	高野歯科医院	中央4-9-14 板橋ビル	761-6552	歯・歯外、小歯
22	粕壁	田村歯科医院	粕壁1-4-26	752-3223	歯・小歯

	地区	歯科診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
23	粕壁	野原歯科医院	中央5-10-1 三ヶ尻ビル2F	738-6874	歯
24	粕壁	パームス歯科クリニック	緑町4-4-29	733-0570	歯・小歯
25	粕壁	歯っぴいデンタル	粕壁6868-2 1F	761-1159	歯
26	粕壁	藤村歯科医院	粕壁2-2-27	752-2167	歯・小歯・歯外
27	粕壁	本沢歯科クリニック	浜川戸2-13-17	763-0190	歯・小歯・歯外
28	粕壁	医療法人社団聖母会 まさえ歯科クリニック	粕壁3-1-22	763-3386	歯・小歯・矯正 ・口腔外
29	粕壁	街の歯科いしい	中央1-58-15	796-8341	歯・小歯・歯外
30	粕壁	医療法人社団みさわ会 みさわ歯科	粕壁1-7-1 武井ビル1F	754-8241	歯・小歯・矯正・歯外
31	粕壁	医療法人社団みさわ会 ミサワデンタルクリニック	粕壁1-1-8 金子ビル1F	878-8214	歯・小歯・矯正・歯外
32	粕壁	村田歯科クリニック	中央1-11-3 2F	753-0118	歯・小歯・矯正・歯外
33	粕壁	やぐち歯科医院	粕壁5143	755-7780	歯・小歯・矯正・歯外
34	粕壁	柳澤歯科医院	中央2-17-10 昭和ビル1F	755-4118	歯・小歯・矯正・歯外
35	粕壁	吉田歯科医院	粕壁3-10-1-103	752-2375	歯・小歯・歯外
36	粕壁	ラビット歯科	中央1-53-1 Mガーデンパレス2 1F	878-9246	歯・小歯・歯外
37	粕壁	わたなべ歯科	中央1-21-2	755-6686	歯・小歯
38	内牧	安達歯科クリニック	栄町1-329	754-1184	歯・小歯・矯正・歯外
39	内牧	石田歯科クリニック	梅田本町1-1-3	754-9925	歯・小歯・矯正・歯外
40	内牧	内牧歯科医院	内牧1825-3	763-6363	歯・小歯・歯外
41	内牧	グリーン歯科カネコ	栄町3-102-2	763-4618	歯・小歯・歯外
42	内牧	彩光苑歯科診療室	内牧3149	755-2111	歯
43	内牧	さかえ町の歯医者さん	栄町1-438	755-5650	歯・小歯・矯正・歯外
44	内牧	鈴木歯科医院	梅田本町2-4-1	755-1855	歯
45	幸松	医療法人社団佑健会 春日部KT歯科	牛島1587-3	737-1501	歯・小歯・矯正・歯外

	地区	歯科診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
46	幸松	加藤歯科医院	八丁目974-1	760-1184	歯・小歯・矯正
47	幸松	川上歯科医院	小淵30-1	761-5858	歯
48	幸松	医療法人社団教林会 コバ歯科クリニック	小淵545-1	761-4618	歯・小歯
49	幸松	SANGI Dental Clinic	不動院野2745-1 サンギ中央研究所 1階	755-1118	歯
50	幸松	野口歯科クリニック	牛島1568	762-1182	歯
51	幸松	松原歯科医院	八丁目711-13	760-5814	歯・小歯・矯正・歯外
52	幸松	医療法人山崎歯科医院	八丁目462-1	754-1182	歯・小歯・矯正
53	幸松	りえ歯科クリニック	小淵243-11	754-2110	歯・小歯・矯正
54	豊野	あいだ歯科医院	銚子口346-1	738-4182	歯・小歯
55	豊野	ウエル歯科クリニック	藤塚1053-5	735-5842	歯・小歯・矯正・歯外
56	豊野	K歯科医院	藤塚2886	739-3133	歯・小歯
57	豊野	さつき歯科医院	藤塚字本宮983-1	734-9487	歯
58	豊野	田口歯科医院	藤塚2171-294	763-7667	歯
59	豊野	山村歯科医院	赤沼808	738-6480	歯
60	武里	アイリス歯科	一ノ割4-1-10	736-1613	歯
61	武里	いいじま歯科医院	備後東6-9-3	733-7000	歯・小歯
62	武里	ウエストデンタルクリニック	備後西3-4-23	736-2823	歯
63	武里	おおば歯科医院	大場42-1	733-1876	歯・小歯・矯正
64	武里	オオハタ歯科医院	大畑158-1	737-5050	歯・矯正
65	武里	大八木歯科医院	備後東8-5-1	738-6234	歯・小歯・矯正・歯外
66	武里	神田歯科医院	一ノ割字谷原1718	731-5200	歯・小歯・歯外
67	武里	近藤ファミリー 歯科クリニック	一ノ割1-4-19	745-8133	歯・小歯・歯外
68	武里	親和歯科医院	大場1360-1 グランデージ武里101	734-6811	歯・小歯・矯正

	地区	歯科診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
69	武里	セントラル歯科診療所	大枝89 武里団地2-11-110	735-7845	歯・小歯・矯正・歯外
70	武里	たけのこ歯科	大場450	734-8020	歯・小歯・歯外・矯正
71	武里	医療法人社団千旺会 ちおり歯科	一ノ割775-1	731-3018	歯・小歯・矯正・歯外
72	武里	仁田歯科医院本院	千間1-90	737-2338	歯・小歯・歯外
73	武里	はしば歯科クリニック	一ノ割1-13-20	734-0506	歯・小歯・歯外
74	武里	フラワー歯科	大場1138-2	738-7977	歯・小歯・矯正・歯外
75	武里	Blue・Kデンタルクリニック	千間1-65-13	876-8870	歯・小歯・歯外
76	武里	ホリウチ歯科	備後東1-1-22	733-3017	歯・小歯・矯正・歯外
77	武里	マックデンタルクリニック	大場字前野1315-8	797-7247	歯・小歯・矯正・歯外
78	武里	谷中歯科診療所	大場690-5	735-6911	歯・歯外・小歯・矯正
79	武里	医療法人社団郷和会 やまもと歯科	大場1292 エクセルフ ラット武里101	735-8148	歯・小歯・矯正・歯外
80	武里	若葉歯科医院	大枝89 武里団地1-15-201	737-4618	歯
81	豊春	医療法人 笠井歯科医院	豊町5-19-5	761-9950	歯・小歯・矯正
82	豊春	小林歯科医院	上蛭田536-1	752-1181	歯・小歯・矯正
83	豊春	こやま歯科診療室	南中曽根字立野1071	731-1618	歯・小歯・矯正・歯外
84	豊春	そめや デンタルクリニック	谷原1-2-6	763-3048	歯・小歯・矯正・歯外
85	豊春	田口歯科医院	谷原新田1962-1	733-6479	歯
86	豊春	チャーミー歯科春日部	上蛭田132-4 昭和ビル第2 2F	752-5606	歯・小歯・矯正・歯外
87	豊春	とうま歯科医院	上蛭田461-15	763-8118	歯
88	豊春	豊春MJ 歯科クリニック	下蛭田249-1	796-8101	歯・小歯・矯正・歯外
89	豊春	とよはる歯科	上蛭田字 深田耕地162-1	763-9699	歯
90	豊春	豊春ステーション歯科	上蛭田字深田耕地136-1 東武ストア豊春店	753-5005	歯・小歯・矯正・歯外
91	豊春	西沢歯科医院	花積507-11	754-1381	歯・小歯

	地区	歯科診療所名	所在地	電話番号 048	診療科目
92	豊春	ハート歯科クリニック	上蛭田257-2	797-5447	歯・矯正・小歯・歯外
93	豊春	医療法人社団春志会 はなつみ歯科医院	花積213-3	755-8723	歯・小歯
94	豊春	フレンド歯科クリニック	上蛭田147-1 中富ビル208	752-7175	歯・小歯
95	豊春	医療法人社団開誠会 前原歯科医院	上蛭田630-1	761-4113	歯・小歯
96	豊春	由木歯科医院	豊町2-10-3	761-8211	歯・小歯
97	豊春	豊町ファミリー歯科	豊町5-7-24	755-4618	歯・小歯
98	豊春	ゆりのき歯科医院	大沼3-10-7	735-1903	歯
99	庄和	アール デンタルクリニック	西金野井599-2	746-7418	歯・小歯
100	庄和	青木歯科医院	米島962-174	746-6805	歯
101	庄和	石原歯科医院	大倉572-1	746-6965	歯
102	庄和	うまこし歯科医院	米島359-3	746-8521	歯・小歯・矯正・歯外
103	庄和	かすかベモール歯科	春日部市下柳420-1	872-7870	歯・小歯・矯正・歯外
104	庄和	木股歯科医院	米島1160-19	746-3887	歯
105	庄和	小島歯科医院	西宝珠花21-3	748-1029	歯
106	庄和	関根矯正歯科クリニック	大倉496-24	746-0711	矯正
107	庄和	とおやま歯科クリニック	米島1186-33	720-8185	歯・小歯・歯外・矯正
108	庄和	中村歯科医院	下柳834-4	746-8884	歯
109	庄和	野口歯科医院	大倉406-12	745-0008	歯
110	庄和	堀歯科医院	米島962-123	746-2810	歯・小歯・歯外
111	庄和	松井歯科医院	大倉496-153	746-1816	歯・小歯・歯外
112	庄和	山崎歯科医院	米島1185	746-6482	歯
113	庄和	ゆい歯科医院	米島1186-15	745-2964	歯・小歯・矯正

資料) 春日部市内歯科診療所 (令和6年10月1日現在、埼玉県春日部保健所)

【別表第29】

救命救急センター一覧
(令和6年10月1日現在)

	病院名
1	さいたま赤十字病院
2	埼玉医科大学総合医療センター
3	深谷赤十字病院
4	防衛医科大学校病院
5	川口市立医療センター
6	獨協医科大学埼玉医療センター
7	埼玉医科大学国際医療センター
8	自治医科大学附属さいたま医療センター
9	さいたま市立病院
10	独立行政法人国立病院機構埼玉病院
11	埼玉県済生会加須病院
12	埼玉県立小児医療センター

【別表第30】

災害拠点病院一覧
(令和6年10月1日現在)

	病院名
1	川口市立医療センター
2	自治医科大学附属さいたま医療センター
3	埼玉医科大学総合医療センター
4	北里大学メディカルセンター
5	埼玉県済生会加須病院
6	深谷赤十字病院
7	さいたま赤十字病院
8	獨協医科大学埼玉医療センター
9	さいたま市立病院
10	防衛医科大学校病院
11	埼玉県済生会川口総合病院
12	埼玉医科大学国際医療センター
13	社会医療法人壮幸会行田総合病院
14	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院
15	独立行政法人国立病院機構埼玉病院
16	草加市立病院
17	埼玉医科大学病院
18	社会医療法人さいたま市民医療センター
19	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院
20	羽生総合病院
21	埼玉県立小児医療センター
22	戸田中央総合病院

【別表第31】

指定文化財一覧

(令和6年10月1日現在)

有形文化財（建造物）

指定区分	名称	場所
県指定	花蔵院の四脚門	西金野井
	香取神社本殿	西金野井
	五ヶ門樋 付 中庄内樋管1基、排水機場跡1基	水角
	めがね橋（旧倉松落大口逆除） 付 倉松落大口逆除之碑	八丁目
市指定	小淵山観音院仁王門	小淵
	やじま橋	南中曽根
	立野天満宮本殿	立野
国登録	新井家住宅主屋	倉常
	浜島家住宅土蔵	粕壁

有形文化財（彫刻）

指定区分	名称	場所
県指定	小淵観音院円空仏群	県立歴史と民俗の博物館寄託
市指定	圓福寺の厨子入木彫当麻曼陀羅図 厨子入木彫釈迦涅槃図 木彫閻魔王宮並びに八大地獄図 版木	一ノ割
	備後の丸彫庚申塔	備後東
	延命院木造阿弥陀如来坐像	立野
	常楽寺の銅造阿弥陀如来坐像	赤沼
	圓福寺の木造阿弥陀如来立像及び両脇侍像	一ノ割
	崇蓮寺の木造青面金剛像	南
	円空仏	市郷土資料館寄託ほか
	木造小島庄右衛門正重坐像	市郷土資料館寄託
	小流寺の木造聖徳太子立像	市郷土資料館寄託
	観音院の木造聖徳太子立像	小淵

有形文化財（古文書）

指定区分	名称	場所
市指定	北条氏政の感状	市郷土資料館
	粕壁宿文書	県立文書館寄託
	粕壁宿検地帳	市郷土資料館
	小流寺縁起	市郷土資料館寄託
	長久記	市郷土資料館寄託
	西金野井香取神社領朱印状 付 香取神社領替地 につき覚書一通、黒漆塗葵紋入り文箱一点	市郷土資料館寄託

有形文化財（歴史資料）

指定区分	名称	場所
市指定	西金野井香取神社の棟札	西金野井
	宝珠花神社扁額	西宝珠花
	酒造図絵馬	倉常
	飯沼香取神社の算額	飯沼
	見川喜蔵墓及び見川家五輪塔	粕壁
	都鳥の碑	粕壁
	小淵太子堂奉加帳	小淵

有形文化財（考古）

指定区分	名称	場所
県指定	板石塔婆	西親野井
	権現山遺跡方形周溝墓出土底部穿孔土器	県立歴史と民俗の博物館貸出
	須釜遺跡再葬墓出土遺物一括	市郷土資料館
市指定	塚内 4 号墳出土遺物	市郷土資料館
	風早遺跡出土旧石器時代局部磨製石斧	市郷土資料館
	坊荒句遺跡出土旧石器時代石器群	市郷土資料館
	米島貝塚出土黒浜式土器	市郷土資料館
	小淵河畔砂丘出土の須恵器大甕	市郷土資料館
	浜川戸遺跡出土の板石塔婆	市郷土資料館
	慈恩寺原北遺跡出土旧石器時代石器群	市郷土資料館
	貝の内遺跡出土の下総国分寺軒平瓦 付 第 5 号 住居跡出土土器 10 点	市郷土資料館
	神明貝塚出土の堀之内式組合せ土器	市郷土資料館
	神明貝塚 5 号墓出土装身具及び副葬品	市郷土資料館

無形文化財

指定区分	名称	場所
国指定	きゅう漆保持者	中央

有形民俗文化財

指定区分	名称	場所
市指定	榎灘子神楽連面芝居用具	市郷土資料館寄託
	水角神社の富士塚	水角
	木櫛製作用具	市郷土資料館

無形民俗文化財

指定区分	名称	場所
県指定	やったり踊り	大畑
	西金野井の獅子舞	西金野井
市指定	不動院野の神楽	東不動院野
	銚子口の獅子舞	銚子口
	赤沼の獅子舞	赤沼
	倉常の神楽囃子	倉常
	東中野の獅子舞	東中野
	榎の囃子神楽	榎
市指定 国選択	宝珠花大風揚げ	西宝珠花

特別天然記念物

指定区分	名称	場所
国指定	牛島のフジ	牛島

記念物（天然記念物）

指定区分	名称	場所
県指定	蓮花院のムク	大衾
	満蔵寺のお葉付きイチョウ	新方袋
	碓神社のイヌグス	粕壁東
	中川低地の河畔砂丘群 浜川戸砂丘	粕壁
市指定	秋葉神社の夫婦松	中央

記念物（旧跡・史跡）

指定区分	名称	場所
国指定	神明貝塚	西親野井
県指定	小島庄右衛門墓	西宝珠花
市指定	花積貝塚	花積
	内牧塚内古墳群	内牧

【別表第32】

被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）				
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 〈全壊等〉				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	〈中規模半壊〉				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）		
支給額	100万円	50万円	25万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給					
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付				

県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

資料）埼玉県地域防災計画（令和6年3月版）

【別表第33】

災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資の概要

項 目	内 容
融資を受けることができる者	1 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方） ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます（「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません。）。 ※ 被災住宅の賃借人または居住者が申し込むこともできます。 2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者 3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者 4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人
融資を受けることができる住宅	1 建設・購入・補修 ・ 居住室、台所及びトイレが備えられていること。 2 建設・購入 ・ 共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・ 中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。
融資限度額	1 建設の場合 土地を取得する場合 5,500万円 土地を取得しない場合 4,500万円 2 購入の場合 5,500万円 3 補修の場合 1,200万円
融資金利	1. 34～1.58%（団体信用生命保険に加入する場合（保険の種類で金利が異なる）） 1. 14%（団体信用生命保険に加入しない場合）（令和6年12月現在）
最長返済期間	建設35年、購入35年、補修20年 融資の日から3年間（補修：1年間）の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。 年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。
担保	建設・購入：建物及び敷地に機構が第1順位の抵当権を設定 補 修：建物に機構が抵当権を設定

資料）住宅金融支援機構ホームページ（令和6年12月時点）

【別表第34】

天災融資法に基づく資金融資の概要

貸付相手方	被害農林漁業者
貸付対象 事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	3～6 年以内（ただし、激甚災害のときは 4～7 年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担 保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

資料）埼玉県地域防災計画（令和 6 年 3 月版）

【別表第35】

日本政策金融公庫災害復旧関係資金の概要

【新たな資金を必要とする者】

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	資金名	利率	償還期限	据置期間	貸付限度額
経営 再 建	農林漁業セーフティ ネット資金	0.70～ 0.95%	15 年以内	3 年以内	一般：600 万円 特認：年間経営費の 6/12 以内又は粗利益の 6/12 に相当する額のいずれか 低い額
施設 の 復 旧	農林漁業施設資金 （主務大臣指定（災害））	0.70～ 1.10%	15 年以内	3 年以内	事業費の 80%又は 1 施設 当たり 300 万円
基 盤 の 復 旧	農業基盤整備資金				
	林業基盤整備資金				
	漁業基盤整備資金				

【既往借入金の返済に困難を来している者】

	要請内容
償 還 猶 予 等 の 要 請	○償還期限の延長
	○据置期間の延長
	○中間据置期間の設定
	○償還金額の一部繰り下げ

資料）埼玉県地域防災計画 資料編（令和 6 年 3 月版）

【別表第36】

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

貸付相手方	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期間	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	市長の被害認定を受けたもの

資料）埼玉県地域防災計画（令和6年3月版）

【別表第37】

農業災害補償の概要

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

資料）埼玉県地域防災計画（令和6年3月版）

【別表第38】

洪水時に避難確保が必要な要配慮者利用施設

(令和6年10月1日現在)

	管理 番号	区分	施設名	住所
1	1001	①	シェルフかすかべ教室	栄町二丁目 135 番地 細井借家 3 号棟
2	1002	①	エンジェルココティ	小淵 1123 番地 1
3	1003	①	キッズセンター・さくら	西金野井 1744 番地
4	1004	①	こどもデイサービス たんぽぽ	大沼二丁目 3 番地
5	1005	①	こどもデイサービス たんぽぽ第 2	豊町 2-9-9 関根アパート 101
6	1006	①	児童デイサービス パル	一ノ割 1075-3
7	1007	①	こどもサポート教室「きらり」春日部校	粕壁東 2-7-8
8	1008	①	ふじ学園	粕壁 5435-1
9	1009	①	児童発達支援センター まる	大場 928 - 10
10	1010	①	DEKITA 春日部	粕壁東一丁目 21 番 7 号春日部アークビル 2 階
11	1012	①	エンジェルハルティ	小淵 983
12	1014	①	オンリーワン 北春日部教室	梅田 1-446-1
13	1015	①	ピノッキー Inc.	八丁目 335
14	1017	①	オンリーワン 一ノ割教室	南 4-21-6
15	1018	①	放課後等ディサービス かすかべ学園	内牧 2043-1
16	1020	①	放課後等ディサービスなのは	米島 969-3 1 階
17	1021	②	第 1 なないろ	大場 928 番地 10 2 階
18	1022	②	第 2 なないろ	藤塚 1245 番地 5
19	1023	②	第 3 なないろ	藤塚 1245 番地 1
20	1024	②	第 4 なないろ	藤塚 1245 番地 7
21	1025	②	グループホームあおい	中央 3-1-8 第 15 アビル
22	1026	②	あかね棟	梅田本町 2-35-27
23	1027	②	ケアホームのぞみ	八丁目 988 番地 4
24	1028	②	テレサ	大枝 135-7 武里団地 5-1-508
25	1029	②	テレサ	大枝 118-6 武里団地 5-22-501
26	1030	②	テレサ	武里中野 734-54
27	1032	②	レインボー南桜井	米島 818 番地 30
28	1033	②	春風ホーム 1	南中曽根 698-2
29	1034	②	春風ホーム 4	豊野町 1-7-11
30	1035	②	春風ホーム 5	粕壁東 6-9-39
31	1036	②	春風ホーム 6	備後西 2-8-35
32	1037	②	春風ホーム 7	西宝珠花 343-2
33	1038	②	春日部養成会あすか寮	八丁目 1299 番地 1
34	1039	②	ウェルビー春日部センター	中央 1-4-6 ガリ第 3 ビル 3 階
35	1040	②	ニューロリワークス春日部センター	粕壁東 1-2-19 玄養ビル 201
36	1042	②	キャリアサポートパートナーズ	中央 1-8-7 プレジデント 2
37	1043	②	多機能事業所わっくす	大場 1564-1
38	1044	②	オハナ	南 5-5-67 サンビル 1 階
39	1045	②	ドリームセンターともに	一ノ割 1075-5
40	1046	②	ひまわり園	大倉 496-455
41	1047	②	イリス	中央 2-17-16 吉野コーポ 1 階

	管理 番号	区分	施設名	住所
42	1048	②	MIRAI 春日部西口	中央 1-57-12 永島第二ビル 1
43	1049	②	MIRAI 春日部駅前	中央 1-43-9 富久春日部ビル 4 階 A 号室
44	1050	②	MIRAI 春日部東口	粕壁 1-4-1 市川ビル 2F
45	1051	②	ふおるて	八木崎町 1-5
46	1052	②	ふじ支援センター	牛島 1289
47	1053	②	めだかの学校	金崎 526-1
48	1054	②	ゆりのき支援センター	谷原新田 2229-1
49	1055	②	リサイクルショップ	樋堀 369-1
50	1056	②	あい・あーる	南 5-5-67 サザンビル 1F
51	1057	②	あしたば	新宿新田 353-9
52	1059	②	サポートホットハウス	八丁目 771-3
53	1060	②	ぱる	豊町 5-11-50
54	1061	②	あおぞら	米崎 389-3
55	1062	②	あんだんて	西八木崎 1-10-12
56	1063	②	カピリナ	大沼 2-60-2 鎌倉第一ビル 1 階
57	1064	②	しんな	上蛭田 54-1
58	1065	②	びーんず	新宿新田 349-38
59	1066	②	ゆたか	中央 8-8-40
60	1067	②	わかば春日部	大場 687
61	1068	②	春日部養成会あすかホーム	樋籠 627
62	1069	②	福祉作業所ひばり園	牛島 940-3
63	1071	③	こだま	中央 1-12-4 阿部ビル 1 階
64	1072	③	らるご	八木崎町 1-36
65	1073	②	悠々クラブ	中央 1-12-4 阿部ビル 2 階、3 階
66	1074	③	地域活動支援センター パタパタ	大場 1288-1
67	1075	④	障害者生活支援センターたけさと	大場 1564-1
68	1076	②	@シナモン	大畑 916-17
69	1077	②	@ショコラ	備後東 6-3-45
70	1078	②	@メープル	大畑 916-15
71	1079	①	放課後等デイサービスかすかべ学園 南桜井校	大倉 496-57 木村貸店舗 2 階
72	1080	②	グループホームあおい第 2	中央 3-1-29
73	1081	①	こばんはうすさくら春日部武里教室	大場 928 リエールマエト 1 階 101
74	1082	①	シェルフたけさと教室	大場 1134-4 島田ビル 2C・2D 号室
75	1083	①	ハッピーテラス春日部教室	中央 7-6-1 トナビル 2 階 202・203 号室
76	1084	⑤	埼玉県立春日部特別支援学校	八丁目 776-1
77	1085	①	放課後等デイサービスかすかべ学園 大沼校	大沼 2-60-2 鎌倉第一ビル 2F202
78	1086	②	かすかべカルディア	中央 1-43-9 富久春日部ビル 2 階
79	1087	②	ディーキャリア春日部オフィス	中央 1-1-8 第 6 宝光ビル 5 階
80	1088	②	ウーリー	粕壁 2-4-17 石津ビル 3 階
81	1089	②	Cocorport 春日部駅前 office	中央 1-51-12 ハルキビル 3 階
82	1090	②	ア・ドマーニ春日部	中央 1-11-1 M3ビル 3 階
83	1093	②	@モンブラン	大畑 916-18
84	1094	②	グループホームききょう	緑町 1-15-19 正和第一
85	1095	②	グループホームききょう第二	一ノ割 2-3-52
86	1096	②	いろどりの森にじのいろホーム武里	大場 610-9

	管理 番号	区分	施設名	住所
87	1097	②	笑顔の家 藤塚	藤塚 1102-35
88	1098	②	ソーシャルインクルーホーム春日部備後西Ⅰ	備後西 4 丁目 825-1、1210-3、1211-1
89	1099	②	ソーシャルインクルーホーム春日部備後西Ⅱ	備後西 4 丁目 825-1、1210-3、1211-2
90	1100	②	チェスナットヒルⅠ	豊野町 1-2-16
91	1101	②	STORIES小淵	小淵 694-11
92	1104	①	シェルふいちのわり教室	一ノ割 1000-18
93	1105	①	オンリーワン八木崎教室	粕壁 6985-3 ファイマゾン 105
94	1106	①	コペルプラス春日部教室	中央 6-3-13 エワール布武 202
95	1108	②	シュクル	増富 672-41
96	1109	②	こむぎ	梅田本町 1-2-14
97	1110	②	シュガーパイン	中央 6 丁目 8-18 大栄ビル 1 階
98	1112	②	自立訓練施設ペンタス	藤塚 250-58
99	1113	①	児童発達支援・放課後等デイサービスヒトツナ武里教室	大畑 304-2 武里文化会館ビル 1F
100	1114	②	放課後等デイサービス はびねす	浜川戸 2-15-6
101	1115	②	第5なないろ	藤塚 2858 番
102	1116	②	@マカロン	備後東 6-3-44
103	1117	②	STORIES牛島	牛島 172-1
104	1118	②	STORIES西金野井	西金野井 290-1
105	1119	②	STORIES北春日部	梅田本町 1-9-11
106	1120	②	アミー本田町	本田町 2 丁目 21 番 5
107	1121	②	アミー豊野町	豊野町 1-24-25
108	1122	②	アミー西金野井 B 棟	西金野井 1846-6
109	1124	②	はるひホーム	緑町二丁目 9 番地 33
110	1125	②	はるひホーム 2	藤塚 364 番地 6
111	1126	②	はるひホーム 3	本田町二丁目 42 番地 2
112	1127	②	はるひホーム 4	梅田一丁目 9 番地 9
113	1128	②	はるひホーム 5	内牧 5071 番地 10
114	1129	②	わおん春日部南	南 4 丁目 16 番 17 号
115	1130	②	かすかべフレアイホーム南中曽根	南中曽根 650-23
116	1133	②	笑顔の家 西金野井	西金野井 1840 番地 27
117	1134	②	STORIES備後西	備後西 1-1-27
118	1135	②	STORIES備後東	備後東 2-12-58
119	1137	②	グループホームゆり	本田町 2 丁目 82-1
120	1138	②	ライフディフェンス希望	備後東 7 丁目 19 番地 26
121	1139	②	第2彩のいえ	増富 158D-403
122	1140	②	グループホーム昴	一ノ割 3-8-8-4
123	1141	②	就労支援施設すずかぜ・春日部	粕壁東 2-3-30 川島ビル 1 F
124	1142	②	生活介護 ななほし	緑町 6-11-18
125	1143	②	多機能型事業所 空-Coo-	栄町 3-80
126	1144	①	重症児デイサービスこんぱす Kids	梅田本町 2 丁目 5-5 桐要ビル 2-B
127	1145	①	児童デイサービス・発達ラボ春日部教室	粕壁 6770-3 斉藤マンション 101 号
128	1146	①	こぼんはうすさくら春日部駅前教室	中央 1-11-1 M3 ビル 2F
129	1148	②	ウィルウェイ	増富 405-6
130	1149	②	いべりす	粕壁東 1-21-7 春日部アークビル 1 階

	管理 番号	区分	施設名	住所
131	1150	②	えーる	梅田 3-174
132	1151	①	生活介護 みやび武里	大場 928-6 リエールヤマモト 2F
133	1152	①	放課後等デイサービスつくし	豊町 5-19-7 パテオ V101 号室
134	1153	①	児童発達支援・放課後等デイサービス たけのこ	一ノ割 1067-3
135	1155	①	放課後等デイサービス じゅれー春日部	栄町 3 丁目 80
136	1156	①	L I T A L I C O ジュニア春日部教室	中央 1-5 2-8 昭和ビル第 6 2 F
137	1157	①	ハビー春日部駅前教室	中央 1-11-1 M3 ビル 4F
138	1158	②	笑顔の家 新宿新田	新宿新田 3 2 1-8
139	1159	②	笑顔の家米島	米島 9 2 9 番地 8
140	1160	②	チェスナットヒルⅡ	小淵 1 1 3-9
141	1161	②	わおんーノ割	一ノ割 1 丁目 2 3 番地 9 号
142	1162	②	グループホームどんぐり	藤塚 7 9 9-1 0
143	1163	②	グループホーム L i e n 藤塚グリシーヌ	藤塚 2 1 7 1-1 0 5
144	1164	②	それいゆ 1 号館	新宿新田 2 5 2-1 6
145	1165	②	グループホーム RASIEL 春日部 i	春日部市大沼 5 丁目 1 0 1-1 1 階
146	1166	②	アミー西金井 A 棟	西金野井 291-177
147	1167	②	Melth 春日部	大畑 304-2 武里文化会館ビル 4F
148	1168	②	CocorportCollege 春日部駅前キャンパス	中央 1-11-1 M3 ビル 5F
149	1169	①	叱られない教室 らいくす春日部教室	八丁目 414-1
150	1170	①	からふる Kids 春日部	粕壁 5891-2
151	1171	②	LUANA I	西金野井 291-48 1 階
152	1172	②	グループホームまりも	本田町 2-82-1
153	1173	②	グループホームふわふわ本田町 A	本田町 1-47 1 階
154	1174	②	C O C O N 梅田本町	梅田本町 2-11-13
155	1175	②	グループホーム ぐっぴー大沼	大沼 2 丁目 30 番地 14
156	1176	①	オンリーワン春日部教室	粕壁東 1-22-11 ナカイビル 1 階 B
157	1177	①	児童発達支援こんぱす mirai	梅田本町 2 丁目 5-5 桐要ビル 2 階 A
158	1178	①	放課後等デイサービス 369〜リリィ〜	小淵 394-8
159	1179	①	オールウェイズ クレヨン	谷原 2-6-5
160	1180	①	まなびの森きらり春日部	中央 1-49 2 階
161	1181	①	ハッピーテラスキッズ 真由美ルーム 和	粕壁東 2 丁目 16-65
162	1182	②	重症児多機能型デイサービス Polaris	増富 746-11
163	1183	②	笑顔の家 西金野井Ⅱ	西金野井 1795 番地 5
164	1184	②	S T O R I E S 八丁目	八丁目 99-8
165	1185	②	S T O R I E S 小淵北	小淵 1239-9
166	1186	②	グループホームどんぐり 2	春日部市藤塚 7 9 9-1 1
167	1187	②	それいゆ 2 号館	春日部市小淵 1051-16
168	1189	②	グループホーム RASIEL 春日部 ii	春日部市大沼 5 丁目 1 0 1-1 2 階
169	1190	②	グループホームふわふわ本田町 B	本田町 1-47 2 階
170	1191	②	あある A 棟	中央 3-6-27
171	1192	②	あある B 棟	中央 3-19-16
172	1193	②	あいびすホーム A 棟	小淵 516-6
173	1194	②	あいびすホーム B 棟	小淵 516-7
174	1195	②	あいびすホーム C 棟	小淵 517-2
175	1196	②	あいびすホーム D 棟	小淵 517-5

	管理 番号	区分	施設名	住所
176	1197	②	障がい者グループホーム サンライズ春日部 1 階	大場 1383-1 1 階
177	1198	②	障がい者グループホーム サンライズ春日部 2 階	大場 1383-1 2 階
178	1199	②	Feel I	豊町 1-22-12
179	1200	②	Feel II	粕壁 6656-7
180	1201	②	グループホームまるばつくま	増富 428-8
181	1202	②	パートナーガーデン春日部 A 棟	栄町 2-278-1
182	1203	②	パートナーガーデン春日部 B 棟	栄町 2-278-1
183	1204	②	LITALIKO ワークス春日部	中央 1-3-3 アーバンビル 1 階
184	1205	②	オーケー自立支援事業所 春日部	中央 1-9-13 春日部 M ビル 3 階
185	1206	②	就労継続支援 B 型事業所ジョイフルハウス	中央 6-1-20 エースビル 3F
186	1207	②	Mountain&Valley 春日部	一ノ割 1069-1
187	1208	②	かすかべさくらカルディア	中央 1-10-3 春日部三樹ビル 2 階
188	1209	②	西八木崎 story	西八木崎 1-1-3
189	1210	②	ひとは	梅田 3-174
190	1211	②	FIORETTO	牛島 125-1
191	1212	②	サポートハウスともに	中央 1-19-6 ライフピア春日部第一 202
192	1213	②	らしえる	下柳 165-1
193	2001	⑥	つぶつぶ保育園	大場 207
194	2002	⑧	アートチャイルドケア春日部	下蛭田 243-4
195	2003	⑧	あおぞら保育園	粕壁東 3-12-12
196	2004	⑧	一の割自然保育園	一ノ割 1138-1
197	2005	⑧	うらら保育園	牛島 714-1
198	2006	⑧	大増のぞみ保育園	上大増新田 214-1
199	2007	⑧	春日部保育園	粕壁 1-4-45
200	2008	⑧	小鳩保育園	八丁目 497
201	2009	⑧	小淵保育園	小淵 406-1
202	2010	⑧	三愛保育園	粕壁東 3-12-16
203	2011	⑧	庄和第 1 保育所	西金野井 256-1
204	2012	⑧	信愛保育園	大場 1644
205	2013	⑧	第 3 保育所	粕壁 6823
206	2014	⑧	第 4 保育所	備後西 1-13-1
207	2015	⑧	第 5 保育所	藤塚 428-1
208	2016	⑧	第 6 保育所	牛島 1276
209	2017	⑧	第 7 保育所	栄町 3-166
210	2018	⑧	第 8 保育所	上蛭田 82-1
211	2019	⑧	第 9 保育所	粕壁 3-8-1
212	2020	⑧	武里まんま〜る保育園	大畑 321 (2F)
213	2021	⑧	武里南保育所	大枝 89 武里団地 9-16
214	2022	⑧	フェアリー・キッズ保育園	南中曽根 753-2
215	2023	⑧	まんま〜る保育園	中央 1-49 (2F)
216	2024	⑧	森のひろば保育園	金崎 880-1
217	2025	⑧	やなぎ保育園	樋籠 620-3
218	2026	⑧	やはら保育園	上大増新田 22
219	2027	⑩	NURSERY らあむ	中央 1-48-9 (3F)
220	2028	⑩	グイクトリー・インターナショナル リスクール	小淵 1231-1

	管理 番号	区分	施設名	住所
221	2029	⑩	春日部ちゃいんど・ほーむ	中央 6-1-30 長栄ビル 1 階
222	2030	⑩	武里ひばり保育園	大場 1386
223	2031	⑩	ちろりん村保育所	赤沼 295
224	2032	⑩	のびのび保育 恵夢	備後東 8-11-12
225	2033	⑩	プチ・クレイシュ ゆりかご	中央 1-12-1 マゾン福島 1D
226	2035	⑩	ゆかり保育園	永沼 2160
227	2036	⑦	おうちほいくえん	八丁目 1015-1
228	2037	⑦	かすかべそらら保育園	中央 2-14-7
229	2038	⑧	かすかべ社の保育園	谷原 2-9-15
230	2039	⑦	ぬくもりのおうち保育 春日部園	粕壁東 2-1-39 アークコート春日部 1 階
231	2040	⑦	はッピー春日部園	粕壁 6947-1 (2F)
232	2102	⑪	すすむ学園児童クラブ	谷原 2 丁目 9 番地 15
233	2103	⑪	南桜井放課後児童クラブ 1.2	下柳 17 番地 2
234	2104	⑪	武里放課後児童クラブ	備後西 5 丁目 3 番 15 号
235	2201	⑨	認定こども園ふたば	大場 902-1 (武里団地内)
236	2202	⑫	一の割幼稚園	藤塚 736
237	2203	⑫	牛島幼稚園	牛島 736-1
238	2204	⑨	内牧幼稚園	栄町 3-248
239	2205	⑫	春日部成就院幼稚園	上大增新田 272-1
240	2206	⑫	清秀幼稚園	南中曽根 757-1
241	2207	⑫	庄和こばと幼稚園	西金野井 1839
242	2208	⑫	庄和幼稚園	米島 725
243	2210	⑫	武里白百合幼稚園	大場 213
244	2212	⑨	幼保連携型認定こども園武里幼稚園	大枝 89 武里団地 2-2
245	2213	⑨	認定こども園 とよはる こども学園	上蛭田 610-2
246	2214	⑨	認定こども園春日部幼稚園	粕壁東 3-14-24
247	2215	⑫	花積幼稚園	下蛭田 16-1
248	2216	⑫	ひかり第二幼稚園	南 3-18-22
249	2217	⑫	藤塚幼稚園	藤塚 1160
250	2218	⑫	真由美幼稚園	粕壁東 2-16-65
251	2219	⑨	桃園幼稚園	小淵 2060-2
252	2220	⑫	ルネサンス呑竜幼稚園	一ノ割 1-29-1
253	2221	⑦	しおどめ保育園春日部	浜川戸 1-12-13
254	2222	⑦	らあむ保育園	中央 2-26-21
255	2223	⑦	キッズフィールド春日部園	粕壁 1-4-26 (2F)
256	2224	⑦	ぬくもりのおうち保育 南桜井園	米島 1185 (南桜井駅ビル内)
257	2225	⑩	かぞヤクルト販売株式会社庄和保育ルーム	新宿新田 279-4
258	2226	⑩	かがやき保育所	不動院野 643 番地
259	2227	⑩	おかだわんぱくの森保育園	藤塚 2855-1
260	2228	⑩	医療法人 光仁会 南部厚生病院	大場 20-1
261	2229	⑩	春日部厚生病院	緑町 6-12-23
262	2230	⑩	春日部中央総合病院保育室	藤塚 250-132
263	2231	⑩	マイティーエイコーンズズイングリッシュ	中央 1-53-7 ロイヤルハイツ春日部 1 階
264	2232	⑧	八木崎保育所	粕壁 5435-1
265	2233	⑧	豊春中央保育園	道順川戸 90-1

	管理 番号	区分	施設名	住所
266	2234	⑥	かめさん保育園	大枝 104-53
267	2235	⑩	武の子保育園	備後西 5-3-4
268	2236	⑩	あひるちゃん託児室	中央 6-7-1
269	2237	⑩	おおまし保育園	下大増新田 78-1
270	2238	⑩	キッズルーム SHUJWA	大沼 6-138-2
271	2240	⑩	ワンダーガーデンインターナショナルラーニングアセンダー	中央 1-14-20
272	3001	⑭	医療法人永寿会 三須医院	粕壁東 1-11-12
273	3002	⑭	医療法人社団豊栄会さだまつ眼科クリニック	谷原新田 2213-1
274	3003	⑭	医療法人福満会 守田内科医院	南 2-6-24
275	3004	⑭	彩都レディースクリニック	大枝 366
276	3005	⑭	杉浦眼科	中央 1-50-6
277	3006	⑭	分娩館医院	備後西 5-4-28
278	3007	⑮	医療法人秀和会 秀和総合病院	谷原新田 1200
279	3008	⑮	春日部市立医療センター	中央 6-7-1
280	3009	⑮	みくに病院	下大増新田 97-1
281	3010	⑮	医療法人光仁会 南部厚生病院	大場 20-1
282	3011	⑮	医療法人光仁会 春日部厚生病院	緑町 6-11-48
283	3012	⑮	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	緑町 5-9-4
284	3013	⑮	医療法人社団 春日部さくら病院	金崎 702-1
285	3014	⑮	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	中央 1-53-16
286	3015	⑮	医療法人社団庄和会 庄和中央病院	上金崎 28 番地
287	3016	⑮	医療法人社団全仁会 東都春日部病院	大畑 652-7
288	3017	⑮	医療法人 梅原病院	小淵 455-1
289	3018	⑮	春日部セントノア病院	不動院野 1112-1
290	3019	⑮	武里病院	下大増新田 9-3
291	4001	⑰	いこい	粕壁東一丁目 11 番 12 号
292	4002	⑰	医療法人光仁会 春日部厚生クリニック	下蛭田 125-1
293	4003	⑰	医療法人みやび会 おおつ整形外科	中央 2-17-10
294	4004	⑰	佐藤整形外科	大場 1385-3
295	4005	⑰	ぬくもり	永沼 2229-1
296	4006	⑰	介護老人保健施設 しょうわ	下柳 1088
297	4007	⑰	介護老人保健施設 ちとせ	下大増新田 81-1
298	4008	⑰	介護老人保健施設 葵の園・春日部	金崎 71-1
299	4009	⑰	介護老人保健施設 春日部ロイヤルケアセンター	藤塚 2622 番 2
300	4010	⑰	山崎整形外科	牛島 1081-3 1 階
301	4012	⑰	武里病院 介護医療院	下大増新田 9-3
302	4013	⑲	しょうぶ苑	米崎 389
303	4014	⑳	介護老人福祉施設 おおまし	下大増新田 78-1
304	4015	⑳	春日部勝彩園	上大増新田 109-2
305	4016	⑳	清寿園	内牧 2072
306	4017	⑳	特別養護老人ホーム あすなろの郷	銚子口 1133-1
307	4018	⑳	特別養護老人ホーム ひかり	不動院野 643 番地
308	4019	⑳	特別養護老人ホーム フラワーヒル	一ノ割 948 番 1
309	4020	⑳	特別養護老人ホーム 庄和和合	金崎字道江 527-1
310	4021	⑳	特別養護老人ホームそら	不動院野 647

	管理 番号	区分	施設名	住所
311	4022	㊹	百合の郷	大畑 407-2
312	4023	㊹	武里まきば園	武里中野 705
313	4025	㊹	介護老人保健施設 しょうわ	下柳 1088
314	4026	㊹	介護老人保健施設 ちとせ	下大增新田 81-1
315	4027	㊹	介護老人保健施設 春日部ロイヤルケアセンター	藤塚 2622 番 2
316	4028	㊺	介護老人保健施設 葵の園・春日部	金崎 71-1
317	4029	㊻	ショートステイ あすなろの郷	銚子口 1133-1
318	4030	㊻	ショートステイ フラワーヒル	一ノ割 948 番 1
319	4031	㊻	ショートステイ 福満	南二丁目 6 番 24 号
320	4032	㊻	ゆたか	谷原新田 2220
321	4033	㊻	縁「ゆかり」	永沼 2158 番地 1
322	4034	㊻	孝楽園ショートステイセンター	赤沼 295 番地
323	4035	㊻	社会福祉法人平成会 しょうぶ苑	米崎 389
324	4036	㊻	春日部ショートステイそよ風	本田町一丁目 35 番地
325	4037	㊻	春日部勝彩園	上大增新田 109-2
326	4038	㊻	清寿園	内牧 2072
327	4039	㊻	短期入所生活介護事業所 庄和和合	金崎 527-1
328	4040	㊻	特別養護老人ホーム おおまし	下大增新田 78-1
329	4041	㊻	百合の郷	大畑 407-2
330	4042	㊻	武里まきば園	武里中野 705
331	4045	㊼	医療法人福満会 守田内科医院	南 2-6-24
332	4047	㊼	介護老人保健施設 しょうわ	下柳 1088
333	4048	㊼	介護老人保健施設 ちとせ	下大增新田 81-1
334	4049	㊼	介護老人保健施設 春日部ロイヤルケアセンター	藤塚 2622 番 2
335	4050	㊽	介護老人保健施設 葵の園・春日部	金崎 71-1
336	4051	㊾	春日部生協診療所	谷原 2-4-12
337	4052	㊿	あいはな	谷原新田 1427-1
338	4054	㊿	あすみる学校型デイサービス	豊町一丁目 21 番地 5 フラザ 豊町
339	4055	㊿	アップネス	大枝 552-1
340	4056	㊿	かがやきデイサービス春日部	中央 5-7-12
341	4057	㊿	さくらデイサービスセンター	大場 748 番 1
342	4058	㊿	ツクイ春日部	栄町 3-82
343	4059	㊿	デイサービス あすなろの郷	銚子口 1133-1
344	4061	㊿	デイサービスセンター エクラシア春日部	南 5-1-52
345	4062	㊿	デイサービスセンター フラワーヒル	一ノ割 948 番 1
346	4063	㊿	デイサービスセンター ふれあい	米島 967-1
347	4064	㊿	デイサービスセンター 庄和和合	金崎字道江 527-1
348	4065	㊿	縁「ゆかり」内牧センター	内牧字四方谷 4998 番地 1
349	4066	㊿	デイサービスセンターヒューマンサポート春日部	備後西五丁目 1-44
350	4067	㊿	デイサービスセンター絆	南五丁目 5 番 67 サザンビル A
351	4068	㊿	デイサービス円居	一ノ割 4 丁目 15 番 7-4 号
352	4069	㊿	デイサービス沙羅双樹	谷原三丁目 13 番 5 号
353	4070	㊿	ニチイケアセンター友輪	八丁目 468-1
354	4071	㊿	フィットネスデイ リズム	谷原 3 丁目 18 番 3 号
355	4072	㊿	ゆくり	大倉 240-21

	管理 番号	区分	施設名	住所
356	4073	⑩	ゆたか	谷原新田字袋前耕地 2220 番地
357	4074	⑩	マリーゴールド	増田新田 391-21
358	4076	⑩	医療法人浜崎医院デイサービスセンターはまさき	備後西 3 丁目 9 番 37 号
359	4077	⑩	医療法人浜崎医院デイサービスセンターはまさきの郷	一ノ割 3 丁目 16-9
360	4078	⑩	緑「ゆかり」	永沼 2158 番地 1
361	4079	⑩	緑「ゆかり」介護予防センター	永沼 2160 番地
362	4080	⑩	孝楽園デイサービスセンター	赤沼字堂面 295
363	4081	⑩	社会福祉法人平成会 しょうぶ苑	米崎 389
364	4082	⑩	春日部ケアセンターそよ風	牛島 391
365	4083	⑩	水辺の園 しおり	本田町二丁目 319 番地
366	4084	⑩	清寿園	内牧 2072
367	4085	⑩	地域リハビリケアセンター こんぱす春日部	梅田一丁目 6-19
368	4086	⑩	地域リハビリケアセンターこんぱすエイト	八丁目 1127 番地 1
369	4087	⑩	百合の郷	大畑 407-2
370	4088	⑩	武里ひばりデイサービス	大場 287-1
371	4089	⑩	武里まきば園デイサービスセンター	武里中野 705
372	4090	㉒	イリーゼかすかべ	南一丁目 9 番 61 号
373	4091	㉒	応援家族 庄和館	西金野井 64-24
374	4092	㉒	サンライズ・ヴィラ春日部	大畑 363 番地 1
375	4093	㉒	サンライズ・ヴィラ北春日部	栄町 1 丁目 82 番地
376	4094	㉒	ハーモニーライフ春日部	一ノ割 4-3-13
377	4095	㉒	プラチナ・シニアホーム春日部藤の牛島	牛島 1590 番地 1
378	4096	㉒	ふるさとホーム武里	大畑 116 番地 1
379	4097	㉒	家族の家ひまわり春日部	粕壁 6040 番地 1
380	4098	㉒	家族の家ひまわり北春日部	梅田本町二丁目 29 番 5 号
381	4099	㉒	介護付有料老人ホームヒューマンサポート春日部	備後西五丁目 1 番 44 号
382	4100	㉒	介護付有料老人ホームヒューマンサポート春日部中央	豊町一丁目 4 番 5
383	4101	⑪	介護老人保健施設ウイステリア	樋籠 586-12
384	4102	⑩	デイサービスセンター エンタメかすかべ	浜川戸 1-11-4
385	4103	⑩	デイサービスセンター こはるびより	南 5-6-7
386	4104	㉒	リアンレーヴ春日部	南中曽根 442-1
387	4105	⑪	介護老人保健施設 みどり	上大増新田 168
388	4501	㉒	愛・小規模多機能豊野町	豊野町 1-33-10
389	4502	㉒	小規模多機能きらら春日部	浜川戸 1 丁目 5 番 10
390	4503	㉒	小規模多機能ふくしのまち春日部	金崎 982 番 1
391	4504	㉒	GENKINEX T春日部八木崎	八木崎町 9-1 内藤ビル 101 号
392	4505	㉒	あいむデイサービス春日部	増富 353-7
393	4506	㉒	ご長寿くらぶ春日部一ノ割デイサービスセンター	南 4 丁目 22-14
394	4507	㉒	デイサービス グッドラック春日部	中央 2-27-12
395	4508	㉒	デイサービスありがとう	西金野井 1822-2
396	4509	㉒	デイサービスおむすび	大場 207
397	4511	㉒	デイサービスセンターみやび春日部	豊町 1-2-40
398	4512	㉒	デイサービスなないろホーム	金崎 454-5
399	4517	㉒	ふくしあ	西宝珠花 172
400	4518	㉒	マインドホーム穂の華 豊町	豊町 6-11-10

	管理 番号	区分	施設名	住所
401	4519	㉗	マインドホーム穂の華ゆりのき店	豊町 4-3-9
402	4520	㉗	みかんの樹	樋籠 336-1
403	4521	㉗	リハビリデイサービスHand'sーノ割	ーノ割 1-18-17
404	4522	㉗	リハビリ特化型デイサービス リハビリの羽	金崎 987-8
405	4523	㉗	レコードブック武里	大場 1360-1 グラデージ 武里 103 号
406	4525	㉘	愛の家グループホーム春日部ーノ割	ーノ割 1000-4
407	4526	㉘	愛・グループホーム豊野町	豊野町 1-33-10
408	4527	㉘	あすなろホーム庄和	西金野井 169-5
409	4528	㉘	グループホームきらら春日部	浜川戸 1 丁目 5 番 10
410	4529	㉘	トゥルーケア GH ふじの花	豊町 1-2-40
411	4530	㉘	グループホームふれあいの家	南 1-7-5
412	4531	㉘	グループホームふれあいの家備後	備後東 5 丁目 5 番 1 号
413	4532	㉘	ツクイ春日部グループホーム	栄町 3-83
414	4533	㉘	みんなの家春日部やなか	大場 675-1
415	4534	㉘	愛の家グループホーム春日部豊春	上蛭田 191 番地 4
416	4535	㉘	春日部ケアセンターそよ風	牛島 391
417	4536	㉘	庄和ケアセンターそよ風	金崎 675-2
418	4537	㉗	フィットネスの羽	永沼字川端 276-1
419	4538	㉗	デイサービスセンターNSS	ーノ割 1-5-7
420	4539	㉗	デイサービスセンターハピエル	大場 249-4
421	4540	㉘	グループホームなごみ米島	米島 350 番地 1
422	4541	㉗	デイサービスからんこえ	藤塚 2171-141
423	4543	㉗	デイサービスグッドラック春日部中央	中央 3-11-7
424	4544	㉙	介護付き高齢者向け住宅はまさきの郷	ーノ割三丁目 16-9
425	4545	㉚	コンパスウォーク北春日部	栄町 2 丁目 206 ユーホー 野村 102 号室
426	4546	㉚	ブルーミングケア南桜井	大倉 567 番 1
427	4547	㉚	コンパスウォーク八木崎	粕壁 5626-1
428	4548	㉙	看護小規模多機能ホームこんぱす	薄谷 78 番
429	4549	㉙	エクラシア春日部	南 5-1-52
430	4550	㉚	デイサービスセンターエクラシア春日部南	南 2-5-4 4
431	4551	㉛	エクラシア春日部南	南 2-5-4 4
432	4552	㉜	春日部勝彩園	上大増新田 106-1
433	4553	㉝	あおぞらリビング武里	大場 1386
434	4554	㉝	ゆくり南桜井	大倉 240-21
435	4555	㉝	白桜苑	大場 665
436	4556	㉝	ピースフルかすかべ	新宿新田 335-1
437	4557	㉝	プラチナ・シニアホーム春日部	栄町 3-107
438	4558	㉝	あずみ苑 ラ・テラス庄和	西金野井 178-2
439	4559	㉝	高齢者集合住宅NSSーノ割	ーノ割 1-5-9
440	4560	㉛	ご長寿くらぶ 春日部ーノ割	南 4-22-14
441	4561	㉛	高齢者住宅ありがとう	西金野井 1822-2
442	4562	㉛	ケアガーデン春日部中央	小淵 45
443	4563	㉛	ケアガーデン春日部中央Ⅱ	小淵 35
444	4564	㉛	ケアガーデン春日部	東中野 33-1
445	4565	㉛	白桜苑備後	備後東 2-20-14

	管理 番号	区分	施設名	住所
446	4566	㊸	なごやかレジデンス春日部	中央 5-7-12
447	4567	㊸	サービス付き高齢者向け住宅 なごみ小湊	小湊 1575-1
448	4568	㊸	サービス付き高齢者向け住宅 なごみ不動院野	不動院野 2793-1
449	4569	㊸	プラチナ・シニアホーム春日部六軒町	六軒町 6
450	4570	㊸	ココファン春日部	八丁目 207-1
451	4571	㊸	グラス春日部	豊町 3-5-7
452	4572	㊸	サービス付き高齢者向け住宅はまさき	備後西 3-9-37
453	4573	㊸	ふれあいハート	米島 967-1
454	4574	㊶	レッツ倶楽部春日部	中央 6-8-22
455	4575	㊶	アップネス・ケア	大場 118-5
456	4576	㊺	プラチナ・シニアホーム春日部武里駅前	大場 1051-1
457	4577	㊺	有料老人ホーム サニーライフ春日部	粕壁東 5-13-28
458	4578	㊸	ケアガーデン春日部備後	備後西 1-10-1
459	4579	㊼	医心館春日部	大沼 7 丁目 18 番
460	4580	㊴	グループホームひだまり	谷原 2-4-7
461	4581	㊴	小規模多機能ひだまり	谷原 2-4-7
462	4582	㊴	デイサービスセンター備後東	備後東 1-4-10
463	4583	㊼	ベストリハナーシングホーム春日部	南 3-11-13
464	4584	㊴	ベストリハステイ春日部	南 3-11-13

※区分種別：①障害児通所支援事業の用に供する施設、②障害者福祉サービス事業の用に供する施設、③地域活動支援センター、
④地域活動支援センター障害者福祉サービス事業の用に供する施設、⑤特別支援学校、
⑥児童福祉施設（事業所内保育事業）、⑦児童福祉施設（小規模保育事業）、⑧児童福祉施設（保育所）、
⑨児童福祉施設（幼稚園型認定こども園）、⑩認可外保育園、⑪放課後児童健全育成事業の用に供する施設、
⑫幼稚園、⑬児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）、⑭診療所、⑮病院、⑯通所介護、
⑰通所リハビリテーション、⑱老人保健施設、⑲介護医療院、⑳介護老人福祉施設、
㉑介護老人保健施設（ユニット型含）、㉒小規模多機能型居宅介護、㉓短期入所生活介護、㉔短期入所療養介護、
㉕短期入所療養介護（ユニット型含）、㉖特定施設入居者生活介護、㉗地域密着型通所介護、
㉘認知症対応型共同生活介護、㉙看護小規模多機能型居宅介護、㉚サービス付き高齢者向け住宅、㉛軽費老人ホーム、
㉜有料老人ホーム

【別表第39】

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害危険箇所一覧

(令和6年3月末現在)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

N o	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
5224	台耕地-3	花積台耕地	急傾斜地の崩壊

注) 「N o」は県が定めた番号に準ずる。

資料) 埼玉県地域防災計画 資料編 (令和6年3月版)

土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)

箇所番号	箇所名	所在地	自然／人工
11110-II-0001	台耕地-3	花積 台耕地	自然
11110-III-0006	高野	内牧 高野	自然
11110-III-0007	四方谷	内牧 四方谷	自然
11110-III-0008	中原新田-1	内牧 中原新田	自然
11110-III-0009	中原新田-2	内牧 中原新田	自然
11110-III-00010	中原新田-3	内牧 中原新田	自然
11110-III-00011	塚内	内牧 塚内	自然
11110-III-00012	坊荒句	内牧 坊荒句	自然

注) 「箇所番号」は県が定めた番号に準ずる。

資料) 埼玉県地域防災計画 資料編 (令和6年3月版)

※「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」については、国から「土砂災害危険箇所の今後の取扱い」について(下記(抜粋))の連絡を踏まえ、埼玉県地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更します。

～抜粋～

令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。令和6年度以降、土砂災害警戒区域(土石流)より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

【別表第40】

排水機場等一覧

【 河川施設・雨水施設 】

(令和6年10月1日現在)

施設名	設置場所	能力（毎秒 m^3 ）× 基数		能力 (m^3)	合計能力 ($\text{m}^3/\text{秒}$)
粕壁ポンプ場	粕壁東	0.18	×	2	0.36
		0.28	×	1	0.28
		1.30	×	1	1.30
		1.30	×	3	3.90
土井ポンプ場	緑町	0.37	×	2	0.74
		0.60	×	1	0.60
緑町ポンプ場	緑町	1.50	×	1	1.50
		1.40	×	1	1.40
		0.06	×	1	0.06
旧倉松川排水機場	八丁目	0.50	×	2	1.00
		1.50	×	1	1.50
旧倉松第一調節池	八丁目	0.50	×	1	0.50
旧倉松第二調節池	不動院野	0.60	×	2	1.20
		0.02	×	1	0.02
備後ポンプ場	備後東	1.12	×	1	1.12
		2.33	×	1	2.33
		0.10	×	2	0.20
藤塚ポンプ場	六軒町	0.57	×	1	0.57
		1.58	×	2	3.16
赤沼ポンプ場	赤沼	1.50	×	2	3.00
大沼排水機	大沼	0.06	×	2	0.12
大沼東排水機	大沼	0.06	×	2	0.12
藤塚根郷排水機	藤塚	0.21	×	2	0.42
備後東排水機	備後東	0.36	×	1	0.36
備後西ポンプ場	備後西	0.35	×	1	0.35
		0.72	×	2	1.44
牛島前川原排水機	牛島	0.06	×	1	0.06
中央一丁目排水機	中央	0.11	×	2	0.22
藤塚桶入排水機	藤塚	0.55	×	1	0.55
樋堀排水機	樋堀	0.05	×	2	0.10
緑町一丁目排水機	緑町	0.33	×	1	0.33
		0.06	×	1	0.06
藤塚野口排水機	藤塚	0.25	×	2	0.50
大枝排水機	大枝	0.03	×	2	0.06
三千貝ポンプ場	内牧	0.60	×	2	1.20
水角ポンプ場	水角	1.00	×	2	2.00
中川3号雨水ポンプ	西金野井	0.25	×	1	0.25
		0.02	×	1	0.02
新宮橋排水樋管ポンプ	西金野井	0.03	×	1	0.03
		0.05	×	1	0.05
東団地ポンプ	新宿新田	0.01	×	2	0.02

施設名	設置場所	能力（毎秒 m^3 ）× 基数		能力（ m^3 ）	合計能力（ $\text{m}^3/\text{秒}$ ）
新宮橋マンホールポンプ	西金野井	0.02	× 1	0.02	0.02
松道樋管ポンプ	新宿新田	0.06	× 1	0.06	0.06
下柳川端ポンプ場	下柳	0.1075	× 2	0.215	0.215
中央七丁目排水機	中央七丁目	0.01	× 3	0.03	0.03
豊春苑排水ポンプ	道口蛭田	0.03	× 1	0.03	0.03
パークアベニュー調整池（池）	新宿新田	0.01	× 2	0.02	0.02
パークアベニュー調整池（道）	新宿新田	0.07	× 2	0.14	0.14
東中野調整池	東中野	0.05	× 2	0.10	0.10
大蔵屋住宅調整池	大森	0.01	× 1	0.01	0.01
水角調整池	水角	0.08	× 1	0.08	0.08
北部新宿新田調整池	新宿新田	0.01	× 1	0.01	0.01
武里中野調整池	武里中野	0.03	× 2	0.06	0.06
四季の彩公園調整池	大沼	0.01	× 2	0.02	0.02
米島ニュータウン 第一調整池	米島	0.97	× 1	0.97	0.98
		0.01	× 1	0.01	
米島ニュータウン 第二調整池	米島	0.17	× 1	0.17	0.17
ウィングハット調整池	谷原新田	0.77	× 3	2.31	2.31
四方谷第1公園調整池	内牧	0.02	× 2	0.04	0.04
四方谷第2公園調整池	内牧	0.01	× 2	0.02	0.02
春日部ハイデンス調整池	増富	0.01	× 2	0.02	0.02
新方袋東調整池	新方袋	0.02	× 2	0.04	0.04
増富調整池	増富	0.02	× 2	0.04	0.04
藤塚新田調整池	藤塚	0.05	× 2	0.10	0.10
藤塚第1調整池	藤塚	0.03	× 2	0.06	0.06
藤塚第5調整池	藤塚	0.02	× 2	0.04	0.04
藤塚第3区画整理調整池	藤塚	0.02	× 2	0.04	0.04
南一丁目調整池	南一丁目	0.12	× 2	0.24	0.24
西口南区画整理調整池	南一丁目	0.02	× 2	0.04	0.05
		0.01	× 1	0.01	
豊春サンハイツ調整池	上蛭田	0.02	× 2	0.04	0.04
豊野工業団地調整池	豊野町二丁目	0.10	× 2	0.20	0.20
緑町一丁目調整池	緑町一丁目	0.02	× 2	0.04	0.04
新宿新田遊水池	新宿新田	0.01	× 1	0.01	0.01
合 計		ポンプ数 : 117			38.23

【農業施設】

施設名	設置場所	能力（毎秒 m^3 ）× 基数		能力（ m^3 ）	合計能力（ $\text{m}^3/\text{秒}$ ）
幸松排水機場	新川	2.05	× 2	4.1	4.47
		0.37	× 1	0.37	
九尺排水機場	松伏町魚沼	2.9	× 2	5.8	6.5
		0.7	× 1	0.7	
打田排水機場	立野	1.65	× 2	3.3	3.3
上柳排水機場	上柳	0.78	× 2	1.556	1.556
合 計		ポンプ数 : 10			15.826

【別表第 41】

水道事業における事故応急対策の例

業務区分			業務項目	実施主体		
				上下水道部	市長部局	応援事業体
初動体制の 確立	0. 初動体制の確立等		1 職員の動員と配備 2 対策本部の設置	○ ○		
応急体制の 確立	1. 指揮・命令、 総合調整	指揮・命令	11 対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	○ ○ ○		
		会議等	14 対策本部会議（本部会議） 15 班会議 16 他班との連絡調整	○ ○ ○		
	2. 情報連絡・ 市民対応	情報連絡等	21 資料等の準備（情報連絡、応援要請関係） 22 通信機器の確保 23 水質汚染事故、緊急措置、応急給水等の状況、 応急給水・復旧予定の確認 24 消防、他のライフライン等への連絡 25 病院等への連絡 26 国土交通省、都道府県等への状況報告	○ ○ ○ ○ ○ ○		
		市民対応	27 広報 28 電話等受付（苦情処理等）	○ ○		
	3. 他事業体への応援要請		30 緊急措置等の応援要請と配備 （応援事業体等に対するもの）	○		
			31 応急給水の応援要請と配備 （応援事業体等に対するもの）	○		
	4. 事故記録の作成		41 事故記録の作成	○		
	緊急措置等		71 資料等の準備（緊急措置関係） 72 水質汚染事故状況の調査（水質検査含む）・ 緊急措置等 74 施設の運転管理、系統間水運用等	○ ○ ○	○	
			81 応急復旧計画の作成 92 応急復旧作業（洗浄、通水等）の実施 93 水質検査の実施		○ ○ ○	
			51 資料等の準備（応急給水関係） 52 応急給水計画の策定（運搬給水等） 61 応急給水の実施（応急給水状況調査を含む）	○	○ ○	

※詳細は、上下水道部において定期的に見直すマニュアル等を参照し、状況に応じた対応を行う
※応援事業体は必要に応じて対応する

【別表第42】

飲食物摂取制限に関する指標

(令和6年10月1日現在)

核 種	飲食物の摂取を制限する際の基準 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 (注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀 類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀 類	
	肉・卵・魚・その他	

資料) 原子力災害対策指針 原子力規制委員会

【別表第43】

食品中の放射性物質に係る規格基準

(令和6年10月1日現在)

核 種	厚生労働省による食品中の放射性物質に係る規格基準	
放射性セシウム	飲料水	10 Bq/kg 以上 (指標値)
	牛乳	50 Bq/kg 以上 (指標値)
	一般食品	100 Bq/kg 以上 (指標値)
	乳児用食品	50 Bq/kg 以上 (指標値)

資料) 厚生労働省 食品中の放射性物質に係る基準値の設定

【別表第44】

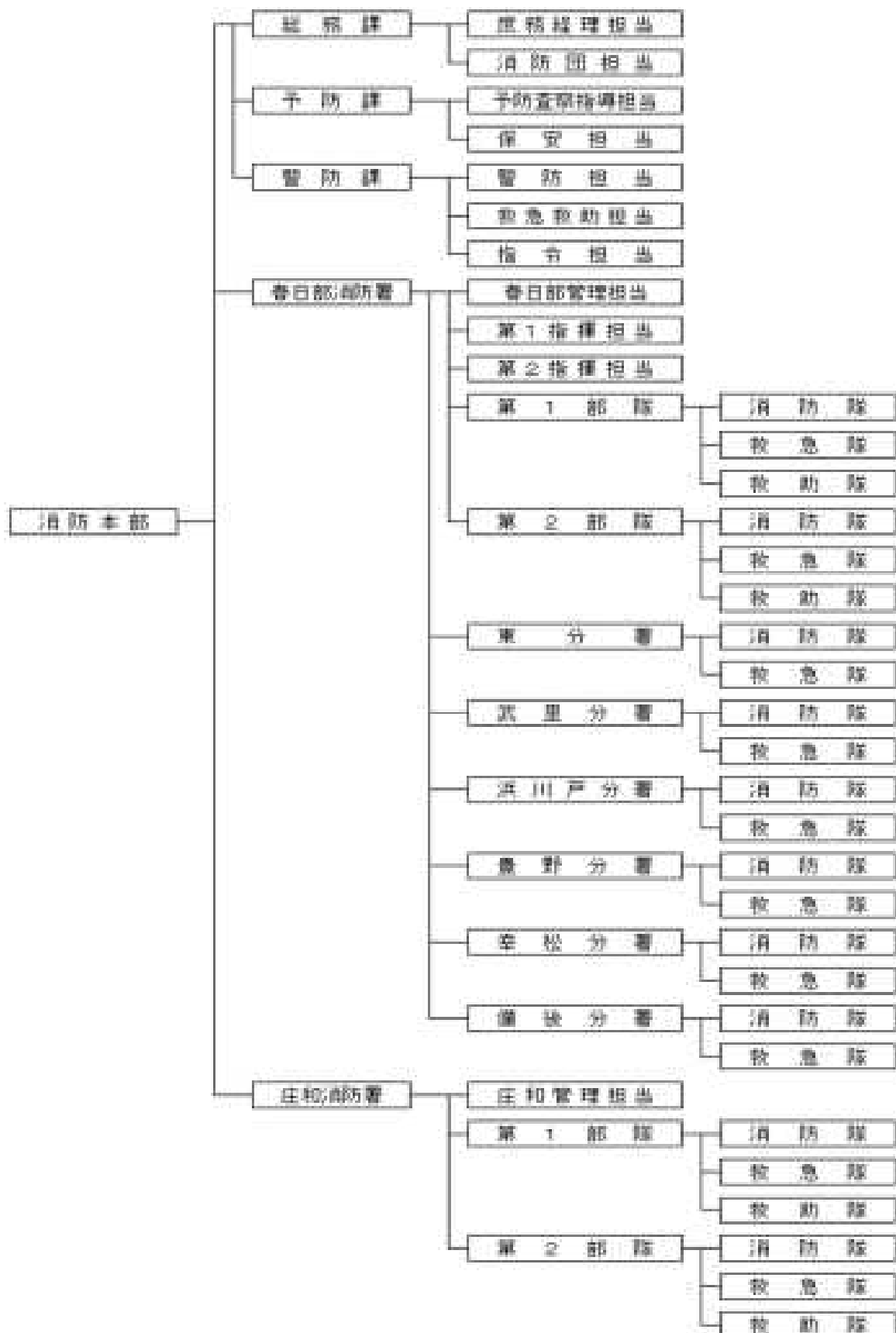
医療救護所一覧

(令和6年10月1日現在)

番号	名 称	所 在 地
1	春日部市立医療センター前	中央 6-7-1
2	東中学校	樋堀 181-1
3	武里南小学校	大枝 89 武里団地 2-1
4	豊春中学校	南中曾根 107-2
5	桜川小学校	大倉 496-1

【別図第1】

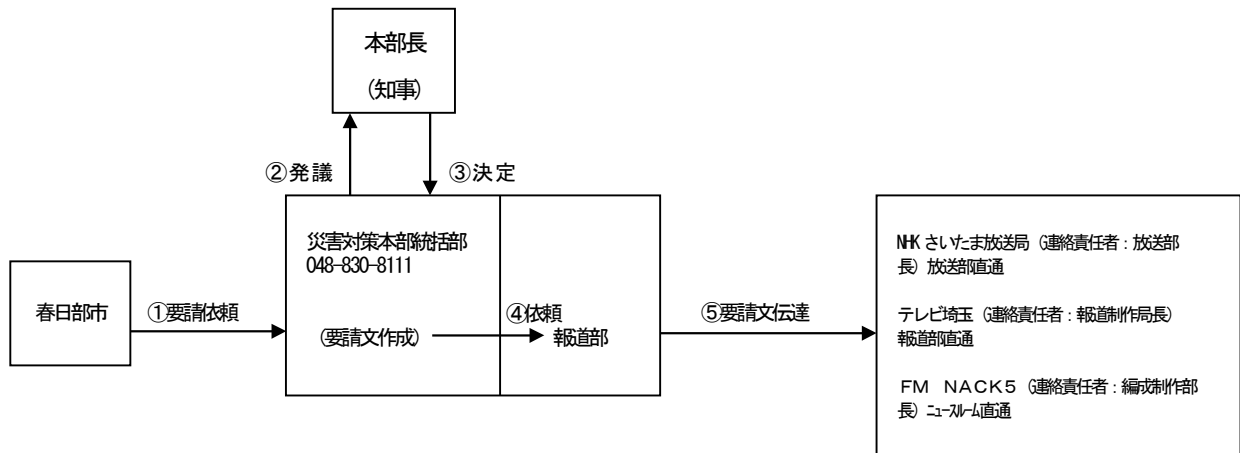
春日部市消防本部組織機構図



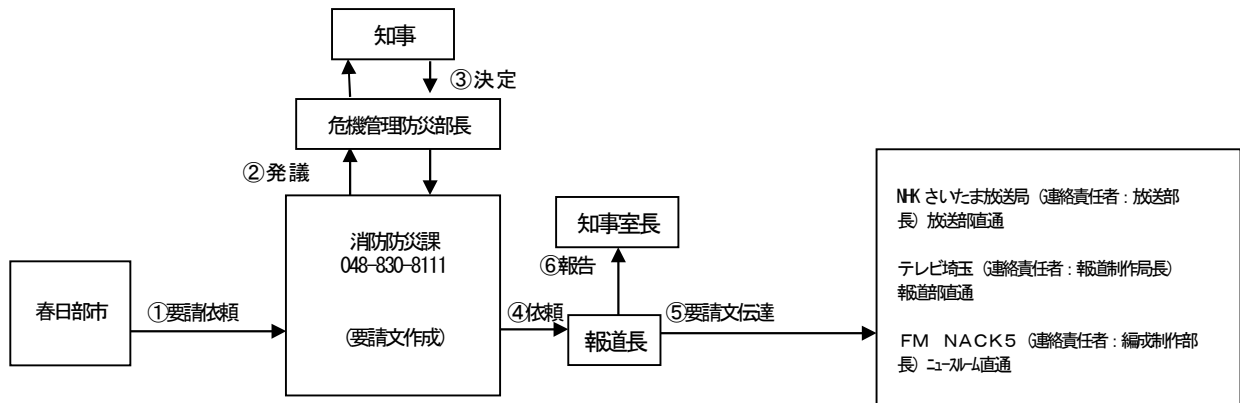
【別図第2】

放送要請手続一覧

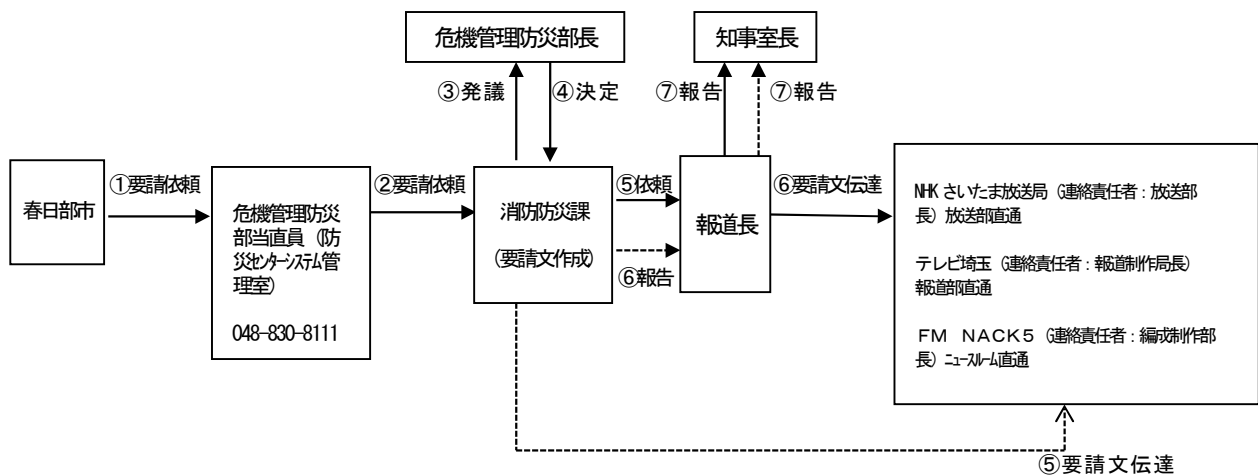
【埼玉県災害対策本部設置中】



【埼玉県災害対策本部設置外の勤務時間中】



【埼玉県災害対策本部設置外の夜間・休日等】



【別図第3】

トリアージタグ

(表面)

No.		氏 名 (Name)		年 齢 (Age)	性 別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)				電 話 (Phone)	
プリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分				プリアージ実施者氏名	
最近検問名			見守り検問名		
プリアージ実施場所					
プリアージ実施理由				区 組 健康推進士 その他	
備 考					
プリアージ区分 0 1 2 3					

0100-1-0000000000

0

I

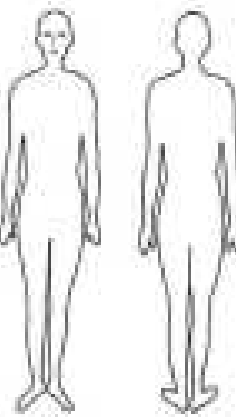
II

III

(裏面)

特記事項

交 接 簡 所



0

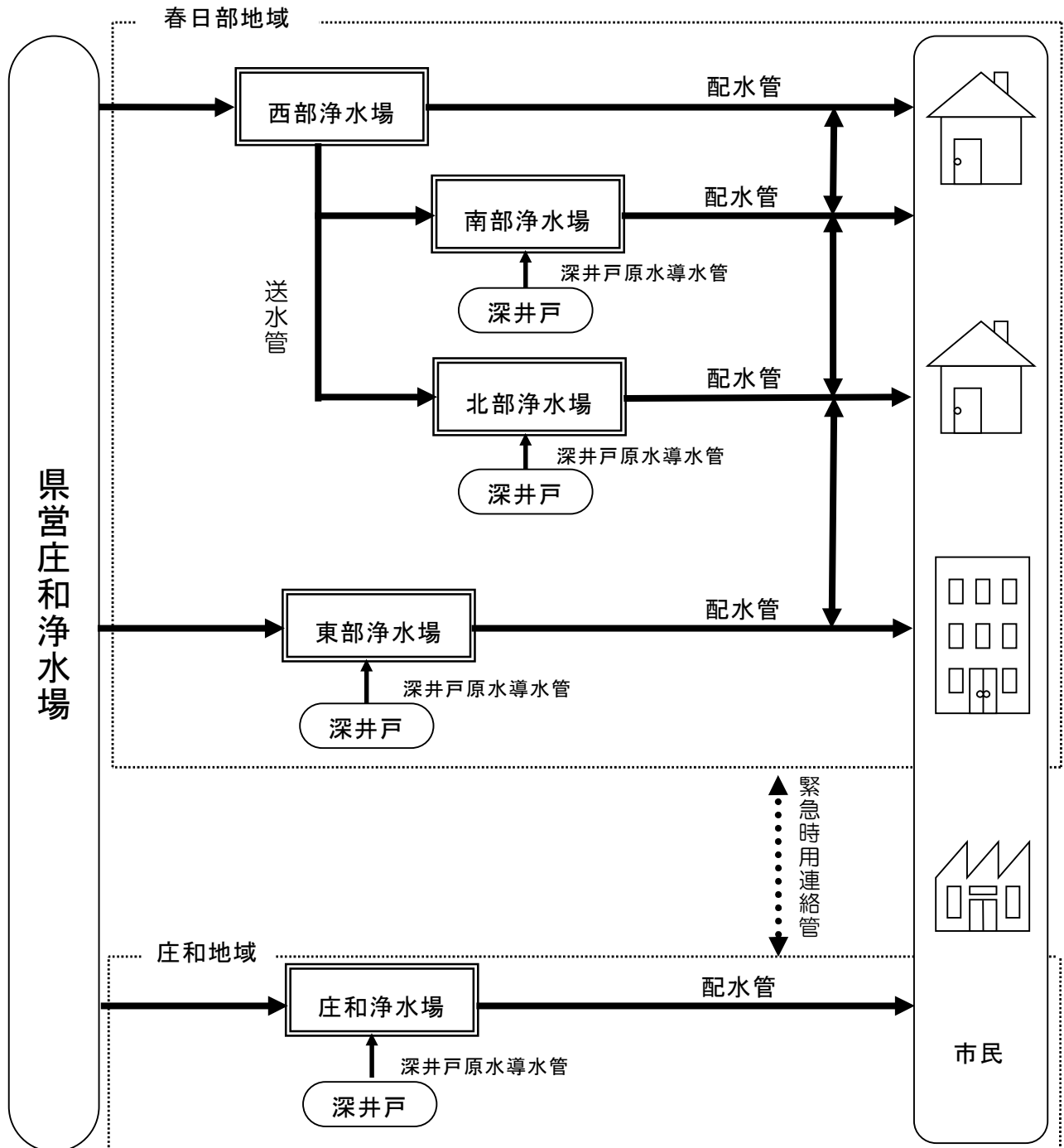
I

II

III

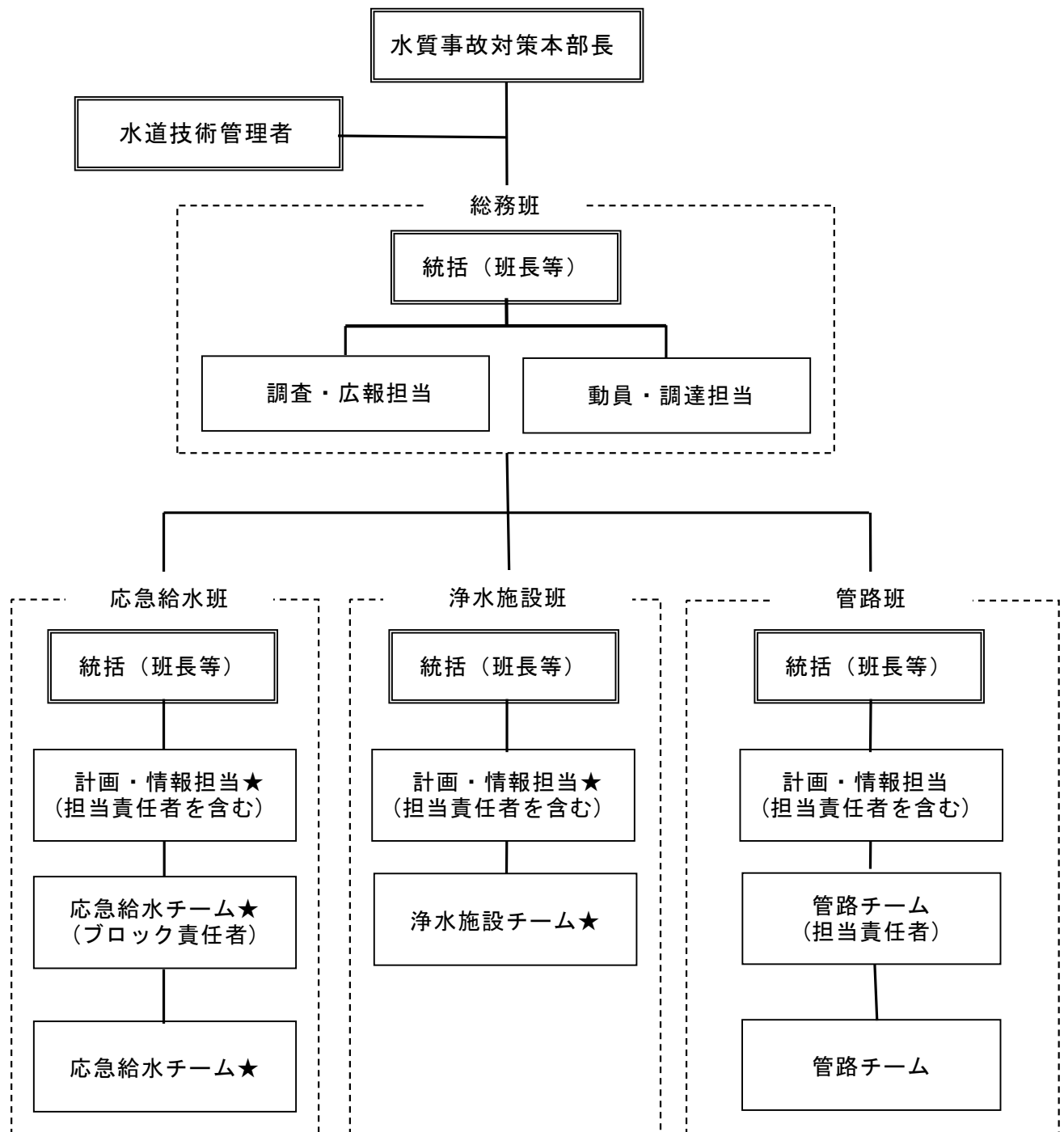
【別図第4】

上水道施設の位置及び給水区域図



【別図第5】

水質事故対策本部組織図



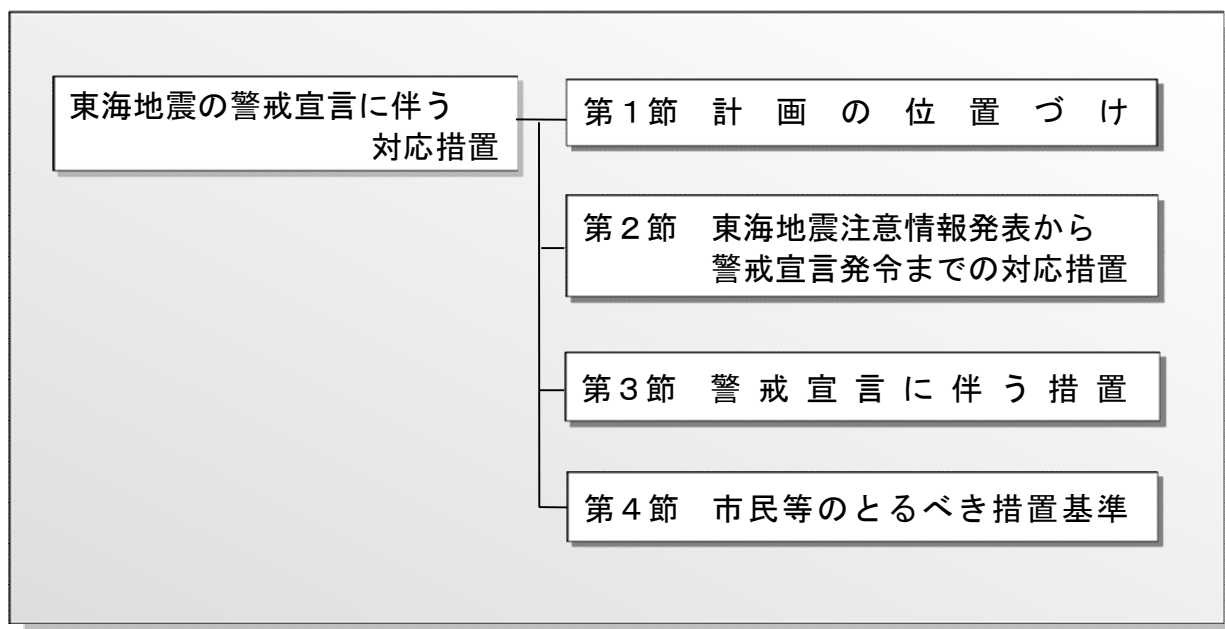
 : 水質事故対策本部会議委員
★ : 応援事業者あるいは共同で実施する。

【その他資料 第1】

東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

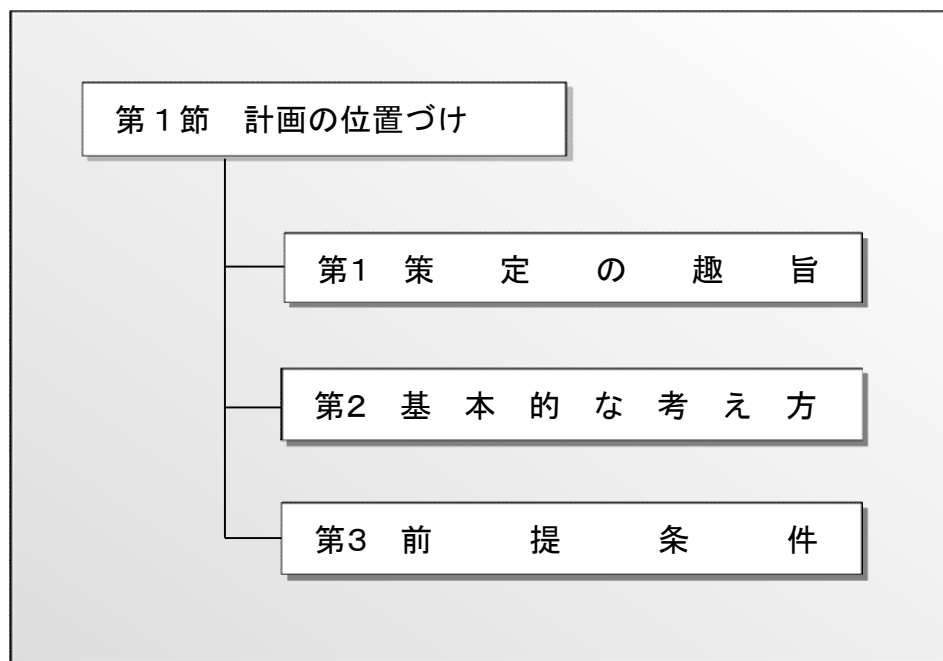
この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震について本市及び関係防災機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めたものである。

【 施策の体系 】



第 1 節 計画の位置づけ

【 計画の位置づけに係る事項 】



第1 策定の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、「強化地域」に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が「強化地域」に指定され、平成24年4月1日現在においては、1都7県157市町村が指定されている。

東海地震が発生した場合、県は、震度5弱から5強程度と予想されることから、「強化地域」には指定されていないが多大な被害が発生することが予想される。このため、市では、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念し、警戒宣言に伴う対応措置について計画する。

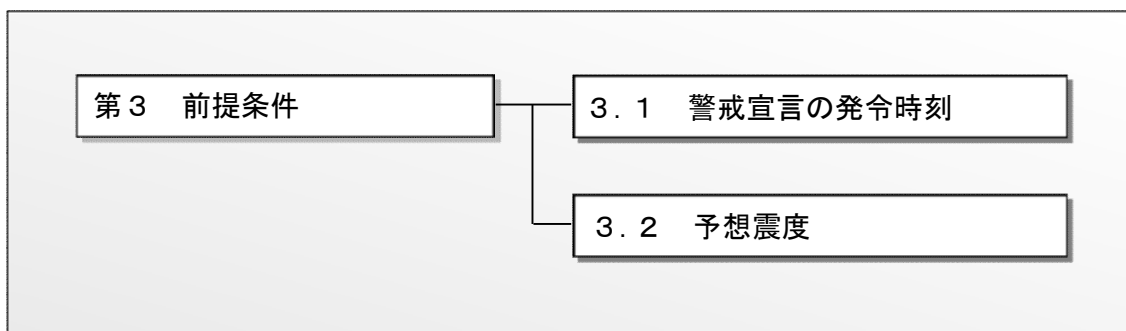
第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ア．警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- イ．警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ウ．原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講ずる。
- エ．災害発生後の対策は、「春日部市地域防災計画」により対処する。
- オ．本市の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。



3.1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

3.2 予想震度

東海地震が発生した場合の予想震度は、地質地盤によって異なるが、本市でおおむね震度5強以下と予想される。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 カラーレベル: 赤		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 カラーレベル: 黄		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル: 青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第 2 節

東海地震注意情報発表から
警戒宣言発令までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

【 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置に係る事項 】

第 2 節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第 1 東海地震注意情報の伝達

第 2 準 備 体 制 の 確 立

第 3 準 備 行 動 に 係 る 広 報

第 1 東海地震注意情報の伝達

第 1 東海地震注意情報の伝達

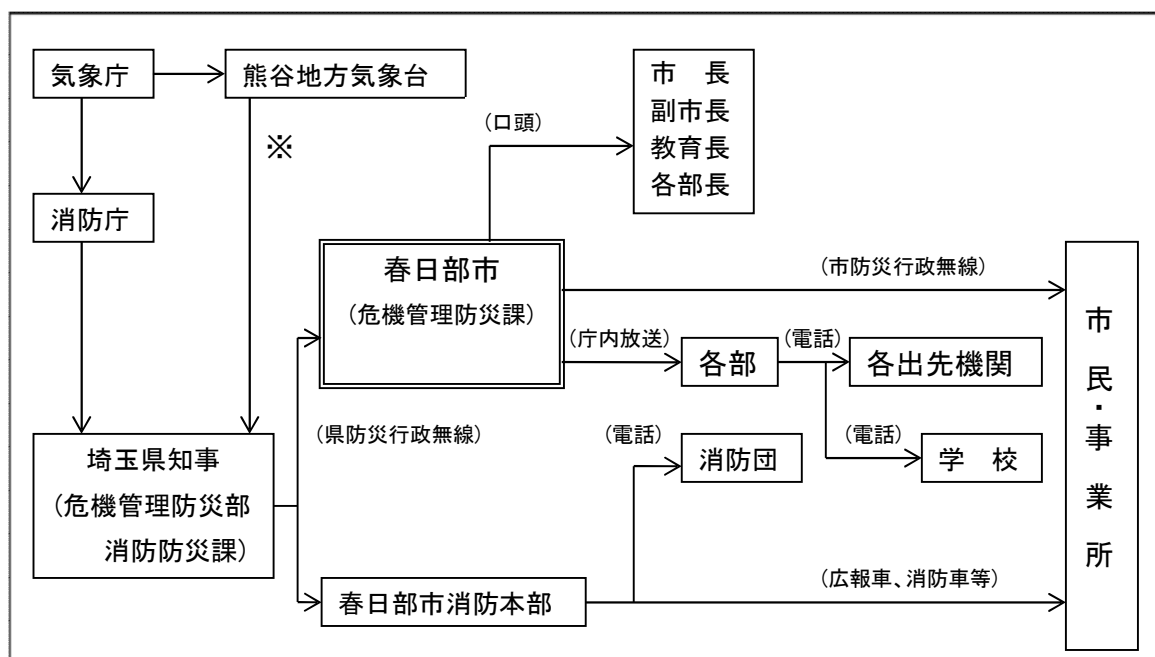
1.1 伝達系統及び伝達手段

1.2 伝達事項

1.1 伝達系統及び伝達手段 ◇ 『 市長公室、各部共通 』

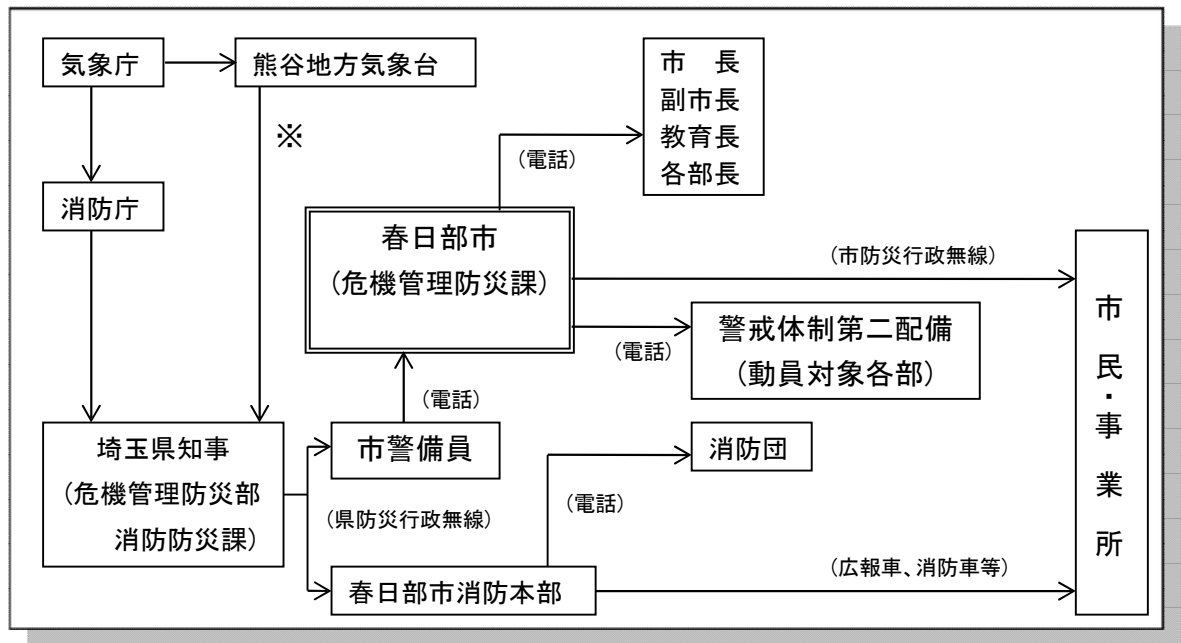
県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちに庁内、防災関係機関及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

【 東海地震注意情報伝達系統図（春日部市関連） 】 [勤務時間内]



注) ※知事への伝達は消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台を副とする。

【 東海地震注意情報伝達系統図（春日部市関連） 】 [勤務時間外]



注) ※知事への伝達は消防庁ルートを通し、熊谷地方気象台を副とする。

1.2 伝達事項 ◇ 『 市長公室、各部共通 』

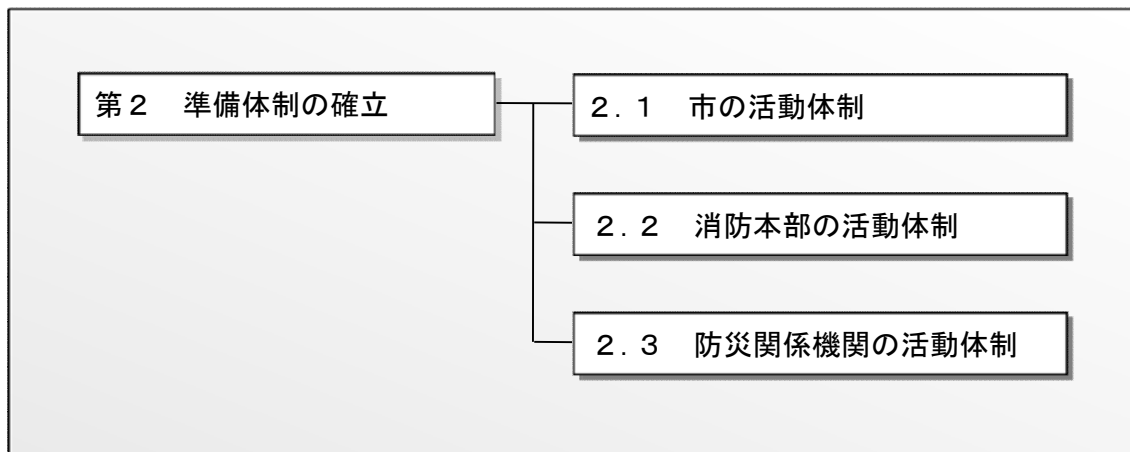
伝達事項は、以下に示すとおりである。

- ア. 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- イ. 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- ウ. 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- エ. その他必要と認める事項

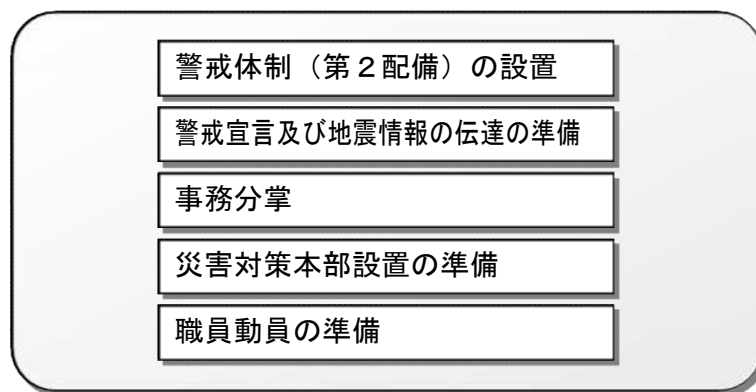
第2 準備体制の確立

本市が東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに警戒体制を敷き、警戒宣言の発令に備えて速やかに対応がとれるよう準備を整えるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

なお、主な準備項目は、以下に示すとおりである。



2.1 市の活動体制 ◇ 『各部共通』



(1) 警戒体制（第二配備）の設置

市は、東海地震注意情報が発表された場合、「第3編 第1章 第1節『第2 活動体制』」(p. 3-○参照)に従い災害警戒本部を設置し、警戒体制の第二配備をとるものとする。

(2) 警戒宣言及び地震情報の伝達の準備

次の情報が正確かつ速やかに伝達できるように準備を整えるものとする。

- ・ 東海地震予知情報
- ・ その他防災上重要な情報

(3) 事務分掌

- ・ 東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- ・ 社会的混乱防止のための必要な措置
- ・ 防災関係機関との連絡調整

(4) 災害対策本部設置の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに災害対策本部が設置できるよう準備を整えるものとする。

(5) 職員動員の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに職員の動員がなされるよう準備を整えるものとする。

2.2 消防本部の活動体制 ⇨ 『 消防本部 』

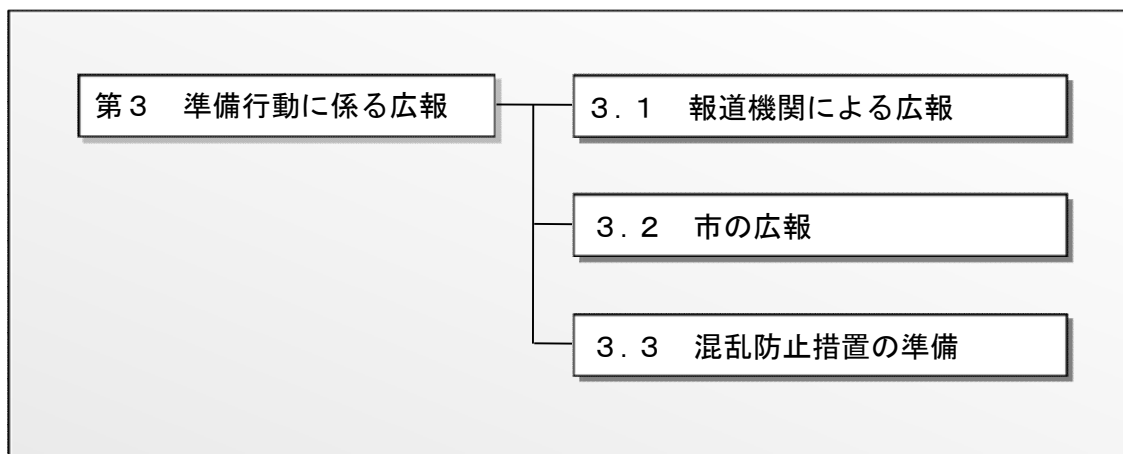
緊急連絡体制をとるとともに、「危機管理防災課」との連絡を密にし、災害対策本部の設置に備える。

2.3 防災関係機関の活動体制

ライフライン関係の防災関係機関の活動体制は、以下に示すとおりである。

【 防災関係機関の活動体制 】

防災関係機関名	活動体制
東日本旅客鉄道株式会社	① 地震防災対策本部の設置 ② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。 ③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。
東日本電信電話株式会社	防災業務計画に基づく所定の体制・対策をとる。
東京電力パワーグリッド株式会社	非常災害体制を発令し、所定の体制をとる。
東彩ガス株式会社	警戒宣言等の情報を受けた場合、社内『災害対策基準』に則り、所定の対策、体制をとる。



3.1 報道機関による広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、テレビ、ラジオの臨時ニュース等により、次の内容の速報が流される。

□情報内容

- 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたので、東海地震注意情報を発表した。
- この異常な観測データが東海地震の前兆であるかを判定するために判定会が開催された。
- 冷静に対応するように、今後の情報に注意する呼びかけ。

3.2 市の広報 ⇨ 『 市長公室、総合政策部、消防本部 』

市は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安心安全メール、SNS、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。

情報の確認を求める問い合わせには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を正しい理解が得られるよう注意し適正に回答する。

混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。

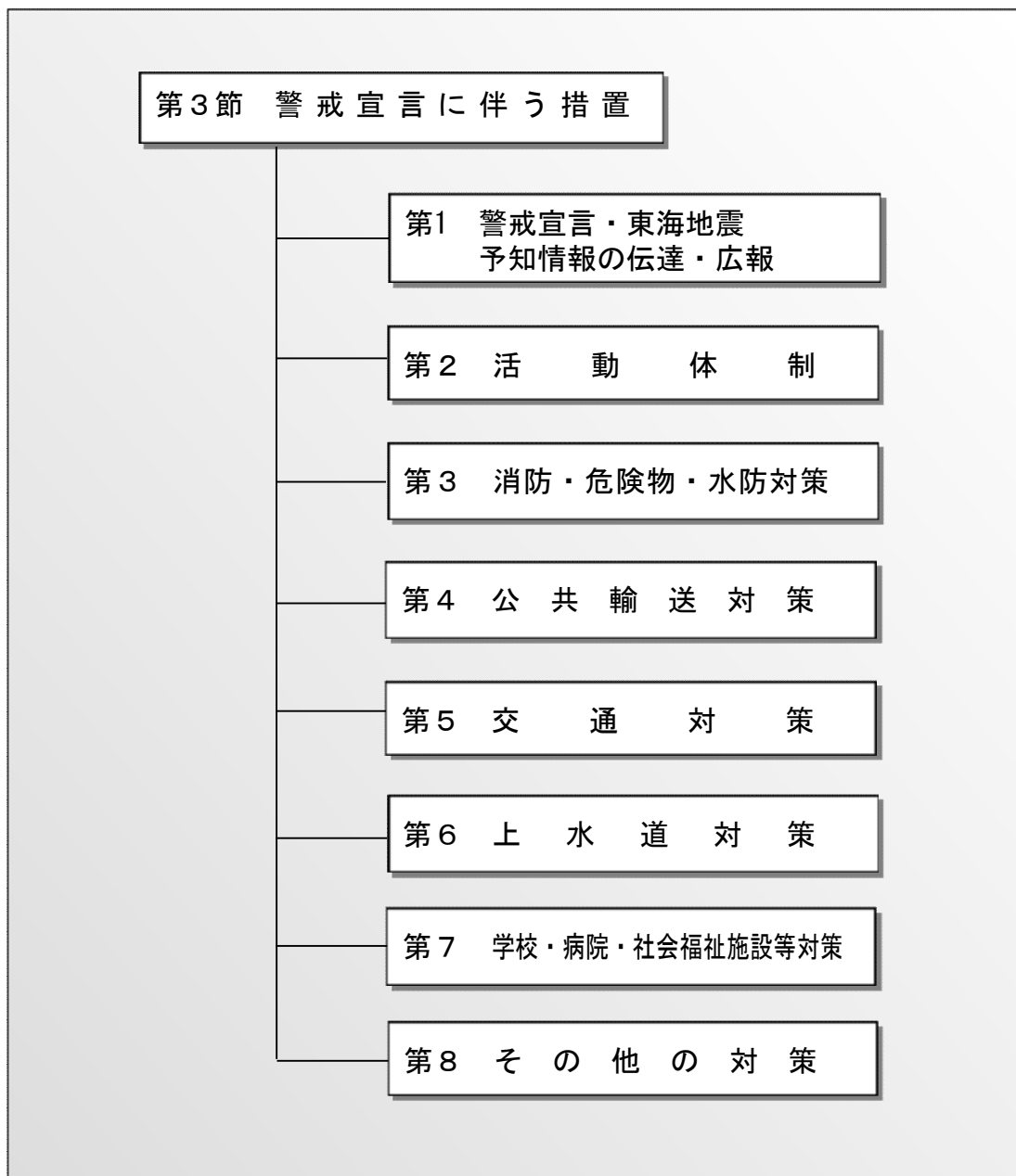
3.3 混乱防止措置の準備 ⇨ 『 各部共通 』

市は、市民に対する広報を実施するほか、各防災関係機関への市民からの問い合わせ内容、電話の回線利用状況、気象情報等を把握し、さらに、鉄道機関の運行状況、駅周辺における市民の集中状況、バス・タクシーの運行状況及び幹線道路の交通状況等の混乱防止に必要な情報を収集する。

第3節 警戒宣言に伴う措置

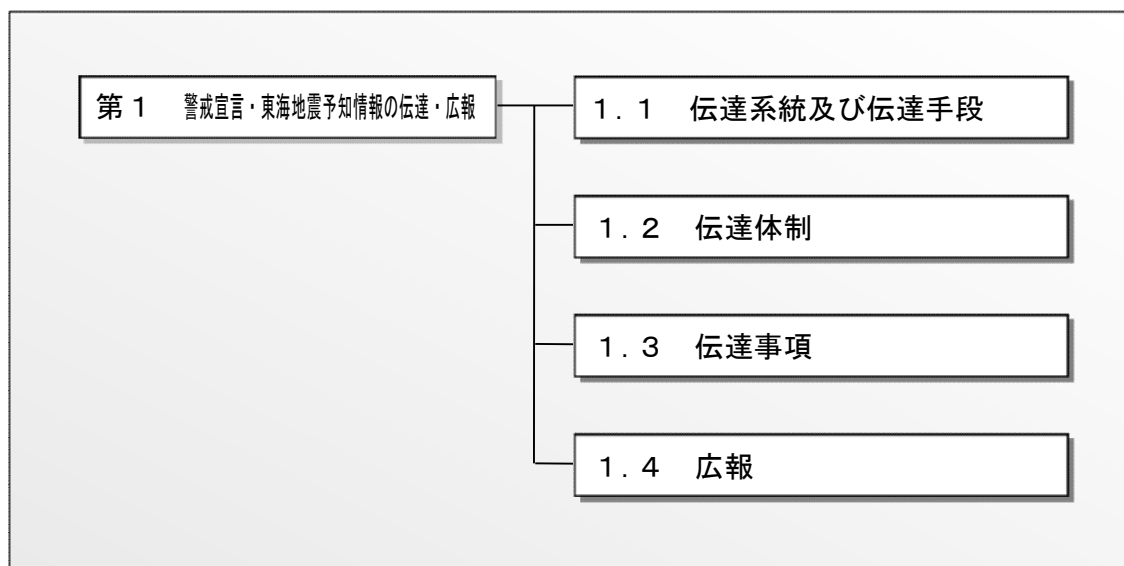
本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

【 警戒宣言に伴う措置に係る事項 】



第 1 警戒宣言・東海地震予知情報の伝達・広報

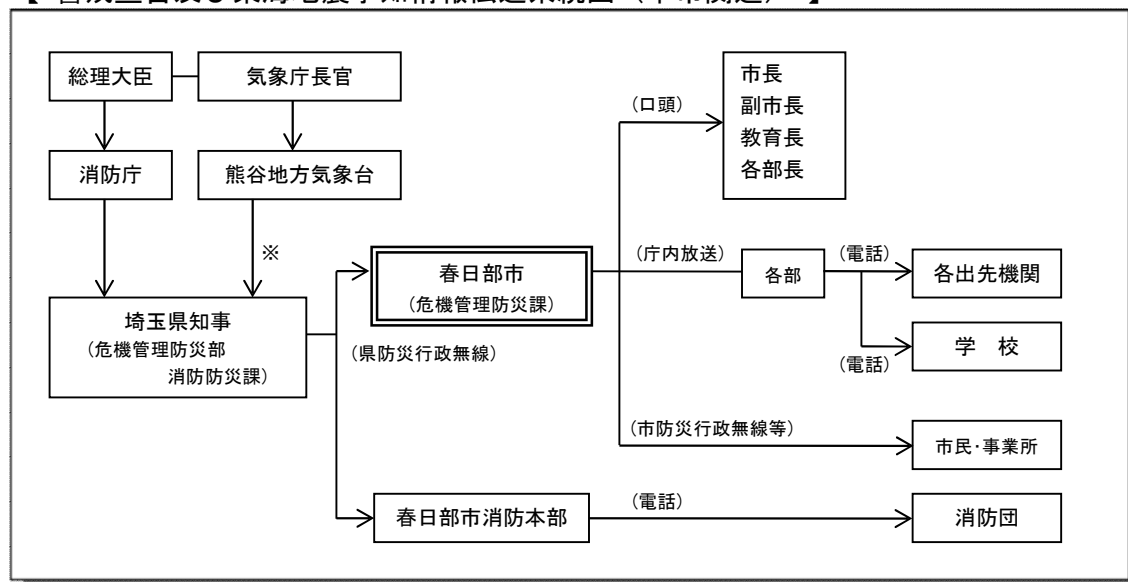
市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部署及び市民等に伝達する。



1.1 伝達系統及び伝達手段 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

県からの警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

【 警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図（本市関連） 】



注) ※知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

1.2 伝達体制 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線、広報車及びサイレン等により伝達する。

【 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則） 】



注) 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。

必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。

1.3 伝達事項 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

「危機管理防災課」及び「総合政策部」が、庁内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は以下のとおりである。

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

1.4 広 報 ⇨ 『 総合政策部 』

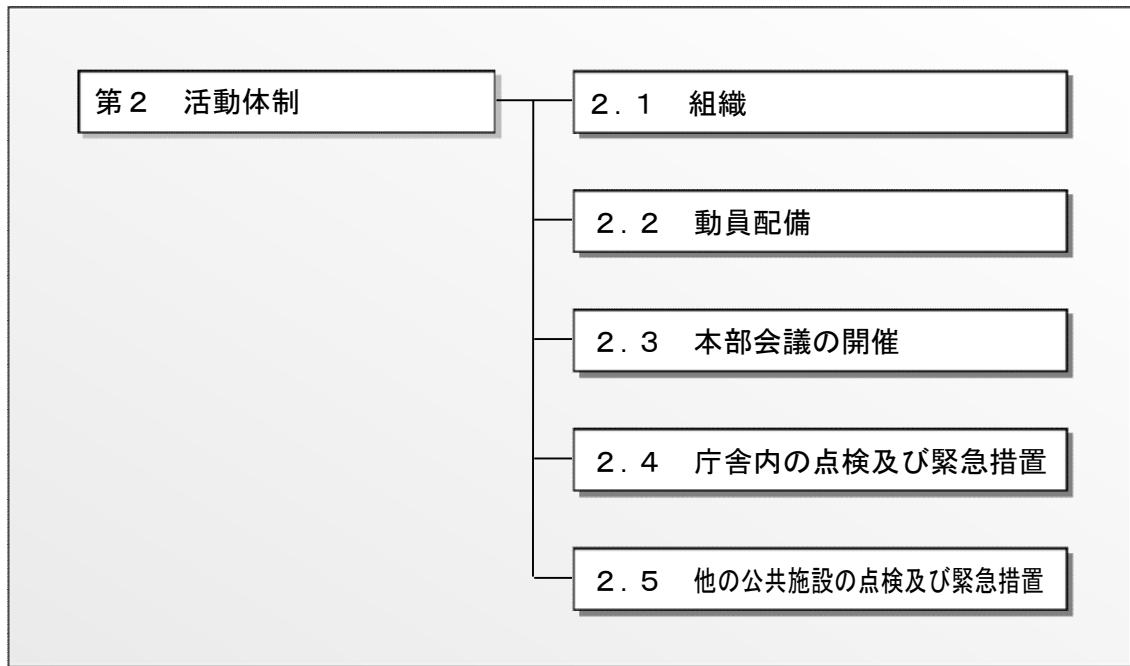
市は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、本市、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

「総合政策部」は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

広報は、防災行政無線、広報車両、自治会、自主防災組織、市ホームページ、安心安全メール、SNS等を通じて行う。

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

第 2 活動体制



2.1 組 織 ⇨ 『 各部共通 』

警戒宣言が発令された場合、市は市役所に災害対策本部を設置し、非常体制の第一配備により災害応急対策活動を実施する。

なお、地震発生後の体制は「第3編 第1章 第1節 『第2 活動体制』」(p. 3-○参照)による。

2.2 動員配備 ⇨ 『 各部共通 』

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部への動員は「第3編 第1章 第1節『第2 活動体制』」(p. 3-○参照)による。

2.3 本部会議の開催 ⇨ 『 市長公室 』

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各部各班の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を随時開催する。

なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部の事務分掌

- 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- 社会的混乱防止に係る施策の実施
- 報道機関等への情報提供
- その他必要な事項

2.4 庁舎内の点検及び緊急措置 ⇨ 『 関係各部 』

(1) 点 検

□火気使用設備の点検

各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。

□自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検確認を行う。

□消防用設備等の点検

消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。

□落下、倒壊の危険性のある物品の点検

各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等、転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。

□発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

(2) 緊急措置

□防災資機材等の準備

各班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。

□公用車両の確保

各班は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。

□通信手段の確保

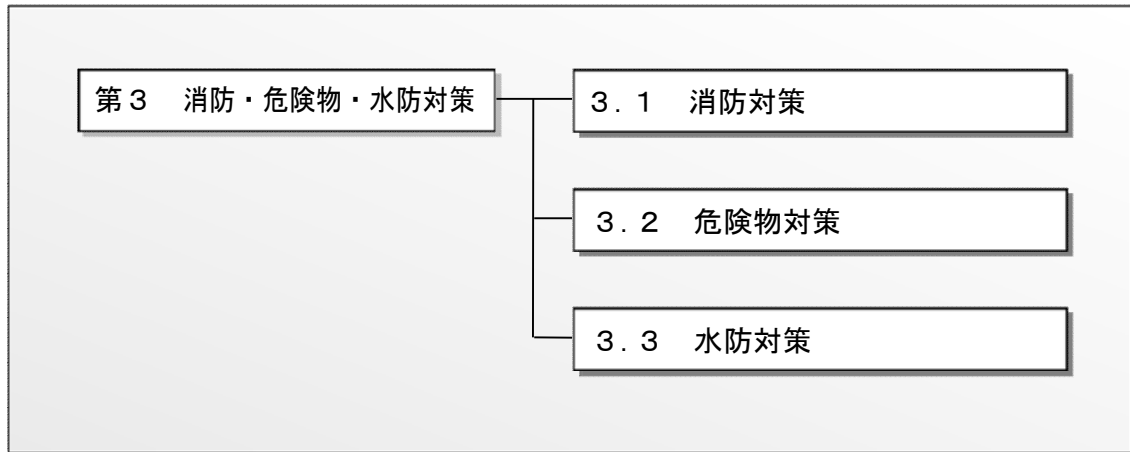
各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

2.5 他の公共施設の点検及び緊急措置 ⇨ 『 各部共通 』

各公共施設の管理者は、各々の施設について「2.4 庁舎内の点検及び緊急措置」に準じた対策を講じる。

第 3

消防・危険物・水防対策



3.1 消防対策 ⇨ 『 消防本部 』

「消防本部」は、次のとおり対応措置を講じる。

□防災措置の内容

- 正確な情報の収集及び伝達
- 火災、水害等防除のための警戒
- 浸水避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 資機材の点検整備の実施
- 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報

3.2 危険物対策 ⇨ 『 消防本部 』

「消防本部」は、危険物取扱施設等に対し、次の防災措置を指導する。

□防災措置の内容

- 転倒・落下・流出拡散防止等の措置
- 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- 操業の制限、停止
- 火気使用の制限又は禁止
- 消火設備等の点検確認

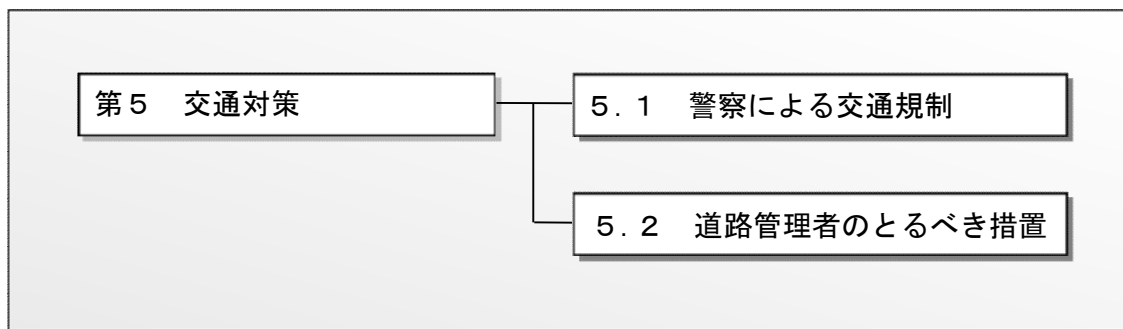
3.3 水防対策 ⇨ 『 建設部、市長公室 』

市は、市管理の河川施設等の点検を行う。

第 4 公共輸送対策

バス会社及びタクシー会社は、（一社）埼玉県バス協会、埼玉県タクシー協会及び国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

第 5 交通対策



5.1 警察による交通規制 ⇨ 『 警察署 』

春日部警察署は、警戒宣言が発せられたときは緊急交通路確保のため、次の措置を行う。
また、上記の交通対策の実施等によって生じる交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

□防災措置の内容

- 緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制
- 緊急通行車両等の確認

5.2 道路管理者のとりべき措置 ⇨ 『 市民生活部、建設部 』

市は、警戒宣言が発せられた際の運転者のとりべき行動について広報を行い周知徹底を図るとともに、県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ警察署と協議し対策をたてる。

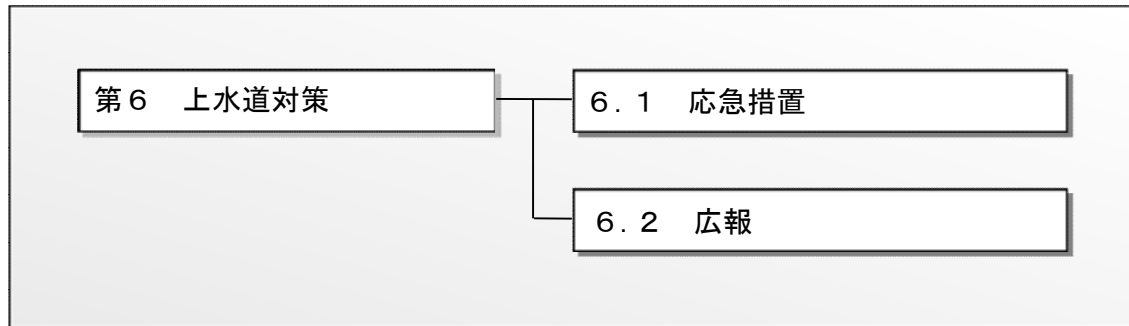
また、市が管理する道路について、次の措置を行う。

□防災措置の内容

- 危険箇所の点検
避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施
- 工事中の道路についての安全対策
工事を中止し、保安対策の実施

第 6 上水道対策

「上下水道部」は、警戒宣言が発令された場合、おおむね次のような措置をとる。



6.1 応急措置 ⇨ 『 上下水道部 』

原則として供給を継続する。

また、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

□要員の確保

- 「上下水道部」職員、春日部市管工事業協同組合等への連絡
- 資機材の点検整備

□施設の保安措置等

- 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。
- 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう講じる。
- 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

6.2 広 報 ⇨ 『 上下水道部、総合政策部 』

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報活動を行う。

□広報内容

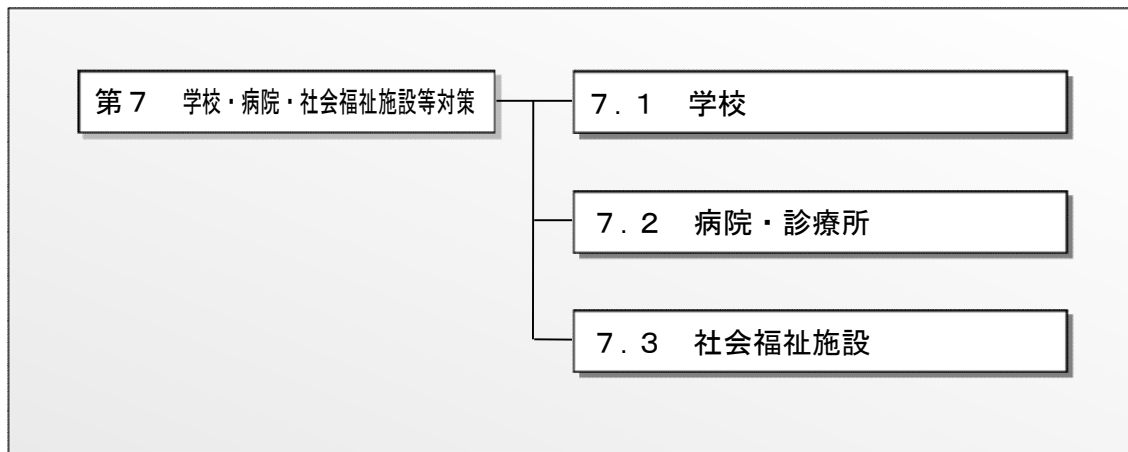
- 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。
- 地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。
 - ・ 飲料水の汲置き（ポリタンク、バケツにフタをして利用し、概ね3日毎に新しい水に汲替え、水質保持に留意する。）
 - ・ 生活用水の汲置き（浴槽等を利用し、貯水する。）
 - ・ その他（汲置き容器転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。）
- 必要以上の水道水の使用を控えること。
- 発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

□広報手段

- 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼
- 広報車両による広報
- 公共施設等への掲示
- 市ホームページや安心安全メール、SNS等による情報提供

第 7

学校・病院・社会福祉施設等対策



7.1 学 校 ⇨ 『 学校教育部 』

「学校教育部」は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置を行う。

□「学校教育部」のとり措置

- 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む）の措置をとる。
- 児童・生徒等の下校方法は、次のように行う。
 - ・ 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、震度5弱以上の場合には、連絡網を通じ保護者の来校を求める。
 - ・ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- 学校に残留し保護する児童・生徒等については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容にしたがって対処する。
- 家族への連絡は、通信不通の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め徹底させておく。
- 警戒宣言が解除されるまで、臨時休業とする。
- 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措置をとる。
- 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- 地域の関係機関・団体との連絡を密にし対応する。

7.2 病院・診療所 ⇨ 『 健康保険部、医療センター 』

「健康保険部」及び「医療センター」は、市内の病院、診療所等に、次のような対応の協力を要請する。

□診療対策

- 外来患者の診療は状況に応じ可能な限り平常どおり行う。
- 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- 救急患者の受入体制を講ずる。
- 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。
- 手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き延期するなどの措置を講ずる。

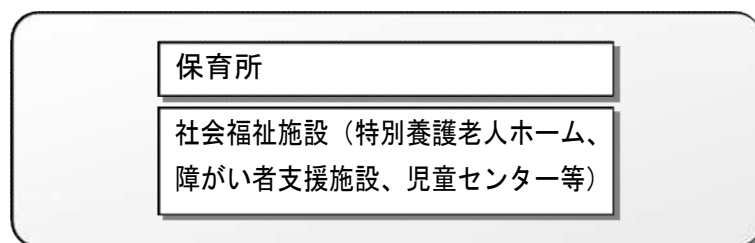
□来院者、入院者への情報伝達、指示

- 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

□入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、災害発生による被害防止又は軽減を図るため必要な措置を与える。
- 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

7.3 社会福祉施設 ⇨ 『 福祉部、こども未来部 』



(1) 保育所

「こども未来部」は、警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休所とし、次の措置をとる。

□帰宅措置

- 入所児童は名簿確認の後、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。
- 保護者の引取りが済むまで、入所児童は保育所で保護する。
- 所外における指導時は、帰所後入所児童を保護者に引き渡す。
また、交通機関、道路の状況等によって帰所が困難な場合、保育所及び市に連絡を取り、適宜の措置をとる。

□防災措置

- 施設設備、消火器、火気等の点検
- 転倒、落下物の防止措置
- 飲料水の確保、食料、ミルク等の確保
- 医薬品等の確保

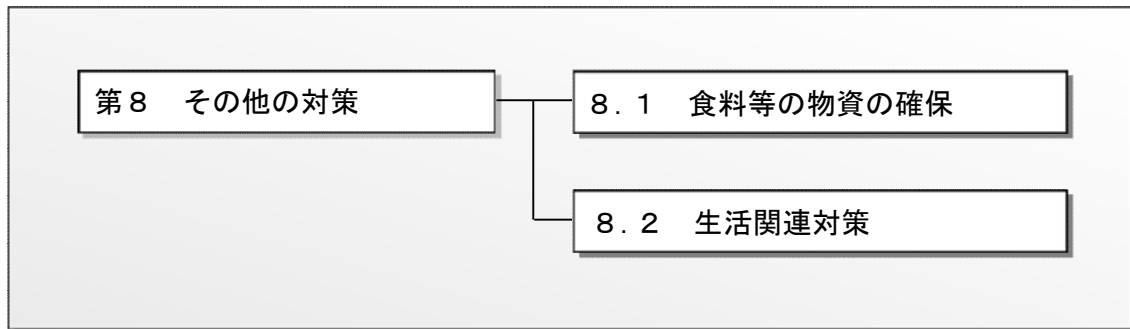
(2) 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、児童センター等）

市は、施設の種類、通所（園）者・収容者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

□社会福祉施設への措置

- 保護者への伝達
- 保護者への引渡し
- 施設の防災点検
- 出火防止
- 引渡しが困難な者の保護
- 食料、医薬品、生活必需品等の確保

第 8 その他対策



8.1 食料等の物資の確保 ⇨ 『 環境経済部 』

市は、警戒宣言発令時において、商工団体を通じ若しくは連携を図り、次の措置を取り物資を確保する。

☐ 食料等の物資の確保

- ☐ スーパーマーケット、小売店等に対し営業の継続を呼びかける。
- ☐ 市民に対して小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける。

8.2 生活関連対策 ⇨ 『 関係各部 』

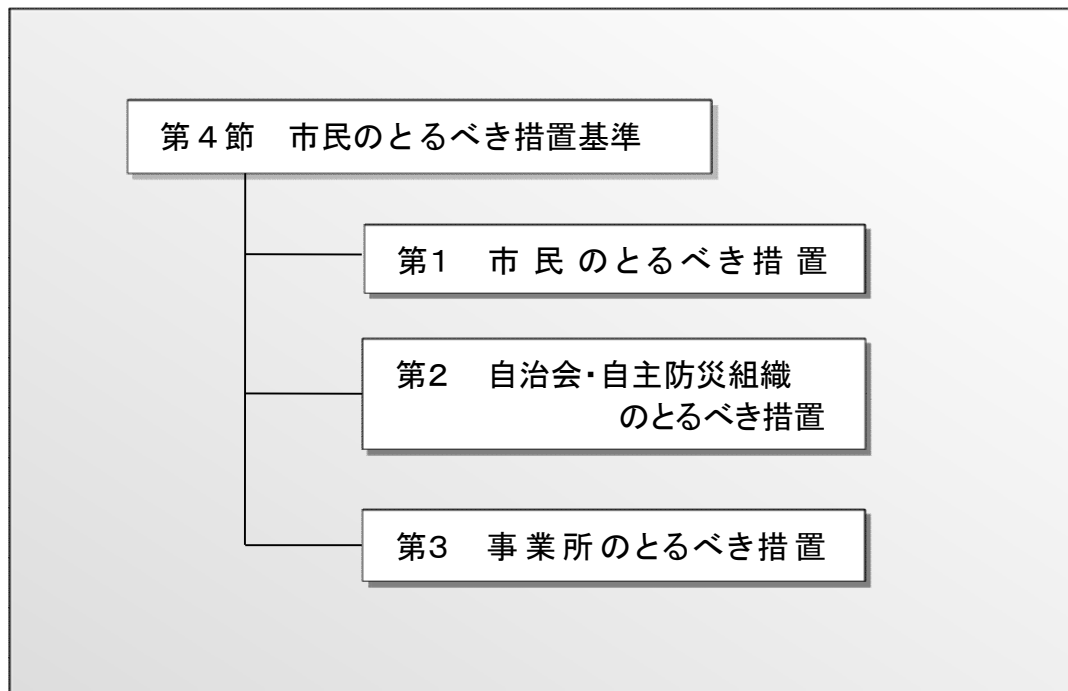
- ア．市民に対して緊急貯水を呼び掛ける。
- イ．応急給水に必要な資機材、プール、ろ水機の点検を行う。
- ウ．井戸の点検を行う。
- エ．生活必需物資の供給協定店と連絡を取り、体制の確認と保有量の確認を行う。

第4節 市民等のとるべき措置基準

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民・事業所等がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

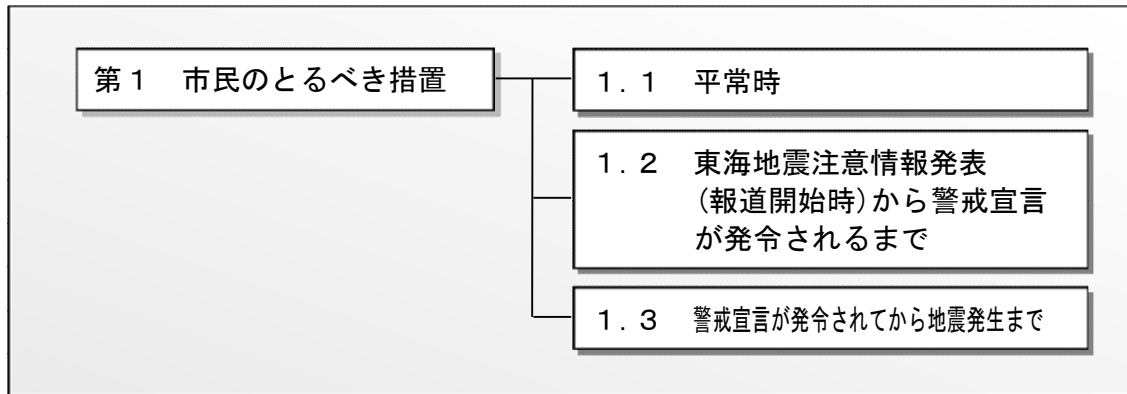
市民、事業所が、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置の基準を以下に示す。

【 市民等のとるべき措置基準に係る事項 】



第 1 市民のとりべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市民のとりべき措置は、以下に示すとおりである。



1. 1 平常時

- ① 家や塀の耐震化を促進する。
 - わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
 - ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。
 - タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
 - 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。
- ③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
 - ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
 - LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - 火気使用場所周辺に易・可燃性物品を置かない。
- ④ 消火器、消火用水の準備をする。
 - 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。
- ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。
 - 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水、約3ℓ）。
 - 食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。
- ⑥ 救急医薬品の準備をする。
 - 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。
- ⑦ 生活必需品の準備をする。
 - 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。
- ⑧ 防災用品の準備をする。
 - トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- ⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。
 - 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。
 - 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
 - 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。

1. 2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

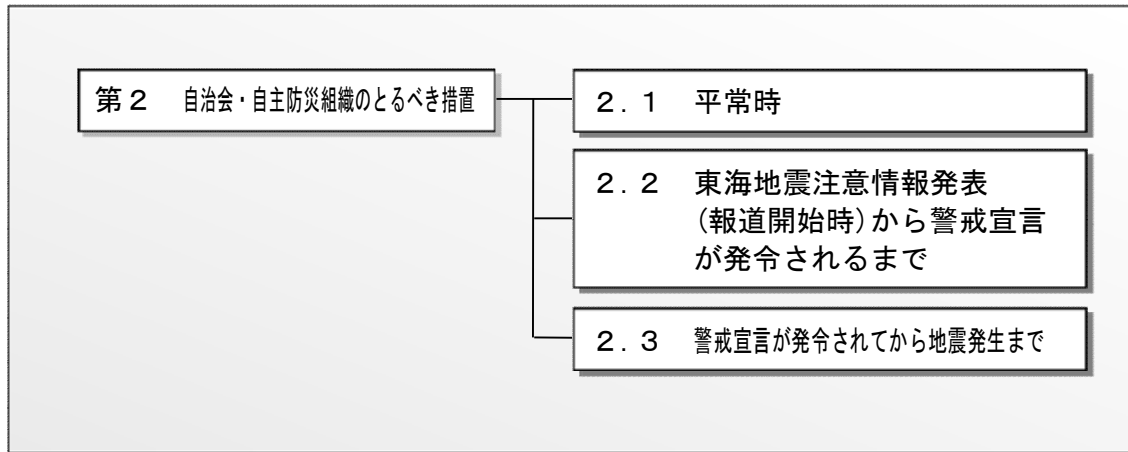
- ① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報入手し、冷静な行動をとる。
- ② 電話の使用を自粛する。
- ③ 自家用車の利用を自粛する。
- ④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- ⑥ 強化地域方面への不要不急な旅行等を自粛する。

1. 3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 警戒宣言情報の入手
 - 防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
 - 県・市・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
 - 家具、棚等の上の重いものをおろす。
 - 窓ガラスにガムテープ等をはる。
 - ベランダの置物等をかたづける。
- ③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認
 - 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
 - ガス器具等の安全設備の確認をする。
 - LPガス容器の固定措置の確認をする。
 - 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- ④ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- ⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する
危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確認
- ⑦ 救急医薬品の確認
- ⑧ 生活必需品の確認
- ⑨ 防災用品の確認
- ⑩ 電話の使用の自粛
(県・市・放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。)
- ⑪ 自家用車の利用の自粛
 - 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
 - 走行中の車両は、減速走行し目的地まで到着した後は車両を使わない。
- ⑫ 要配慮者への措置
高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民等の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により、対応措置をとる。
- ⑬ エレベーターの使用を避ける。
- ⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛
- ⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛

第 2 自治会・自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。



2.1 平常時

- ① 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- ② 防災知識の普及活動を行う。
 - 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置の普及・啓発を行う。
 - 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。
 - 地域内の消防水利を把握する。
 - 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ③ 防災訓練を行う。

災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。
 - 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。
 - LPガス容器の点検を指導。
- ⑤ 防災資機材等を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。
- ⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - 市、消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
 - 自治会等ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
 - 要配慮者に対する伝達体制を確立する。

2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

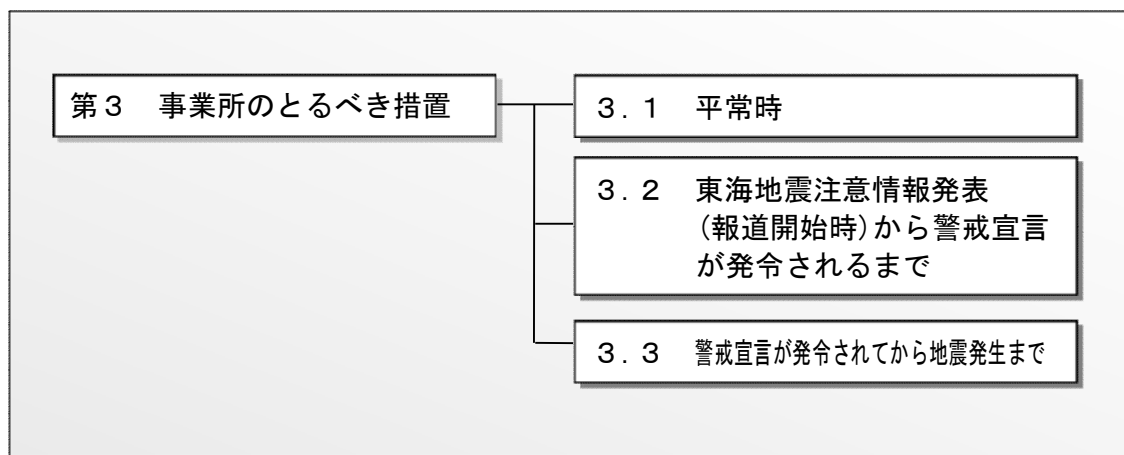
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報を入手する。② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。 |
|---|

2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 自主防災組織の活動体制を確立する。<ul style="list-style-type: none">○ 自主防災組織の編成及び役割分担を確認する。○ 自主防災組織本部を設置する。② 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。③ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。④ 防災資機材等を確認する。⑤ 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民等の安全対策措置の呼びかけを実施する。⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。 |
|---|

第3 事業所のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所のとるべき措置は、以下に示すとおりである。



3.1 平常時

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたるもの）を定め消防計画を作成する。

消防計画作成上の留意事項は次のとおりである。

- ① 自衛防災体制の確立
 - 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
 - 組織の役割分担の明確化
- ② 教育及び広報活動
 - 従業員の防災意識の高揚
 - 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
- ③ 防災訓練
災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練
- ④ 危険防止対策
 - 施設、設備の定期点検
 - 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置
- ⑤ 出火防止対策
 - 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
 - 消防水利、機材の整備点検
 - 商品の整備点検
 - 易・可燃性物品の管理点検
- ⑥ 消防資機材等の整備
情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。
- ⑦ 情報の収集、伝達体制の確立
 - 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
 - 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。
- ② 自衛防災体制の準備、確認をする。
- ③ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- ④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自衛防災組織の活動体制を確認する。
 - 自衛防災組織の編成を確認する。
 - 自衛防災本部を設置する。
 - 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- ② 情報の収集、伝達体制をとる。

県・市・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- ③ 危険防止措置を確認する。
 - 施設、設備を確認する。
 - 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。
- ④ 出火防止措置を確認する。
 - 火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - 火気使用場所及び周辺を確認する。
 - 消防水利、機材を確認する。
 - 易・可燃性物品を確認する。
- ⑤ 防災資機材等の確認
情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等を確認する。
- ⑥ 食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する。ただし、不特定かつ多数の者が出入りする文化施設、遊興施設等の集客施設等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。
- ⑦ 石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- ⑧ バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- ⑨ 一般事業所においては原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等により原則として交通機関を利用しない。
- ⑩ 電話使用を自粛する。県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。
- ⑪ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

